

四日市市地域防災計画

資 料（１）

【資料関係】

令和7年7月修正

四 日 市 市
四日市市防災会議

四日市市地域防災計画　－資料（１）－　目次

【１ 資料関係】

１． 条例・規則関係

【資料 1-1-①】 四日市市防災会議条例（防災会議運営要領）	1
【資料 1-1-②】 四日市市災害対策本部条例	5
【資料 1-1-③】 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則	6
【資料 1-1-④】 四日市市防災会議委員・幹事名簿	25
【資料 1-1-⑤】 四日市市初動機関連携会議設置要綱	27
【資料 1-1-⑥】 四日市市石油コンビナート・沿岸地域防災連携会議設置要旨	29
【資料 1-1-⑦】 四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱	30
【資料 1-1-⑧】 四日市市防災対策条例	35

２． 各種計画・マニュアル・基準関係

【資料 1-2-①】 四日市市津波避難ビルガイドライン	47
【資料 1-2-②】 指定緊急避難場所等指定基準	57
【資料 1-2-③】 警報等の発表基準（特別警報を含む）	58
【資料 1-2-④】 四日市市避難指示等の判断・伝達マニュアル	61
【資料 1-2-⑤】 四日市市建築物耐震改修促進計画	96
【資料 1-2-⑥】 災害救助法の適用基準等	130

３． 協定関係

【資料 1-3-①】 四日市市が締結する応援協定・覚書等一覧表	135
---------------------------------	-----

４． 過去災害事例関係

【資料 1-4-①】 四日市市における過去の地震災害事例	144
【資料 1-4-②】 四日市市における過去の風水害事例	146
【資料 1-4-③】 全国の過去の地震災害事例	151
【資料 1-4-④】 全国の過去の風水害事例	155

1. 条例・規則関係

四日市市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 11 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、四日市市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （１） 四日市市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （２） 水防管理者が作成した四日市市水防計画を審議すること。
- （３） 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （４） 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は 55 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （１） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （２） 三重県の知事部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （３） 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - （４） 市長が職員のうちから指名する者
 - （５） 教育長、上下水道事業管理者
 - （６） 消防長及び消防団長
 - （７） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （８） 前各号に規定する者のほか市長が特に必要と認め委嘱する者

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱又は任命を解くものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年9月30日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月11日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成9年1月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第33号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(四日市市水防協議会条例の廃止)

2 四日市市水防協議会条例(昭和25年四日市市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、現に四日市市水防協議会条例第2条に規定する委員である者は、その任期の限りにおいて、改正後の四日市市防災会議条例第3条に規定する委員とみなす。

附 則(平成16年10月8日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

「四日市市防災会議」運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、四日市市防災会議条例（昭和38年3月25日条例第11号）第6条に基づき、四日市市防災会議（以下「会議」という。）の議事、その他会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び幹事の任期)

第2条 委員及び幹事（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。

2 委員等は再任されることができる。

3 委員等は、任期が満了した場合においては、後任の委員等が委嘱又は任命されるまでその職務を行う。

4 委員等が欠けた場合、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会長が招集する。

(1) 四日市市地域防災計画を作成又は修正しようとするとき。

(2) 市長の諮問があったとき。

(3) 委員の半数以上から、会議に付議する事件を示して招集の請求があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき。

2 会長は、会議開会の3日前までに招集期日及び付議する事件を示して、委員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(会 議)

第4条 会議の議長は、会長または会長が指名した者とする。

2 会議は、会長のほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項ただし書きの場合を除き、議長は委員として議決に加わることはできない。

(書面等による議事)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の賛否を問い、会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

(専 決)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項については、会長が決定することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生したとき
- (2) その他軽易な事項

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第 7 条 会議に幹事をもって構成する幹事会をおく。

2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、危機管理課長をもって充てる。

3 幹事会は幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。

5 第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項の規定は、幹事会に準用する。

(庶 務)

第 8 条 会議等に関する庶務は、危機管理課において処理するものとする。

(補 則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条の規定による委員及び幹事の任期は、施行日前日までは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

四日市市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、四日市市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

一部改正〔平成 16 年条例 49 号〕

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 49 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

【資料1-1-③】

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則

平成20年3月31日

規則第62号

四日市市災害対策本部条例施行規則（昭和38年四日市市規則第13号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、四日市市災害対策本部条例（昭和38年四日市市条例第12号）

第5条の規定に基づき、四日市市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）

の円滑な運営及び迅速な災害対応に期するため必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の設置）

第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。

（1） 市内を含む地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雪警報、暴風雪警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）、高潮警報、津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）又は大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）のいずれかが発表されたとき。

（2） 市内に震度4以上の地震が発生したとき又は県内（四日市市を除く。）において、震度5弱以上の地震が発生したとき。

（3） 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長が必要と認めたとき。

（災害対策本部の廃止）

第3条 災害対策本部は、本部長が災害の発生するおそれが解消されたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

（組織）

第4条 本部長は市長とし、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び危機管理統括部長とする。

2 本部長が出張等の公務、事故等により登庁できない場合は、その職務を代理する

ものは次の各号に定める順位とする。

- (1) 第一順位 危機管理統括部を所管する副市長
- (2) 第二順位 他の 1 人の副市長
- (3) 第三順位以降 危機管理統括部長、総務部長、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長、上下水道事業管理者の順位とする。

3 本部員は、別表第 1 に定める各部長とする。

4 災害対策本部に特別本部員を置き、災害対策本部員のうち総務部長、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長及び上下水道事業管理者をもってこれに充てる。

(特別本部員の所掌事務)

第 5 条 特別本部員は、別表第 1 に定める所掌事務のほか本部長の指示のもと危機管理統括部長が統括し、次の各号に定める事務を所掌するものとする。

- (1) 災害対応方針の決定に関すること。
- (2) 記者会見等の住民への広報に関すること。
- (3) その他緊急を要する事案の対応に関すること。

(各部の組織及び所掌事務)

第 6 条 各部の組織及び所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(本部員会議)

第 7 条 災害対策本部員による会議（以下「本部員会議」という。）は、主として次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害予防に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認めた事項

2 本部員会議は、本部長、副本部長、特別本部員、本部員その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 本部員会議の進行は、危機管理統括部長が統括し、その庶務は、危機管理課で処理する。

(災害関係主管課長会議)

第 8 条 災害関係主管課長会議は、各部に対する災害情報の伝達と各部、各班の調整等を円滑に行うため、必要に応じて開催するものとする。

2 災害関係主管課長会議は、各部（緊急部を除く。）の主管課長その他危機管理統括部長が必要と認める者をもって構成する。

3 災害関係主管課長会議の庶務は、危機管理課で処理する。

(現地災害対策本部)

第9条 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、被災地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために、本部長が必要と認める場合に設置する。

(現地本部長の権限)

第10条 本部長は、現地本部を設置したときは、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

2 現地本部長は、前項で委任された権限の範囲内において、関係機関と調整し被災地における特命事項を処理する。

(現地本部の廃止)

第11条 現地本部は、本部長が被災地における応急対策がおおむね完了したと認めたときに廃止する。

(分隊の設置)

第12条 救助の迅速的確を期するため災害対策本部に、別表第2に定める分隊を置く。

2 地区分隊の所掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地区の被害状況の調査報告に関すること。
- (2) 災害対策本部からの伝達事項の周知に関すること。
- (3) 地区の応急救助に関すること。
- (4) その他地区の災害応急対策に関すること。

3 緊急分隊の所掌する事務は、地区分隊の所掌事務に準ずるものとする。

(職員の配備)

第13条 災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

2 災害対策本部を設置する前段階として、別表第3に定める配備体制により情報収集要員を配置する。

3 本部長は、災害対策本部を設置したときは、別表第4に定める配備体制により活動要員を配置する。

4 各部長（緊急部を除く。）は、活動要員として所属職員を班別に編成し、別表第5に定める配備基準の区分に応じた人員配置を行うものとする。なお、配置の迅速適正化を図るために、各部長は、あらかじめ配備基準の区分に応じて職員を編成し、

年度当初に計画書を総務部長に提出するものとする。

5 総務部長は、前項の計画書を勘案して、緊急分隊長および隊員を年度当初に指名するとともに、各所属長及び当該職員に周知するものとする。

6 本部長は、災害の規模及び状況により、活動要員に不足を生じると認めたときは、特命により各部の配備基準の変更及び緊急分隊員の参集場所の変更を指示することができる。

(警戒初動体制時の指揮監督)

第14条 別表第4及び別表第5における警戒体制のうち警戒初動体制における指揮監督は、本部長の委任に基づき危機管理統括部長が行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条及び第6条関係)

部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機管理統括部	危機管理統括部長	統括班	危機管理課長	1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部室の運営及び管理に関すること。 3 本部員会議及び災害関係主管課長会議に関すること。 4 本部長命令の伝達に関すること。 5 防災会議との連絡調整に関すること。 6 避難指示等の発令に関すること。 7 自主防災組織への支援に関すること。

				8 通信機器の管理運用に関すること。 9 備蓄の保管管理に関すること。 10 災害救助法(昭和22年法律第118号)に係る事務の統括に関すること。
緊急部	危機管理統括部長	緊急班	危機管理課長	1 勤務時間外に発災した場合の統括班の事務に関すること。 2 緊急部員及び関係職員の非常招集に関すること。 3 事故現場又は危険区域の状況把握及び通信連絡に関すること。 4 その他緊急に必要なとする措置に関すること。
政策推進部	政策推進部長	秘書国際班 本部連絡班 中央連絡班 報道広報班	秘書国際課長 政策推進課長 東京事務所長 広報マーケティング課長	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者等の接遇に関すること。 3 災害見舞金等の受入れ及び礼状に関すること。 4 政府その他中央機関への陳情に関すること。

				5 国、県等に対する陳情及び要望事項の取りまとめに関すること。 6 他の防災関係機関との連絡調整並びに自衛隊の応援要請及び受入れに関すること。 7 他の地方公共団体に対する協力要請に関すること。 8 本部員会議と各部、班との連絡及び相互間の連絡調整に関すること。 9 中央情報の収集に関すること。 10 復興計画の策定に関すること。 11 災害記録の報道に関すること。 12 報道機関等の連絡調整に関すること。 13 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
総務部	総務部長	総務班 人事班 記録班	総務課長 人事課長 デジタル戦略課長	1 災害情報及び被害報告の整理及び記録に関すること。 2 県への被害状況の

		協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	職員研修所長 工事検査課長 人権・同和政策課長 人権センター所長 調達契約課長	報告に関すること。 3 職員の参集状況の把握及び配置に関すること。 4 職員の健康管理及び災害給付に関すること。 5 災害時必要な物資の調達に関すること。 6 建設業者等の応急要請に関すること。 7 自治体応援職員の受入れに関する庁内の調整及び受入れ環境整備に関すること。 8 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
財政経営部	財政経営部長	財政班 第1避難対策班 第2避難対策班 第3避難対策班 第4避難対策班 管財班	財政課長 収納推進課長 市民税課長 資産税課長 行財政改革課長 資産マネジメント課長	1 災害関係費の予算に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 避難所の管理に関すること。 4 被害家屋の調査の実施に関すること。 5 集中管理車両の配車に関すること。 6 車両等の借上げに関すること。 7 庁舎等の施設の管

				理に関すること。 8 庁舎等使用不可時の移転に関すること。 9 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
市民生活部	市民生活部長	地域広報班 地域広報協力班 市民班	市民生活課長 (市民生活課) (市民協働安全課) 男女共同参画課長 市民課長	1 地域災害情報の緊急収集及び連絡に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 地域及び市民に対する災害広報に関すること。 4 罹災証明その他災害に係る証明に関すること。 5 災害に伴う市民相談に関すること。 6 ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。 7 備蓄の保管管理に関すること。 8 帰宅困難者対策に関すること。 9 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班	福祉総務課長 (福祉総務課)	1 被災者に対する救助物資、義援金、義援

			(保護課) (高齢福祉課) (介護保険課) (障害福祉課) (保険年金課) 医療保健班 保健企画課長 (健康づくり課) (保健企画課) (保健予防課) 衛生班 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	物資及び応急給食の計画並びに給与に関するすること。 2 避難行動要支援者の安全確保に関するすること。 3 ボランティアの受け入れ及び総合調整に関するすること。 4 応急医療計画に関するすること。 5 被災者の応急救助に関するすること。 6 医師会及び病院との連絡調整に関するすること。 7 病院施設の被害調査に関するすること。 8 医療救護所の設置に関するすること。 9 感染症の予防等の実施に関するすること。 10 被災者の栄養調査及び指導に関するすること。 11 食中毒の防止及び発生時の対応に関するすること。 12 被災者の健康管理及び精神保健活動に関するすること。 13 救急医療用具、医
--	--	--	--	---

				薬品等の調達に関する こと。 1 4 動物救護に関する こと。 1 5 毒物及び劇物の 取扱いに関する こと。 1 6 動物による危害 等発生時の対応に 関すること。 1 7 生活衛生施設の 状況把握に関する こと。 1 8 部の所管する施 設の災害防御及び被 害調査に関する こと。
こども 未来部	こども 未来部 長	こども健康福祉 班	こども未来課長 (こども未来 課) (こども手当・ 医療給付課) (こども家庭セ ンター) (こども発達支 援課) (あけぼの学 園) (保育幼稚園 課)	1 臨時託児所に関 すること。 2 被災者に対する救 助物資、義援物資及び 応急給食の計画並び に給与に関する こと。 3 被災児童の栄養調 査及び指導に関 すること。 4 被災児童の健康管 理及び精神保健活動 に関する こと。 5 災害に伴う応急教 育に関する こと。 6 被災児の保健管理 に関する こと。

				7 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
シティ プロモ ーション部	シティ プロモ ーション部長	観光交流班 文化班 スポーツ施設班	観光交流課長 文化課長 スポーツ課長	1 文化財の災害防御及び被害調査に関すること。 2 スポーツ施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関すること。 3 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
商工農 水部	商工農 水部長	商工班 農水振興班 けいりん事業班	商業労政課長 (商業労政課) (工業振興課) 農水振興課長 けいりん事業課長	1 商工業関係の災害予防指導及び被害調査に関すること。 2 救援物資等輸送の援助に関すること。 3 農林水産業関係の災害予防指導及び被害調査並びに漁船の災害防御に関すること。 4 耕地及び農業用施設の被害調査に関すること。 5 耕地及び農業用施設の応急復旧並びに湛水排除に関すること。 6 食料の給与に関すること。

				ること。 7 国や県等からの物的支援の受入れに関すること。 8 部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。
環境部	環境部長	環境政策班 生活環境班 環境事業班 第1ごみ収集班 第2ごみ収集班	環境政策課長 生活環境課長 環境事業課長 南部清掃事業所長 北部清掃事業所長	1 災害に伴う公害発生防止対策及び被害調査に関すること。 2 被災地の消毒に関すること。 3 死体の火葬及び埋葬に関すること。 4 災害廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬及び適正処理に関すること。 5 仮設トイレに関すること。 6 部の所管する施設の災害防御及び被災調査に関すること。
都市整備部	都市整備部長	都市計画班 建築指導班 開発審査班 市街地整備班 営繕工務班 公園緑政班 道路建設班 道路維持班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 市街地整備課長 営繕工務課長 公園緑政課長 道路建設課長 道路維持課長	1 一般建築物及び土木構造物の災害予防指導並びに被害調査及び災害防御に関すること。 2 公共建築物の災害防御及び応急復旧に関すること。

		河川排水班 道路管理班 用地班 市営住宅班	河川排水課長 道路管理課長 用地課長 市営住宅課長	3 復興計画の策定に関すること。 4 危険箇所の警戒に関すること。 5 道路、河川、橋りょう、海岸等公共土木施設の被害調査並びに災害防御及び応急復旧に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 公営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 災害応急仮設住宅の建設に関すること。 9 災害応急対策資材の運搬に関すること。 10 部の所管する施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。
住宅対策部	都市整備部長	第1住宅対策班 第2住宅対策班 第3住宅対策班 第4住宅対策班 第5住宅対策班 第6住宅対策班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 営繕工務課長 市営住宅課長 資産税課長	1 被災住宅及び被災宅地に関する市民からの情報収集及び応急支援措置に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置に

					関すること。 3 被災住宅の被害調査に關すること。 4 その他被災住宅者からの緊急相談等措置に關すること。
会計管理課	会計管理者	経理班		会計管理課長	1 災害経理に關すること。（義援金の保管を含む。） 2 他の部の業務の応援に關すること。
消防本部	消防長	警防本部 指令班 消防班 総務班 予防班	消防本部・情報指令課長 消防本部・消防救急課長 消防本部・総務課長 消防本部・予防保安課長	1 災害防御及び救助並びに救急業務に關すること。 2 警報及び気象情報に關すること。 3 危険個所の警戒に關すること。 4 災害通信に關すること。	5 消防団に關すること。 6 消防に關する災害及び被害情報の収集に關すること。 7 関係機関及び各部との災害連絡に關すること。 8 緊急消防援助隊に關すること。 9 部の所管する施設
		現地本部 （各消防署）	消防班 指導班	各消防署、分署長	

				の災害防御及び被害調査に関すること。
上下水道局	上下水道事業管理者	総務班 調査班 施設管理班 給水班 第1水道復旧班 第2水道復旧班 第1下水管路管理班 第2下水管路管理班	総務課長 経営企画課長 施設課長 お客様センター所長 水道建設課長 水道維持課長 下水維持課長 下水建設課長	1 水源施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。 2 水道管等配水施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。 3 水質の管理に関すること。 4 応急給水の計画及び実施に関すること。 5 公共下水道施設の災害防御、被害調査及び応急復旧に関すること。
市立四日市病院	病院事務長	総務班 医事班 施設管理班	病院・総務課長 （病院・総務課） （病院・経営企画課） 病院・医事課長 病院・施設課長	1 地域災害拠点病院としての医療提供に関すること。
教育委員会	教育長	教育総務班 教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 学校教育課長 教育推進課長 人権・同和教育課長 育ち支援課長	1 教育施設及び設備の災害防御及び被害調査に関すること。 2 教育施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関すること。 3 被災児童生徒の育

				英奨学に関すること。 4 被災児童生徒に対する教科書及び学用品の給与に関すること。 5 災害に伴う応急教育に関すること。 6 被災児童生徒の健康管理に関すること。 7 炊き出し資材及び人員の確保並びに炊き出しの実施に関すること。
協力部	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	第1協力班 第2協力班 第3協力班	議事課長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長	1 議会との連絡調整に関すること。 2 他の部の業務の応援に関すること。

備考

- 1 統括班及び総務班の班員は、相互にこれを兼ねるものとする。
- 2 住宅対策部については、被害の発生が予想される場合又は被害が発生した場合に設置するものとする。

別表第2（第12条関係）

分隊名	担当区域	分隊長	分隊員
緊急分隊	各地区	市長特命	市長特命
中央分隊	中部地区	中部地区市民センター館長	
富洲原分隊	富洲原地区	富洲原地区市民センター館長	
富田分隊	富田地区	富田地区市民センター館長	

羽津分隊	羽津地区	羽津地区市民センター館長
常磐分隊	常磐地区	常磐地区市民センター館長
日永分隊	日永地区	日永地区市民センター館長
四郷分隊	四郷地区	四郷地区市民センター館長
内部分隊	内部地区	内部地区市民センター館長
塩浜分隊	塩浜地区	塩浜地区市民センター館長
小山田分隊	小山田地区	小山田地区市民センター館長
川島分隊	川島地区	川島地区市民センター館長
神前分隊	神前地区	神前地区市民センター館長
桜分隊	桜地区	桜地区市民センター館長
三重分隊	三重地区	三重地区市民センター館長
県分隊	県地区	県地区市民センター館長
八郷分隊	八郷地区	八郷地区市民センター館長
下野分隊	下野地区	下野地区市民センター館長
大矢知分隊	大矢知地区	大矢知地区市民センター館長
河原田分隊	河原田地区	河原田地区市民センター館長
水沢分隊	水沢地区	水沢地区市民センター館長
保々分隊	保々地区	保々地区市民センター館長
海蔵分隊	海蔵地区	海蔵地区市民センター館長
橋北分隊	橋北地区	橋北地区市民センター館長
楠分隊	楠地区	楠地区市民センター館長

別表第3（第13条関係）

種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報が発表されたとき。 （1）大雪注意報 （2）大雨注意報 （3）洪水注意報 （4）波浪警報 2 市内を含む地域に次の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。

		(1) 高潮注意報 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4 気象情報等から考慮して災害が発生するおそれがあるとき。 5 その他異常な原因による災害等が発生したとき。
--	--	--

別表第4（第13条、第14条関係）

種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雪警報 (2) 暴風・暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの） (6) 高潮警報 (7) 津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」） (8) 津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」） 2 市内に震度4以上の地震が発生したとき。 3 県内（四日市市を除く。）において震度5（弱）以上の地震が発生したとき。 4 地震により災害が発生した場合で本部長が必要と認めたとき。 5 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。

		6 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長が必要と認めたとき。
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動に当たり得る体制	1 市内に震度5（強）以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき。 3 地震又は津波による甚大な被害が発生し、又は予想される場合で、本部長が必要と認めたとき。 4 市内に風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的原因による災害が発生し、又は予想される場合で、本部長が必要と認めたとき。

別表第5（第13条及び第14条関係）

区分		配備基準
警戒体制	警戒初動	各部で対応に必要な職員数及び地区市民センター1人
	第1次	各所属1人以上、地区市民センター1人及び緊急部員
	第2次	各所属（地区市民センターを含む）の1／3程度
	第3次	各所属（地区市民センターを含む）の1／2程度
非常体制		全職員

【資料1-1-④】

「四日市市防災会議」委員・幹事名簿（令和6年6月1日～令和8年5月31日）

（令和7年6月時点）

【指定地方行政機関】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
1	財務省東海財務局津財務事務所	所長	石田 耕三	総務課長	水谷 昌弘
2	農林水産省東海農政局三重県拠点	地方参事官	中川 昌寿	主任農政推進・ 地域防災官（総括）	横井 宏司
3	海上保安庁四日市海上保安部	部長	石栗 英幸	警備救難課長	先川 宣
4	気象庁津地方気象台	台長	原田 育郎	防災管理官	水岸 研二
5	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	大吉 雄人	総括地域防災調整官	秋田 尚孝
6	厚生労働省三重労働局 四日市労働基準監督署	署長	三浦 かをり	副署長	杉 徳敬

【三重県関係機関（警察を除く）】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
7	三重県 四日市地域防災総合事務所	危機管理地域 統括監兼所長	西田 憲一	副所長兼地域調整防災室長	浮田 知樹
8	三重県 四日市建設事務所	所長	須賀 真司	副所長兼保全室長	橋本 賢二
9	三重県 四日市農林事務所	所長	堀江 正征	副所長	藪谷 圭祐
10	三重県 教育委員会	学校防災推進監	河村 孝祐	主幹兼係長	菅原 朋子
11	三重県 企業庁北勢水道事務所	所長	宮木 雅史	経営課長	山南 好弘

【警察関係機関】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
12	四日市南警察署	署長	岡崎 浩司	警備課長	北口 元
13	四日市北警察署	署長	小林 幸徳	警備課長	山下 純司
14	四日市西警察署	署長	水谷 浩久	警備係長	中村 宗貴

【市関係機関（消防を除く）】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
15	四日市市	副市長	渡辺 敏明	-	-
16	四日市市	危機管理統括部長	小松 威仁	危機管理課長	芝田 茂
17	四日市市	教育長	廣瀬 琢也	教育総務課長	森 啓祐
18	四日市市	上下水道事業管理者	伴 光	総務課長	因田 英樹

【消防関係機関】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
19	四日市市	消防長	小谷 正人	消防救急課長	濱千代 治
20	四日市市消防団	団長	加藤 友久	-	-

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
21	NTT西日本(株)三重支店	設備部長	村木 和成	災害対策室担当課長	谷口 幸司
22	日本赤十字社三重県支部	事務局長	山川 晴久	事業推進課長	森田 勝人
23	日本放送協会津放送局	副局長	浜島 康	コンテンツセンター長	木下 豊
24	中日本高速道路(株)名古屋支社 桑名保全・サービスセンター	所長	西岡 幹雄	工務担当課長	音 逸郎
25	独立行政法人 水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 三重用水管理所	副所長	河島 勝也	三重用水管理所長	津川 春人
26	中部電力パワーグリッド(株) 四日市支社	副支社長	木下 功	総務グループ長	小野 安明
27	東邦ガスネットワーク(株) 地域計画部西部計画センター	西部計画センター所長	山下 貴稔	三重事業所長	辻村 好正
28	日本郵便(株)四日市郵便局	局長	宮森 晃一	総務部長	渡邊 誠一
29	東海旅客鉄道(株)四日市駅	駅長	米田 俊介	-	-
30	日本貨物鉄道(株)四日市駅	駅長	野々村 廣隆	-	-
31	近畿日本鉄道(株)近鉄四日市駅	駅長	中尾 敏治	副駅長	大島 岳志
32	三重交通(株)四日市営業所	所長	堀 圭介	所長	堀 圭介
33	(社)三重県四日市LPガス協議会	会長	矢田 正喜	事務局	吉原 政和

【その他、市長が必要と認める機関・団体】

	機 関 名	委 員		幹 事	
		役 職	氏 名	役 職	氏 名
34	陸上自衛隊第33普通科連隊	第2中隊長	大村 武	第2中隊副中隊長	田中 佑也
35	三岐鉄道(株)	取締役社長	渡邊 一陽	総務課長	小林 努
36	四日市あすなろう鉄道(株)	運輸課長	山上 雅人	運輸管理所長	長谷川 一樹
37	日本通運(株)三重支店	支店長	鎌田 浩史	業務推進課長	柴田 愛
38	四日市港管理組合	副管理者	高間 伸夫	防災営繕課長	坂井 孝行
39	四日市商工会議所	専務理事	山下 二三夫	事務局長	井田 康裕
40	四日市市自治会連合会	会長	山路 和良	事務局長	大瀧 あずさ
41	四日市市地区防災組織連絡協議会	会長	高田 英明	副会長	横田 紘治
42	四日市市民生委員児童委員協議会連合会	会長	高井 俊夫	-	-
43	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	山口 千恵	次長兼福祉支援課長	渡辺 昭仁
44	四日市市PTA連絡協議会	書記	佐藤 美重	-	-
45	(公社)四日市医師会	会長	山中 賢治	事務長	永田 雅裕
46	(社)三重県助産師会	代表理事	田畑 千津子	桑四分会長災害対策委員	諸岡 京子
47	(株)シー・ティー・ワイ	取締役総務部長	諸岡 陽平	総務部・次長	朝倉 広幸
48	四日市市消防団サルビア分団	副団長	東 郁子	副分団長	出射 京子
49	四日市市地域防犯協議会	会長	葛山 和哉	副会長	川野 義昭
50	四日市コンビナート地域防災協議会	四日市合成(株) 環境安全グループ 専門課長	筑摩 篤	四日市合成(株) 環境安全グループ	古市 真也

【資料 1-1-⑤】

四日市市初動機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害や重大テロ等の危機管理については、初動機関の円滑かつ緊密な連携が極めて重要となってきたことから、初動機関相互の情報交換、連絡調整組織として、四日市市防災会議幹事会内に四日市市初動機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事項についての初動機関相互の情報交換、連絡調整等を行う。

- (1) 災害時の初動対応に関すること。
- (2) 重大テロ等の危機管理に関すること。
- (3) その他、初動機関の連携に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表1に掲げる機関の担当課長（相当職を含む。）をもって構成する。

- 2 連携会議の主宰者は、四日市市危機管理統括部長とする。
- 3 連携会議の事務局は、四日市市危機管理課に置く。

(運営)

第4条 連携会議は、四日市市危機管理統括部長が招集する。

- 2 連携会議は、必要に応じて、随時開催する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、主宰者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

四日市市初動機関連携会議の参加一覧

- 1 四日市地域防災総合事務所
- 2 三重県四日市南警察署
- 3 三重県四日市北警察署
- 4 三重県四日市西警察署
- 5 陸上自衛隊 第33普通科連隊
- 6 陸上自衛隊 第10偵察戦闘大隊
- 7 四日市海上保安部
- 8 日本赤十字社三重県支部
- 9 四日市医師会
- 10 四日市市消防本部
- 11 四日市市危機管理統括部

【資料 1-1-⑥】

四日市市石油コンビナート・沿岸地域防災連携会議設置要旨

(設置目的)

第1条

大規模な地震、津波の発生に備えた予防対策、並びに発生後の対応について、石油コンビナート・沿岸地域の自治会、自主防災組織、事業所、行政が意見交換等を行い、情報の共有化、相互の協力体制を築くことを目的として、四日市市防災会議幹事会内に四日市石油コンビナート・沿岸地域防災連携会議「以下地域防災連携会議という。」を設置する。

(内 容)

第2条

地域防災連携会議は、次の事項について意見交換等協議を行う。

- (1) 大規模災害等に備えた事前対策に関すること。
- (2) 災害時における対応に関すること。
- (3) 地域防災計画に関すること。
- (4) その他相互の協力体制に関すること。

(組 織)

第3条

地域防災連携会議は、次の者をもって構成する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 四日市市自治会連合会代表者 | 7名 |
| (2) 四日市市地区防災組織連絡協議会代表 | 7名 |
| (3) 四日市石油コンビナート地域防災協議会代表 | 5名 |
| (4) 四日市市消防本部 | 1名 |
| (5) 四日市市消防団 | 1名 |
| (6) 四日市市危機管理統括部 | 1名 |

2 地域防災連携会議の主宰は、四日市市危機管理統括部長とする。

3 地域防災連携会議の事務局は、四日市市危機管理課に置く。

(運 営)

第4条

地域防災連携会議は、危機管理統括部長が召集する。

2 地域防災連携会議は、必要に応じて随時開催する。

(その他)

第5条

ここに定めるもののほか、地域防災連携会議の運営に関して必要な事項は、主宰者が別に定める。

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10の規定に基づく避難行動要支援者名簿の作成、同法第49条の11の規定に基づく名簿情報の利用及び提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 消防機関、三重県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する四日市市社会福祉協議会、本市内の自治会、地区防災組織、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (4) 避難支援に関する個別計画 避難行動要支援者等から得た情報を利用して、災害において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、本市の区域内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る避難行動要支援者名簿を作成するものとする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者であって、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介

護 4 又は要介護 5 のいずれかであるもの

- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 238 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度等級が 1 級又は 2 級のいずれかであるもの。ただし、障害程度等級にかかわらず、心臓機能障害のみで交付を受けた者、腎臓機能障害のみで交付を受けた者又は免疫機能障害のみで交付を受けた者を除く。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所の判定により、療育手帳 A の交付を受けた者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条に規定する精神障害 1 級に該当し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）第 5 条に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第 6 条の 2 に規定する障害児通所支援、四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱（平成 20 年四日市市告示第 90 号）に規定する日中一時支援及び四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱（平成 20 年四日市市告示第 91 号）に規定する移動支援を利用する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を除く。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市長が必要と判断したもの

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認め

る事項

3 避難行動要支援者が死亡し、又は市外に転出した場合その他避難支援等を要しなくなった場合は、本人又はその代理人が速やかに申し出るものとする。

4 市長は、本市が所有する情報及び関係機関から収集した情報等を利用して名簿を作成する。

(避難行動要支援者名簿の更新及び回収)

第4条 市長は、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を更新し、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。この場合において、更新前の避難行動要支援者名簿については回収のうえ、焼却又は溶解により適正に処分するものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、第3条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、本人同意があったものについては、提供できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、名簿情報を提供する。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第6条 市長は、前条1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する保護・管理に関する避難支援等関係者の責務などを規定した協定を締結する。

2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の利用)

第7条 避難支援等関係者は、第5条の規定により提供を受けた名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。

(1) 避難支援に関する個別計画の作成及び整備

(2) 防災訓練、避難訓練

(3) その他避難行動要支援者の避難支援に関すること。

(利用及び提供の制限)

第8条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を利用し、又は他の者に提供してはならない。

（守秘義務）

第9条 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（警報の伝達及び警告）

第10条 市長は、災害対策基本法第56条第1項に基づき、自然災害発生時、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせるよう努めるものとする。

また、市長は、多様な情報伝達の手段を確保し、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう特に配慮するものとする。

（避難支援者等関係者の安全確保）

第11条 市長は、避難支援等関係者の安全な支援活動を担保するため、避難支援等関係者が支援に関し法的な責任及び義務を負わないことを周知するものとする。

（実施主体、事務分担等）

第12条 避難行動要支援者名簿に係る事務は、危機管理統括部、健康福祉部及び市民生活部が共同して行うものとする。

2 危機管理統括部は、次に掲げる事務を担当するものとする。

（1）災害発生時における避難行動要支援者名簿の活用の調整に関すること。

（2）平常時における防火・防災の訓練及び指導への避難行動要支援者名簿の利用に関すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、この事務の総合的な運営及び調整に関すること。

3 健康福祉部は、平常時における避難行動要支援者名簿の作成、更新、更新前の避難行動要支援者名簿の回収（処分を含む。）に関する事務を担当するものとする。

4 市民生活部は、災害発生時における避難所での避難行動要支援者名簿の提供及び回収に関する事務を担当するものとする。

5 避難行動要支援者名簿は、危機管理統括部、健康福祉部及び市民生活部が保有するものとする。

6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。

(1) 危機管理統括部 危機管理課長

(2) 健康福祉部 福祉総務課長

(3) 市民生活部 市民生活課長、各地区市民センター館長

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【資料1-1-⑧】

四日市市防災対策条例

平成30年12月25日

条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 災害予防対策（第9条—第27条）

第3章 災害応急対策（第28条—第32条）

第4章 災害復旧・復興対策（第33条・第34条）

第5章 補則（第35条・第36条）

附則

本市では、宝永地震、安政東海地震、東南海地震等の大規模地震、伊勢湾台風等の風水害、その他の災害により、市民の尊い人命や財産が失われてきた。南海トラフ地震は近年中に発生する可能性が非常に高く、とりわけ警戒が必要であるとともに、直下型地震についても、南海トラフ地震を上回る被害が想定されることから、発生に備えた対策が必要となる。また、台風や集中豪雨は、世界的な気候変動の影響によって深刻化する傾向にあり、これまで以上の警戒が求められている。

さらに、本市は、沿岸部に石油コンビナート等が立地し、市域のほとんどに河川が流れることから、災害の発生時には、コンビナート災害、河川の氾濫、土地の液状化等が同時多発的に発生する危険性があり、被害の拡大が懸念される。

東日本大震災は、従来の想定規模を超える地震及び津波により、多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらした。未曾有の災害の脅威と行政による災害対応の限界が明らかとなり、私たちは、これまでの防災対策を根本から見直す必要があることを痛感した。また、熊本地震は、発生する可能性が低いと想定されていた直下型地震であったことから、本市においても、直下型地震が現実発生するという危機感をあらためて持つ契機となった。

こうした状況において、いつ発生するかわからない災害から、「想定外」をつくらず、市民等の生命、身体及び財産を守るため、災害による被害を最小化する減災を普及させるとともに、市民等や事業者の防災・減災に対する意識をさらに高めていく必要がある。

そのためには、自らの命は自らが守るという自助、地域において互いに助け合うという共助、行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助を基本として、市民、事業者及び市のそれぞれが、責務及び役割を自覚し、相互に連携して、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を進めなければならない。

ここに、私たちは、災害の未然防止に努めるとともに、避けることができない災害による被害を最小限にとどめる「災害に強く、災害対応力に優れたまち」の実現に向け、市民、事業者及び市が共に力を合わせて防災対策を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災・減災に関し、基本理念を定め、市民、事業者、市及び議会の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、災害対応力に優れたまちづくりを推進し、もって安全で安心な市民生活を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 防災対策 防災・減災のために行う対策をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 自主防災組織 災害から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、地域住民が自発的に結成する組織をいう。
- (7) 自主防災活動 自治会及び自主防災組織が地域において自発的に行う防災活動をいう。
- (8) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
- (9) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の防災対策上特に配慮を要

する者をいう。

- (10) 指定避難所 想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、法第49条の7第1項の規定に基づき市長が指定する公共施設その他の施設をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自らの命は自らが守るという自助、地域において互いに助け合うという共助並びに行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本として行われるものとする。

- 2 防災対策は、地域特性及び社会情勢を踏まえるとともに、男女共同参画の考え方及び要配慮者その他多様な主体の視点を反映して行われるものとする。

(地域防災計画への反映)

第4条 法第16条第1項の規定により設置された四日市市防災会議は、法第42条第1項の規定により作成された四日市市地域防災計画を修正する場合は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を尊重し、及び反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、生活必需物資の備蓄並びに防災・減災に関する知識及び技術の習得その他の自らを守る取組を行うよう努めるとともに、自主防災活動への参加その他の互いに助け合う取組を行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、自治会、自主防災組織、事業者、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員等並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めるとともに、防災対策の実施に努めなければならない。

- 2 事業者は、市民、自治会、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民等及び事業者の安全を確保し、市民生活の安定を図るため、市の有する全ての資源及び機能を十分に生かし、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施しなければならない。

- 2 市は、防災対策の実施に当たっては、市民等、自治会、自主防災組織、事業者、

国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力に努めなければならない。

（議会の責務）

第8条 議会は、防災・減災に関する調査及び研究を行うとともに、市の防災対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、災害が発生した場合においては、市長と協力し、災害状況の把握、市民等に対する情報発信その他の事態に即応した役割を果たすよう努めなければならない。

3 議会は、市長と協力し、国、他の地方公共団体及び防災関係機関への働きかけを行い、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の推進に努めなければならない。

第2章 災害予防対策

（情報の収集及び伝達等）

第9条 市は、国、県及び防災関係機関と連携し、あらかじめ、気象及び災害に関する情報、危険箇所に関する情報、避難のための情報、被害の状況に関する情報等（以下この条において「災害情報」という。）の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うために、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、災害情報を市民等及び事業者迅速かつ的確に伝達するため、通信機能の強化及び複数の通信手段を効果的に組み合わせた情報通信システムの構築に努めるものとする。

3 市は、災害に備え、あらかじめ、災害が発生する危険性の高い場所及び区域、避難所等災害に関する情報を記載した地図その他の図書を作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により提供するものとする。

4 市民等及び事業者は、災害に備え、災害情報を自ら積極的に収集するとともに、災害発生時においては、被害の状況に関する情報等を市に提供するように努めるものとする。

（津波対策）

第10条 市は、津波が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市民等が迅速かつ円滑に津波からの避難行動をとることができるよう、津波浸水想定区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）の内外を示す標識、津波避難場所の標識、津波の発生を知らせる放送設備その他津波に関する情報を伝える多様な媒体によって、避難のための情報を容易に入手する

ことができる環境の整備を行うものとする。

- 2 津波浸水想定区域に居住し、又は通勤若しくは通学する者は、津波警報等の情報に基づいて自らの判断で避難することができるよう、あらかじめ、津波による浸水から避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。
- 3 津波浸水想定区域に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第60条第1項の規定による勧告又は指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ、安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。
- 4 前項の事業者は、当該事業者が所有し、又は管理する事業所その他の施設及び土地が津波避難場所又は避難路として津波から避難する者に利用されるように協力するよう努めなければならない。

(公共土木施設の耐震化等)

第11条 市は、その管理する道路、橋りょう、堤防、河川その他の土木施設（以下「公共土木施設」という。）について、災害による被害を未然に防止し、又は軽減するため、公共土木施設を平常時から点検し、緊急性の高い箇所から計画的な改修その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、災害に対する安全性を確保するために必要があると認めるときは、国、県及び防災関係機関に対し、当該国、県及び防災関係機関が管理する公共土木施設の改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(活断層に関する情報提供及び地盤調査等)

第12条 市は、活断層（三重県詳細活断層図に記載されている活断層をいう。以下同じ。）の直上及びその付近における建築物の倒壊等を防止するため、次に掲げる対策を実施するものとする。

- (1) 活断層の位置及び活動状況、活断層を震源とする直下型地震による被害の想定等に関する情報の提供及び周知
- (2) 建築物の倒壊等を防止するための対策等に関する助言

- 2 市は、庁舎、消防署、病院その他防災対策上重要な建築物及び小学校、中学校、体育館その他多数の者が利用する建築物の新築、改築又は移転（以下この項において「新築等」という。）をしようとする場合において、活断層が敷地に含まれるおそれのあるときは、活断層の存在を確認するために必要な地盤調査を行うものとする。この場合において、活断層の存在が明らかとなったときは、市は、活断層の直上への建築物の新築等を避けなければならない。

（既存建築物の耐震化の推進）

第 13 条 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築し、又は工事に着手した建築物（以下「既存建築物」という。）の所有者は、地震による当該既存建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）を行い、当該耐震診断の結果に応じた耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。）その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、県、建築関係事業者の団体等と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する実態を把握した上で、耐震診断及び耐震改修が実施されていない既存建築物の所有者に対して、耐震化の重要性及び必要性を分かりやすく啓発するとともに、相談体制の整備その他必要な支援を講ずるものとする。

3 建築物の所有者及び管理者又は当該建築物に居住する者は、地震に対する安全性を確保するため、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（防災訓練等の実施）

第 14 条 市は、市民等、自治会、自主防災組織、地域防犯組織、地区社会福祉協議会、消防団、国、県、防災関係機関及び事業者と連携して、地域の特性に応じた実践的な防災訓練及び講習会その他防災・減災に関する研修（以下「防災訓練等」という。）を計画的に実施するものとする。

2 市は、防災訓練等を通じて、第 9 条第 3 項に規定する地図その他の図書の内容及び活用方法を周知するものとする。

3 市民等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、防災訓練等及び地域における防災活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

4 事業者は、従業員等の安全性を確保するため、災害が発生した場合における従業員等の円滑な避難、待機及び帰宅のために必要な防災訓練を実施するとともに、必要な物資の備蓄に努めなければならない。

（先進技術等の導入及び活用）

第 15 条 市は、災害への対応力の向上を図るため、災害対策における先進的な技術及び装置を積極的に導入するとともに、当該技術及び装置の導入にあたっては、実践的な防災訓練等を通じて、効果的な活用の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する導入及び活用の推進を図るため、国、県、事業者、大学等研究機関及び市民等と連携し、情報の収集、調査及び研究を行うよう努めるものと

する。

（協定の締結）

第16条 市は、災害が発生した場合において、物資等の供給、災害情報の提供、緊急輸送の確保、避難場所の提供、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、他の地方公共団体、多様な事業者等との協定を幅広く締結するよう努めるものとする。

2 前項の協定の実効性を確保するため、市は、防災訓練等の機会を通じて、平常時から協定を締結する他の地方公共団体、事業者等との連携を図るものとする。

（物資等の確保及び供給の計画策定）

第17条 市は、災害が発生した場合における物資等の確保及び供給に係る計画を策定するとともに、当該計画に基づいて防災訓練等を実施し、その実施状況を検証するものとする。

2 市は、前項の計画に基づき、救援に必要な物資等（以下「救援物資」という。）の受入れ及び整理を円滑に行うとともに、当該救援物資を迅速かつ的確に指定避難所等に供給する体制を整備するものとする。

3 市は、指定避難所等における救援物資の受入れ及び供給が円滑に行われるよう、自治会、自主防災組織、災害ボランティア等との緊密な連携協力体制を構築するものとする。

（自主防災活動への支援）

第18条 市は、自主防災活動を推進するため、自治会及び自主防災組織に対し、防災訓練等の実施に関する情報提供及び地域における防災活動に関する助言並びに資機材の整備及び自主防災活動に対する助成その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、自主防災活動において主導的な役割を担う自主防災リーダーの育成に努めるとともに、当該自主防災リーダーの役割、活動状況等を広く市民等に周知することにより、地域における自主防災活動の推進を支援するものとする。

（防災教育の推進）

第19条 市は、家庭、職場、地域等における自主的な防災活動が促進されるよう、学校教育及び社会教育を通じ、あらゆる世代を対象として防災教育を推進し、防災・減災に関する知識の普及を図るものとする。

（要配慮者への支援）

第20条 市は、要配慮者の安全の確保及び被災後の生活の安定が図られるよう、自治会、民生委員、自主防災組織、要配慮者を支援する団体等と連携し、要配慮者及

びその家族があらかじめ取り組むべき備え、災害発生時にとるべき行動等に関して啓発するとともに、要配慮者を地域で支え合うネットワークづくりを促進し、並びに要配慮者に配慮した避難所の確保及び生活支援の対策を図るものとする。

2 避難支援等関係者（法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。以下同じ。）は、市と連携し、要配慮者のうち、避難行動要支援者（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）に対し、災害時における避難の支援、安否の確認、救助等（以下この条において「避難支援等」という。）を円滑に行うための体制を整備するよう努めなければならない。

3 避難行動要支援者及びその家族は、避難支援等関係者に対し、避難支援等を受けるために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（避難対策）

第21条 市は、あらかじめ、避難勧告等（避難準備情報等の発令又は避難の勧告若しくは避難の指示をいう。以下同じ。）を行う際の判断の基準及び当該避難勧告等に応じてとるべき行動を分かりやすく啓発するとともに、災害時において避難勧告等の情報を確実に伝達するための環境を整備するものとする。

2 市は、県、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携し、タイムライン（災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、防災行動及びその実施主体を時系列で整理した計画をいう。以下同じ。）の考え方に基づいた避難対策を講ずるものとする。

3 市民等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、迅速かつ円滑に避難行動をとることができるよう、あらかじめ、避難場所、家族及び従業員との連絡方法等を確認し、タイムラインの考え方に沿った計画を立てるよう努めなければならない。

（指定避難所の整備等）

第22条 市は、指定避難所の計画的な整備に努めるとともに、福祉避難所（指定避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所として、あらかじめ協定を締結した社会福祉施設等をいう。）の拡充に努めるものとする。

2 市は、指定避難所が災害時における地域の生活拠点及び活動拠点として十分に機能を果たすよう、飲料水、食料、毛布等の必要な物資を確保するとともに、自家発電装置、災害用トイレ、応急給水施設等の防災上必要な設備の充実に努めるものとする。

（災害ボランティアの受入れ等）

第23条 市は、あらかじめ、県、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、

災害が発生した場合における災害ボランティアの受入れに必要な支援及び連絡調整を行う体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び技能を有する人材の育成、地域における災害ボランティアの活動拠点の確保等に努めるものとする。

（水害対策）

第24条 市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等による浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。

- (1) 豪雨等による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させ、又は一時的に貯留する対策
- (2) 豪雨等による浸水の発生を減少させるため、流域内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策
- (3) 浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策

- 2 市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。

- 3 市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。

（土砂災害対策）

第25条 市は、土砂災害から市民等の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

（業務継続計画）

第26条 市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（市民生活に密接に関係する優先度の高い業務を継続し、又は早期に復旧させるため、災害対応業務及び必要通常業務の位置付け並びに関連性を明確にした計画をいう。以下同じ。）を策定するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 前項の業務継続計画に定める重要な事項は、別に規則で定める。

- 3 市長は、災害及び災害対策により通常時に実施する市の業務を実施することができないとき又は実施するいとまがないときは、当該業務を休止し、業務継続計画に

定めるところにより、市民生活に密接に関係する優先度の高い業務を優先することができる。

（石油コンビナート等の防災対策）

第 27 条 市長は、次に掲げる事業所（以下この条において「石油コンビナート等特定事業所」という。）と災害防止協定を締結するよう努めるとともに、当該災害防止協定に定めるところにより、防災計画書の提出を求めるものとする。

（1） 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所

（2） 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域以外の区域に所在する事業所のうち、規則で定める基準を満たすもの

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業所

2 石油コンビナート等特定事業所は、前項の防災計画書に基づく防災対策の取組並びに緊急時の連絡体制及び避難体制について、近隣住民との情報の共有を図り、理解を深めるよう努めなければならない。

第 3 章 災害応急対策

（緊急輸送の確保）

第 28 条 市長は、災害が発生した場合においては、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との調整を行うものとする。

2 市は、三重県公安委員会が法第 76 条第 1 項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行なったときは、市民等及び事業者に対し、当該通行禁止等の区間等の周知を迅速に行い、緊急輸送の確保に努めるものとする。

3 市民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、通行禁止等が行われていない道路においても、避難するためにやむを得ない場合を除き、自動車（緊急通行車両等並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。）の使用を控えることとし、緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

（応急体制の確立）

第 29 条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害による被害の軽減対策及び応急復旧措置を行うため、職員の配置等必要な応急体制を速やかに確立するとともに、国、県及び防災関係機関と連携して、必要な措置を講

ずるものとする。

- 2 市民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、相互に協力し、初期消火、被災者の救難及び救助その他の必要な措置を講ずるとともに、市が実施する災害応急対策に協力するよう努めなければならない。

（避難所の開設等）

第30条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、避難者の支援のため、速やかに避難所を開設し、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市民及び市は、避難所における生活環境が良好に保たれるよう、自治会、自主防災組織等地域の関係者と連携し、適切に避難所を運営するとともに、要配慮者への配慮を踏まえた運営となるよう努めなければならない。

- 3 避難者は、避難所の円滑な運営に相互に協力するよう努めなければならない。

（医療救護体制の確立）

第31条 市は、災害が発生した場合においては、医療機関、医療関係団体、他の地方公共団体等と連携して、速やかに総合的な医療救護体制を確立し、傷病者の応急救護に当たるものとする。

（帰宅困難者への支援）

第32条 市及び事業者は、災害が発生した場合において、公共交通機関の運行停止等の理由により、市内における帰宅が困難になった者（以下「帰宅困難者」という。）の安全の確保、円滑な避難、待機及び帰宅を支援するために、情報提供、避難誘導等の必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみな移動を控えるよう努めるとともに、市及び事業者が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

第4章 災害復旧・復興対策

（復旧・復興対策）

第33条 市は、災害により重大な被害が発生した場合は、国、他の地方公共団体、防災関係機関及び事業者と連携し、速やかに、被災した都市基盤施設等の復旧、市民生活の再建及び事業者の事業の継続又は再開のために必要な措置を講ずるとともに、都市及び地域経済の復興のための対策を実施するものとする。

- 2 市民等及び事業者は、災害により重大な被害が発生した場合は、相互に協力し、自らの生活の再建及び事業の継続又は再開に努めなければならない。

（復興体制の確立）

第34条 市は、復興対策を実施するために必要がある場合に、早期に災害復興対策

本部を設置し、災害からの迅速かつ的確な復興を図る体制を確立するものとする。

2 市は、計画的に復興対策を実施するために、必要に応じて復興計画を作成するものとする。

3 市は、前項の復興計画の作成に当たっては、市民等、事業者、防災関係機関等の意見が十分に反映されるための必要な措置を講ずるものとする。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(見直し)

第36条 市長は、この条例の施行後4年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 各種計画・マニュアル・ 基準関係

四日市市津波避難ビルガイドライン

令和 6 年 6 月改訂

四日市市

危機管理課

四日市市津波避難ビルガイドライン

《 1 総則》

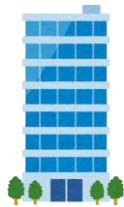
■ 目的

本市は南海トラフ地震等の発生時において、津波被害が懸念されており、安全な高台までの避難が困難と想定される地域も存在する。今後の高齢化の進展を考慮すると、より迅速に、安全に避難する場所を確保することは、市民の安全を守るうえで必要不可欠である。

本ガイドラインは、一時的な避難施設(津波避難ビル)を指定する際の要件、選定プロセス等について規定を定めると同時に、津波避難ビルに避難する地域住民と、対象となる施設で生活する市民等と円滑な関係が保てるよう、事前に行動指針を定めることを目的として、平成17年6月に内閣府が策定した「津波避難ビル等に係るガイドライン」を参考に策定したものである。

地震発生後、浸水想定地域の市民は、高台を求めてパニック状態になることが想像できる。津波避難ビルの指定は、津波が襲来する場合においても市民を迷いなく行動させ、ひいては地域全体の防災に貢献するものと考えられる。

津波避難ビル候補施設



- パニックに陥った津波避難住民が起こす行動による被害の可能性
 - ・ビル設備等の破壊
 - ・住居内への突然の侵入

地域住民等



- 逃げ遅れたり、海から離れた高台へ逃げられない方の避難場所がわからない
- 迫り来る津波からの逃げ場がなく被害にあう危険性が高い



協 定 締 結

- 避難住民立ち入り範囲の限定、行動の秩序化
- 災害発生時における地域との協力関係の確立

- 津波から身を守ることができる
- 平時から避難場所を確認することができ、困惑せずに行動できる

《 2 津波避難ビルの定義》

津波浸水予測区域内の市民が、南海トラフ地震等によって発生する津波から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物とする。

《 3 構造的要件》

(1) 3階以上のRC（鉄筋コンクリート造）またはSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）又はS（鉄骨造）の建物を基本とする。

※ただし、S（鉄骨造）の建物を指定する場合は重量鉄骨であることを要件とする

(2) 建築年月日については、昭和56年に施行された新耐震設計基準対応後に建設された建物を対象とする。

《 4 位置的要件》

- ・ 海岸線から4km以内かつ海拔5m以下の地域に所在する建物とする。

《 5 津波避難ビルの選定》

- ・ 「構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「位置的要件」に沿った地域から選定する。
- ・ 上記要件と合致した建物であっても、目視等による確認の結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

《 6 津波避難ビル候補施設管理者等との交渉における注意点》

- ・ 津波避難ビルは、地域住民にとっての一時避難場所となるため、原則として、自主防災組織や自治会、連合自治会等の地域住民組織と施設管理者、四日市市の3者による交渉であることが望ましい。
- ・ 交渉時に確認すべき事項として下記があげられる。
 - 所有者あるいは施設管理者名
 - 施設内において一時避難可能な場所（廊下、階段、屋上等）
 - 一時避難場所の総面積（避難計画の策定のために重要）
 - 特にマンション等住宅においては、管理者と住民との認識の相違が見られる可能性もあるため、マンション住民の意見を代弁できる代表者の確認を行うとともに、交渉時には立会いを求める事が望ましい。

《 7 避難ビルの指定》

- ・ 地域住民、施設管理者の間で合意が得られた後、津波避難ビルに関する協定書の取り交わしを行い、指定を行うものとする。
ただし、公共施設及びこれに準じる施設を指定する場合は、協定書の取り交わしを要しないものとする。
(協定書の雛型については別紙 1－1、別紙 1－2 を参照のこと)
- ・ 施設には、その施設が避難ビルに指定されている事を示す表示板を掲示する。その際、津波避難ビル開設時に立ち入りが可能となる場所を明記しておくことが望ましい。

《 8 津波避難ビルとして活用する場合の留意点》

- ・ 津波避難ビルとしての活用は、南海トラフ地震等とみられる大地震の発生時や、遠地津波等によって大きな被害が生じる可能性が明らかな場合とする。
- ・ 開設時の解錠方法については、施設管理者等との事前確認を綿密に行うこと。

《 9 周知、啓発等》

■ 周知

- ・ 指定された津波避難ビルおよび避難路・避難経路については、自主防災組織等の作成する防災マップなどを用いて的確に市民へ周知できるよう努める。
- ・ 市は、津波避難ビルを指定した場合には、ホームページ等を利用して市民に対して周知を行う。ただし、施設管理者等において周知することに問題がある場合にはその限りではない。

■ 啓発

- ・ 市は市民に対して、津波避難ビル指定の目的を周知するための広報、協力を行う。
- ・ 市は市民に対して、津波避難ビルにおいて、施設管理者、施設に避難する住民、双方が迷いなく、秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

《 10 修正》

本ガイドラインは、被害想定等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

《別紙 1－1：津波避難ビル協定書雛形（地域住民、施設所有者、市 3 者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

四日市市（以下「甲」という。）と〇〇防災連合会（以下「乙」という。）と××（以下「丙」という）は、南海トラフ地震等が発生したのち、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、乙及び地域住民等に使用させるものとする。

（１） 所在地 四日市市

（２） 所有者

（３） 名 称

（４） 構造等 造 階建

（５） 使用場所 屋上 m²、廊下 m² 合計 m²（約 人収容）

2 甲および乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、丙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条 甲および乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第 4 条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第 5 条 甲および乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分を除くものとする。

2 地域住民等が当該対象施設を津波避難ビルとして使用した場合において、避難するにあたり、やむを得ず破損した施設の回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（利用者責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（相互協力）

第7条 乙と丙は、津波による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、南海トラフ地震等が発生した際には、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

（津波避難ビル表示、公開）

第8条 甲は、乙と丙の協力関係、対象施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、令和〇〇年 〇月 〇日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和〇〇年 〇月 〇日

甲 四日市市諏訪町 1 － 5

四日市市長 森 智広

乙

丙

《別紙 1－2：津波避難ビル協定書雛形（施設所有者、市 2 者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

四日市市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という）は、南海トラフ地震等が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

（1）所在地 四日市市

（2）所有者

（3）名称

（4）構造等 造 階建

（5）使用場所 屋上 m²、廊下 m² 合計 m²（約 人収容）

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙および地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条 甲および地域住民は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第 4 条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第 5 条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分を除くものとする。

2 地域住民等が当該対象施設を津波避難ビルとして使用した場合において、避難するにあたり、やむを得ず破損した施設の回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（利用者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビル表示、公開）

第7条 甲は、対象施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、令和〇〇年 〇月 〇日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和〇〇年 〇月 〇日

甲 四日市市諏訪町 1 － 5

四日市市長 森 智広

乙

指定緊急避難場所等指定基準

1. 指定緊急避難場所

災害種別	基 準
洪水	洪水浸水想定区域外の建物及び以下の条件を満たす洪水浸水想定区域内の建物 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の非木造建物 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）外の建物 ・洪水浸水想定が3メートル未満の場合は2階建て以上の建物 ・洪水浸水想定が3メートルから5メートル未満の場合は3階建て以上の建物 ・洪水浸水想定が5メートルから10メートル未満の場合は5階建て以上の建物
土砂災害	・土砂災害警戒区域外の建物及びグラウンドなどオープンスペース ・急傾斜地崩壊危険区域外の建物
高潮	高潮浸水想定区域外の建物及び以下の条件を満たす高潮浸水想定区域内の建物 ・高潮浸水想定が3メートル未満の場合は2階建て以上の建物 ・高潮浸水想定が3メートルから5メートル未満の場合は3階建て以上の建物 ・高潮浸水想定が5メートルから10メートル未満の場合は5階建て以上の建物
地震	耐震性のある建物及びグラウンドなどオープンスペース
津波	・津波避難目標ライン（海拔5mライン）外にある建物及びグラウンドなどのオープンスペース ・津波避難目標ライン（海拔5mライン）内にあるが、津波避難ビルに指定した建物
大規模な火事	火災発生区域外のオープンスペース
内水氾濫	・内水浸水想定区域外の建物 ・内水浸水想定区域内の2階建て以上の建物

2. 緊急避難所（その他の避難場所）

災害種別	基 準
洪水	洪水浸水想定区域外の建物及び以下の条件を満たす洪水浸水想定区域内の建物 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の非木造建物 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）外の建物 ・洪水浸水想定が3メートル未満の場合は2階建て以上の建物 ・洪水浸水想定が3メートルから5メートル未満の場合は3階建て以上の建物 ・洪水浸水想定が5メートルから10メートル未満の場合は5階建て以上の建物
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外の建物 ・急傾斜地崩壊危険区域外の建物
高潮	高潮浸水想定区域外の建物及び以下の条件を満たす高潮浸水想定区域内の建物 ・高潮浸水想定が3メートル未満の場合は2階建て以上の建物 ・高潮浸水想定が3メートルから5メートル未満の場合は3階建て以上の建物 ・高潮浸水想定が5メートルから10メートル未満の場合は5階建て以上の建物
地震	耐震性のある建物
津波	・津波避難目標ライン（海拔5mライン）外にある建物及びグラウンドなどのオープンスペース ・津波避難目標ライン（海拔5mライン）内にあるが、津波避難ビルに指定した建物
内水氾濫	・内水浸水想定区域外の建物 ・内水浸水想定区域内の2階建て以上の建物

【資料 1-2-③】

警報等の発表基準（特別警報を含む）

表 1 警報・注意報の基準（風水害）

警報等名		基準値
暴風		陸上：平均風速 20m/s 海上：平均風速 25m/s
暴風雪		陸上：平均風速 20m/s 海上：平均風速 25m/s かつ雪を伴う
波浪		有義波高 3.0m
高潮		潮位 3.5m（三重県が定める基準 水位観測所（四日市港）における 高潮特別警戒水位（2.9m）への潮 位の到達状況を考慮して、これに よらず高潮警報を発表する場合が あります）
大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準：33
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準：138
洪水	流域雨量指数基準	内部川流域＝12.8 朝明川流域＝21.9 海蔵川流域＝16.1 三滝川流域＝23.2 天白川流域＝17.9 鹿化川流域＝11
	複合基準	天白川流域＝（12, 16.1）
	指定河川洪水予報による基準	鈴鹿川及び鈴鹿川派川【高岡】
	大雪	12 時間降雪の深さ 20cm
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 120 mm

- 注 1） 土壌雨量指数は降雨による土砂災害発生の危険度を示し、土壌中の水分量に相当します。表中の値は市内における基準値の最低値を示します。
- 注 2） 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険度を示します。
- 注 3） 表面雨量指数は降雨による浸水害の危険度を示します。
- 注 4） 平成22年5月27日からは、市町別に注意報・警報が発表されています。

注意報名		基準値
強風		陸上：平均風速 13m/s 海上：平均風速 15m/s
風雪		陸上：平均風速 13m/s 海上：平均風速 15m/s かつ雪を伴う
波浪		有義波高 1.5m
高潮		潮位 1.5m
大雨	表面雨量指数基準：16	
	土壌雨量指数基準：91	
洪水	流域雨量指数基準	内部川流域＝10.2 朝明川流域＝17.5 海蔵川流域＝12.8 三滝川流域＝18.5 天白川流域＝14.3 鹿化川流域＝8.8
	複合基準※ ※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。	鈴鹿川派川流域＝（8, 7.1） 内部川流域＝（13, 8.2） 朝明川流域＝（10, 17.5） 海蔵川流域＝（8, 12.8） 三滝川流域＝（13, 14.8） 天白川流域＝（8, 14.3） 鹿化川流域＝（8, 8.8）
	指定河川洪水予報による基準	鈴鹿川及び鈴鹿川派川【高岡】
大雪		12 時間降雪の深さ 5cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾燥		最小湿度 30％で、実効湿度 60％
濃霧		陸上：視程 100m 海上：視程 500m
霜		晩霜期に最低気温 3℃以下
低温		冬期：最低気温-5℃以下
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合

表2 津波警報等の発表基準と発表表現

警報名、注意報名	発表基準	発表表現	
		数値での発表	巨大地震の場合の表現
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超 (10 m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10 m (5 m<予想される津波の最大波の高さ≤10 m)	
		5 m (3 m<予想される津波の最大波の高さ≤5 m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1 m<予想される津波の最大波の高さ≤3 m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2 m≤予想される津波の最大波の高さ≤1 m)	(表記しない)

表3 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	特別警報の基準		指標
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

表 4 特別警報の指標

指標	条件
雨を要因とする特別警報の指標	○大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 ○大雨特別警報（浸水害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。
台風等を要因とする特別警報の指標	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。

- ※ 1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に溜まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険度が高い。
- ※ 2 流域雨量指数：降った雨が河川に集まっている状態を表す値。この値が大きいほど、洪水害発生の危険度が高い。
- ※ 3 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているのかを表す値。この値が大きいほど、浸水害発生の危険度が高い。

表 5 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深（四日市）

50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
—	53

- ※ 1 “—” の地点は、データ不足のため、50 年に一度の値が算出できないもの。
- ※ 2 50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- ※ 3 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。
個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

四日市市避難指示等の判断・伝達マニュアル

四日市市

令和 7 年 7 月改訂

目 次

1. はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
2. 避難情報の特性	・ ・ ・ ・ ・	2
3. 避難場所等の種類	・ ・ ・ ・ ・	3
4. 洪水		
4－1 避難指示等の発令基準	・ ・ ・ ・ ・	4
4－2 避難対象地域と開設避難場所	・ ・ ・ ・ ・	5
4－3 避難情報の伝達方法	・ ・ ・ ・ ・	6
5. 土砂災害		
5－1 避難指示等の発令基準	・ ・ ・ ・ ・	1 1
5－2 避難すべき地域	・ ・ ・ ・ ・	1 1
5－3 避難情報の伝達方法	・ ・ ・ ・ ・	1 2
6. 津波災害		
6－1 避難指示等の発令基準	・ ・ ・ ・ ・	1 7
6－2 避難場所	・ ・ ・ ・ ・	1 7
6－3 避難情報の伝達方法	・ ・ ・ ・ ・	1 8
7. 高潮被害		
7－1 避難指示等の発令基準	・ ・ ・ ・ ・	2 3
7－2 避難場所	・ ・ ・ ・ ・	2 4
7－3 避難情報の伝達方法	・ ・ ・ ・ ・	2 5
8. パトロールの実施	・ ・ ・ ・ ・	3 0
9. 情報の伝達方法	・ ・ ・ ・ ・	3 1
9－1 防災行政無線による情報伝達	・ ・ ・ ・ ・	3 2
10. 避難行動要支援者に対する情報伝達	・ ・ ・ ・ ・	3 3

1. はじめに

本市では、これまでに昭和 34 年の伊勢湾台風や 49 年豪雨災害など大規模な台風や集中豪雨による大きな被害を受けてきました。平成 16 年には新潟・福島、福井など全国で多発した一連の水害・土砂災害で、200 名を超える死者・行方不明者が発生しました。この平成 16 年の災害を受けて、本市では国土交通省「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等に基づき、風水害に対する被害の軽減を目的に「四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定しました。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、津波からの避難の遅れにより 18,000 名を超える死者・行方不明者が発生したことを受け、津波災害時の避難判断基準を設定しました。また、一定期間生活する施設である「避難所」と緊急的に避難する場所や施設である「避難場所」の区別が明確でなかったため、避難所に避難したにも関わらず、多くの方が津波によって犠牲となったことを受け、避難情報発令時には緊急的に避難する場所や施設である「指定緊急避難場所」への避難を周知・啓発しています。

平成 26 年 8 月には、台風 11 号の接近に伴い気象庁から四日市市に初めての大雨特別警報が発表され、市内全域に避難指示を発令し、全指定避難所の開設を行いました。この事案を受け、四日市市では災害情報の周知や全指定避難所を開設することについての課題などが浮き彫りとなり、このような課題を踏まえて今後の対応策を明らかにするため検証を行いました。さらに同月、広島市においても局地的な短時間豪雨により大規模な土砂災害が発生し、土砂災害における避難指示や情報伝達などのいくつかの課題が指摘され、警戒避難体制の整備が急務となりました。

令和 3 年 5 月には災害対策基本法の改正によって、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報に変更されました。四日市市では内閣府（防災担当）が示した「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」等に基づき、表題を「四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」から、「四日市市避難指示等の判断・伝達マニュアル」へ修正するとともに、マニュアル内容の見直しを行いました。避難情報の持つ意味や、その情報を受けた時にとるべき行動等を理解することが、「自分の命は自分で守る」という行動につながるため、今後も継続的に住民の皆さんに周知してまいります。最後に、これからも「四日市市避難指示等の判断・伝達マニュアル」は、河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等から見えてきた課題などに基づき、適切な時期に見直していくものとします。

2. 避難情報の特性

ここで対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりです。

高 低	警戒レベル	提供する情報	市民の皆さんがとるべき行動
	警戒レベル 5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫した状況であり、命を守るための最善の行動をとってください。
	警戒レベル 4	避難指示	災害が発生するおそれがきわめて高い状況になっています。最寄りの指定緊急避難場所等への避難を開始してください。
	警戒レベル 3	高齢者等避難	高齢者等、避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。その他の人は、避難の準備をするとともに、危険を感じたら自主的に避難してください。
	警戒レベル 2	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、災害リスク・避難場所や避難経路・避難のタイミング等を再確認してください。
	警戒レベル 1	早期注意情報 (警報級の可能性) ※大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	最新の防災気象情報に注意し、災害への心構えを高めてください。

※警戒レベル 1、警戒レベル 2 は、気象庁が発表します。

警戒レベル 3、警戒レベル 4、警戒レベル 5 は、四日市市が発令します。

○避難行動とは・・・

- ・数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「身を守るための行動」を意味します。
- ・自分の住んでいる場所の危険度（河川決壊による浸水、土砂災害など）によって避難行動は異なります。
- ・津波や洪水による浸水想定や土砂災害の危険箇所をハザードマップ等でご確認いただき、自宅での避難や親戚・知人宅、指定緊急避難場所への避難など、状況や自分にあった避難行動を取ってください。



①避難場所への移動



③近隣の高い建物等への移動



②安全な場所への移動
(近くの親戚や友人の家等)



④建物内の2階等の安全な場所での待避

3. 避難場所等の種類

①指定緊急避難場所



災害から命を守るため緊急的に避難するための施設や場所（公園等）で、災害に応じて、市があらかじめ指定しています。

②指定避難所



災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間、滞在するための施設で、学校等を指定しています。開設している避難所であれば、他地区であっても利用することができます。

③津波避難ビル



津波浸水想定区域内の市民が、津波から命を守るため、浸水が解消し地上を安全に歩行できるまでの期間、緊急的に避難するための施設です。

④福祉避難所



高齢者や障害者など、一般の避難所での生活が困難な人のための避難所です。災害の発生が予想される場合や、発生した場合は、まず最寄りの指定緊急避難場所等へ避難してください。

⑤緊急避難所



地域の住民が一時的に災害時の危険を回避するための避難場所のことで、地域からの要望により指定しています。

4. 洪水

4-1 避難指示等の発令基準

高齢者等避難、避難指示の発令については、河川（大臣、知事の指定河川）ごとに以下の基準を踏まえ、直近の気象情報や、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断します。

特別警報の発表の見込みがある、または発表された場合は、気象台等から情報収集を行い、その状況に応じて対象河川付近に加え、他の地域にも避難指示等を発令するか判断します。

【河川ごとの水位基準】

河川名	高齢者等避難	避難指示
鈴鹿川	高岡観測所の水位が3.60m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高岡観測所の水位が4.40m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
鈴鹿川 （派川）	五味塚橋の水位が3.10m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高岡観測所の水位が氾濫危険水位を観測し、その変化と合致する上昇がみられ、さらに水位の上昇が見込まれる。
内部川	河原田観測所の水位が1.90m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	河原田観測所の水位が2.50m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
海蔵川	御館観測所の水位が1.78m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	御館観測所の水位が2.09m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
三滝川	高角観測所の水位が2.40m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高角観測所の水位が3.00m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
朝明川 （上流） 東名阪道以西	小牧観測所の水位が2.09m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	小牧観測所の水位が2.53m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
朝明川 （下流） 東名阪道以东	松寺観測所の水位が2.07m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	松寺観測所の水位が2.63m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
鹿化川	赤堀観測所の水位が2.00m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	赤堀観測所の水位が2.34m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
天白川	日永観測所の水位が1.12m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	日永観測所の水位が1.72m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。

- ・ 準用河川、都市下水路については、その流域の範囲が狭い事などから予測が困難であるので、発令基準の対象河川等には含めません。各河川の水位や雨量情報は、各河川管理者及び市の防災情報ホームページで公開しています。

4-2 避難対象地域と開設避難場所

対象河川 (箇所)	避難対象 地域	指定緊急避難場所
鈴鹿川	楠、塩浜、 河原田、 日永、四 郷、内部	【楠】楠地区市民センター、楠小学校、楠中学校、楠交流会館、楠福祉会館、楠避難会館、楠防災会館 【塩浜】塩浜地区市民センター、塩浜小学校、塩浜中学校、三浜文化会館、三重北勢健康増進センター 【河原田】河原田地区市民センター、河原田小学校、四日市農芸高校、北勢地方卸売市場 【日永】日永地区市民センター、日永小学校、泊山小学校、南中学校、四日市工業高校、海星中・高等学校 【四郷】四郷地区市民センター、笹川中学校 【内部】内部東小学校、内部中学校
内部川	内部、河 原田、日 永、塩浜、 四郷	【内部】内部東小学校、内部中学校 【河原田】河原田地区市民センター、河原田小学校、四日市農芸高校、北勢地方卸売市場 【日永】日永地区市民センター、日永小学校、泊山小学校、南中学校、四日市工業高校、海星中・高等学校 【塩浜】塩浜地区市民センター、塩浜小学校、塩浜中学校、三浜文化会館、三重北勢健康増進センター 【四郷】四郷地区市民センター、笹川小学校、笹川中学校
海蔵川	県、神前、 三重、海 蔵、羽津	【県】県地区市民センター、大池中学校、メリノール学院、 【神前】神前地区市民センター、神前小学校、四日市商業高校、四日市中央工業高校 【三重】三重地区市民センター、三重小学校、三重北小学校、大谷台小学校、三重平中学校 【海蔵】海蔵地区市民センター、海蔵小学校、山手中学校 【羽津】羽津地区市民センター、羽津小学校
三滝川	浜田、共 同、同和、 中央、港、 常磐、川 島、神前、 桜、県、 三重、海 蔵、橋北	【中部】中部地区市民センター、浜田小学校、中部西小学校、中央小学校、港中学校、中部中学校、じばさん、四日市市文化会館、総合会館、本町プラザ、なやプラザ 【常磐】常磐地区市民センター、常磐小学校、常磐西小学校、市立図書館 【川島】川島地区市民センター、川島小学校 【神前】神前地区市民センター、神前小学校、三滝中学校、四日市商業高校、四日市中央工業高校 【桜】桜地区市民センター、桜小学校、桜台小学校、桜中学校 【県】県地区市民センター、県小学校 【三重】三重地区市民センター、三重小学校、三重平中学校 【海蔵】海蔵地区市民センター 【橋北】橋北地区市民センター、橋北小学校、橋北中学校、橋北交流会館
朝明川	富洲原、 富田、羽 津、大矢 知、八郷、 保々、下 野、	【富洲原】富洲原地区市民センター、富洲原小学校、富洲原中学校 【富田】富田地区市民センター、富田小学校、富田中学校、四日市高校、北星高校 【羽津】羽津地区市民センター、羽津小学校、羽津北小学校、羽津中学校 【大矢知】大矢知地区市民センター、大矢知興譲小学校、暁小学校、あさけプラザ 【八郷】八郷小学校、八郷西小学校、朝明中学校、暁中学・高等学校 【保々】保々地区市民センター、保々小学校、保々中学校、朝明高校 【下野】下野地区市民センター、下野小学校、西朝明中学校
鹿化川	日永、常 磐、四郷、 川島、浜 田、共同、 中央、港	【日永】日永地区市民センター、総合体育館 【常磐】常磐地区市民センター、常磐小学校、常磐西小学校、市立図書館 【四郷】四郷地区市民センター、四郷小学校 【川島】川島地区市民センター、川島小学校 【中部】中部地区市民センター、浜田小学校、中部西小学校、中央小学校、港中学校、中部中学校、じばさん、総合会館、本町プラザ、なやプラザ
天白川	日永、塩 浜、四郷	【日永】日永地区市民センター、日永小学校、泊山小学校、南中学校、四日市工業高校、総合体育館 【塩浜】塩浜地区市民センター、塩浜小学校、塩浜中学校、三浜文化会館、三重北勢健康増進センター 【四郷】四郷地区市民センター、四郷小学校、笹川小学校、笹川中学校、四郷高校

- ・対象河川ごとの避難対象地域を示しましたが、他の地域についても気象状況をはじめ、河川水位の状況や施設等の状況を的確に把握したうえで、避難指示等の発令を行う場合があります。
- ・避難すべきに所在する避難場所を示してありますが、距離や位置など地域の状況によっては避難マニュアル等に基づく緊急避難所等（集会所等）への避難も有効です。ただし、この場合は避難所自体の構造や安全性をあらかじめ確認しておくことが大切です。また、避難時には市民センターへの避難状況の報告を必ず行って下さい。
- ・開設する避難場所は、降雨等の状況や避難者数などの状況から検討します。

4-3 避難情報の伝達方法

○避難情報の伝達文

【洪水】防災行政無線

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

♪チャイム音♪

※緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、△△川が増水し、氾濫するおそれのある水位に近づいたため、〇〇、△△・・・地区の浸水が想定される区域に、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。

浸水が想定される区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

♪チャイム音♪

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

サイレン音（60秒－5秒休－60秒－5秒休－60秒）

※緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、△△川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、〇〇、△△・・・地区の浸水が想定される区域に、警戒レベル4避難指示を発令しました。

浸水が想定される区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ今すぐ避難を開始してください。

避難場所への移動が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

サイレン音（60秒－5秒休－60秒－5秒休－60秒）

※緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、△△川の水位が既に堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあるため、〇〇、△△・・・地区の浸水が想定される区域に、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。

浸水が想定される区域にいる方は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

【洪水】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

【警戒レベル 3】高齢者等避難の伝達文

件名：

【警戒レベル 3・〇〇川 水位上昇】 高齢者等は避難を開始（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、△△川が増水し、氾濫するおそれのある水位に近づいたため、〇〇、△△・・・地区の浸水が想定される区域に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令しました。

浸水が想定される区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難を開始してください。

特に川沿いにお住まいの方については、急激な水位の上昇に備えて、早めに避難を開始してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ（<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>）等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル 4】避難指示の伝達文

件名：

【警戒レベル 4・〇〇川 氾濫危険】 全員避難を開始（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、△△川が増水し、氾濫するおそれがあるため、〇〇、△△・・・地区の浸水が想定される区域に、警戒レベル 4 避難指示を発令しました。

浸水が想定される区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ今すぐ避難を開始してください。

避難場所への移動が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ (<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>) 等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル5】 緊急安全確保の伝達文

件名：

【警戒レベル5・〇〇川 氾濫発生】 命を守る行動を！（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、△△川の水位が既に堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあるため、〇〇、△△・・・地区の浸水が想定される区域に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

浸水が想定される区域にいる方は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ (<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>) 等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

件名：

警戒レベル3 高齢者等避難「△△川」

本文：

避難に時間のかかる方は避難開始

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：△△川氾濫のおそれあり

対象地域：〇〇、△△・・・地区の洪水浸水想定区域

とるべき行動：高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

件名：

警戒レベル4 避難指示「△△川」

本文：

ただちに避難を開始してください。

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：△△川氾濫のおそれ高い

対象地域：〇〇、△△・・・地区の洪水浸水想定区域

とるべき行動：今すぐ安全な場所に避難を開始してください。近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

件名：

警戒レベル5 緊急安全確保「△△川」

本文：

命を守る行動を！

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：△△川で越水

対象地域：〇〇、△△・・・地区の洪水浸水想定区域

とるべき行動：近くの安全な場所か、屋内の高いところへ緊急的に避難してください。命の危険が迫っています。ただちに身の安全を確保してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【洪水】広報車

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区の浸水が想定される区域に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

△△川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。

高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

避難場所として、〇〇地区市民センター、△△小学校・・・を開設しています。

対象地域や避難場所については、四日市市ホームページをご確認ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区の洪水が想定される区域に警戒レベル4、避難指示を発令しました。

△△川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

速やかに全員避難を開始してください。

避難場所への移動が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

避難場所として、〇〇地区市民センター、△△小学校・・・を開設しています。

対象地域や避難場所については、四日市市ホームページをご確認ください。

5. 土砂災害

5-1 避難指示等の発令基準

土砂災害警戒情報や三重県土砂災害情報提供システムからの情報や、パトロールでの現地調査結果（8. パトロールの実施 P 29 参照）を基に総合的に判断します。

種別	対象情報
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報において、赤色（警戒）表示となり、さらに雨量が見込まれるとき。
避難指示	土砂災害警戒情報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報において、紫色（危険）表示となり、さらに雨量が見込まれるとき。

※土砂災害の前兆現象

- ・湧き水、地下水が濁り始めた、量の変化が確認されたとき。
- ・溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁（ようへき）・道路等にクラックが確認されたとき。
- ・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂などが確認されたとき。

※前兆現象を確認された際は、ただちに避難行動を開始するとともに、お近くの地区市民センターまたは市災害対策本部まで連絡願います。

5-2 避難すべき地域

土砂災害警戒情報の発表された地域に含まれる土砂災害警戒区域

5－3 避難情報の伝達方法

○避難情報の伝達文

【土砂災害】防災行政無線

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

♪チャイム音♪

※緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、土砂災害のおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

土砂災害が想定される区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

また、崖付近や沢沿いにお住いの方や、避難経路が通行止めになるおそれのある方は自主的に避難してください。

♪チャイム音♪

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

サイレン音（60秒－5秒休－60秒－5秒休－60秒）

※緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、土砂災害の危険が高まっているため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

土砂災害警戒区域にお住いの方は、速やかに全員避難を開始してください。

避難場所への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

サイレン音（60秒－5秒休－60秒－5秒休－60秒）

※緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、土砂災害の発生が確認されたため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

土砂災害警戒区域にお住いの方は、大至急、近くの安全な場所に避難してください。

避難場所への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

【土砂災害】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

【警戒レベル 3】高齢者等避難の伝達文

件名：

【警戒レベル 3・土砂災害のおそれ】 高齢者等は避難を開始（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、土砂災害のおそれがあるため、〇〇地区、△△地区・・・の土砂災害警戒区域に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令しました。

土砂災害が想定される区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

それ以外に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれのある方は自主的に避難してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・の土砂災害警戒区域

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・の土砂災害警戒区域

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ（<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>）等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル 4】避難指示の伝達文

件名：

【警戒レベル 4・土砂災害の危険高まる】 全員避難を開始（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、土砂災害の危険が高まっているため、〇〇地区、△△地区・・・の土砂災害警戒区域に、警戒レベル 4 避難指示を発令しました。

土砂災害警戒区域にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。

避難場所への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・の土砂災害警戒区域

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・の土砂災害警戒区域

開設避難場所：

【〇〇地区】〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ (<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>) 等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

件名：

【警戒レベル5・土砂災害発生】命を守る行動を！（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、土砂災害の発生が確認されたため、〇〇地区、△△地区・・・の土砂災害警戒区域に、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。

土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大至急、近くの安全な場所に避難してください。

避難場所への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】〇〇町、△△町・・・の土砂災害警戒区域

【〇〇地区】〇〇町、△△町・・・の土砂災害警戒区域

開設避難場所：

【〇〇地区】〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ (<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>) 等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

件名：

警戒レベル3 高齢者等避難「土砂災害」

本文：

避難に時間のかかる方は避難開始

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：土砂災害が発生するおそれあり

対象地域：〇〇地区、△△地区・・・の土砂災害警戒区域

とるべき行動：高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

件名：

警戒レベル4 避難指示「土砂災害」

本文：

ただちに避難を開始してください。

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：土砂災害が発生するおそれ高い

対象地域：〇〇地区、△△地区・・・の土砂災害警戒区域

とるべき行動：危険な場所にいる方は避難を開始してください。屋外が危険な場合は崖から離れた場所などで身の安全を確保してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

件名：

警戒レベル5 緊急安全確保「土砂災害」

本文：

命を守る行動を！

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：土砂災害が発生

対象地域：〇〇地区、△△地区・・・の土砂災害警戒区域

とるべき行動：近くの安全な場所に避難してください。避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内に移動してください。命の危険が迫っています。ただちに身の安全を確保してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【土砂災害】広報車

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域に、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

土砂災害の危険性が高まることが予想されます。

高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

避難場所として、〇〇地区市民センター、△△小学校・・・を開設しています。

対象地域や避難場所については、四日市市ホームページをご確認ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、〇〇地区の土砂災害警戒区域に、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が高まっています。

土砂災害警戒区域にお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。

避難場所への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

避難場所として、〇〇地区市民センター、△△小学校・・・を開設しています。

対象地域や避難場所については、四日市市ホームページをご確認ください。

6. 津波災害

6-1 避難指示等の発令基準

高齢者等避難、避難指示の発令については、以下の基準を基に、国、県などの災害情報や津波避難マップ等から、総合的に判断します。

区分	発令基準	避難すべき区域
高齢者等避難	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ※高齢者等事前避難地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対して発令	富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、同和、浜田、共同、日永、塩浜、楠の沿岸部（津波避難マップ参考）
避難指示	伊勢・三河湾に津波警報・大津波警報が発表されたとき	富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、同和、浜田、共同、日永、塩浜、楠の沿岸部（津波避難マップ参考）

※我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波（遠地津波）のように、到達までに相当の時間があるものについては、津波警報の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討します。

※津波注意報が発表された場合は、富洲原、富田、羽津、橋北、浜田、港、塩浜、楠地区の海岸部に広報車等を活用して、注意喚起を行う。

6-2 避難場所

津波災害時の避難において、津波避難目標ライン（海拔5mを結んだライン）を目指し、速やかに遠方への避難を基本としますが、遠方への避難が困難な場合は、高台や津波避難ビルなどへの避難が必要です。【参考資料：津波避難マップ】

6-3 避難情報の伝達方法

○Jアラートを通じて自動発信される伝達文

津波警報や大津波警報が発表された場合、Jアラート（全国瞬時警報システム）を通じて、市内全域の防災行政無線、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS、四日市市 S アラート（最大音量）、エリアメール、緊急速報メールからメッセージが自動的に発信されます。対象地域が更新された場合や津波警報から大津波警報への更新等があった場合にも同様に発信されます。

また、津波注意報が発表された場合は、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS、四日市市 S アラート（通常音量）において、メッセージが発信されます。

（1）大津波警報

【大津波】防災行政無線

※サイレン音（3秒－2秒休－3秒－2秒休－3秒）

大津波警報。大津波警報。（東日本大震災クラスの津波がきます）ただちに高台に避難してください。（※繰り返し3回）こちらは、広報よっかいちです。

【大津波】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

件名：

■津波予報■

本文：

大津波警報。大津波警報。（東日本大震災クラスの津波がきます）ただちに高台に避難してください。

【大津波】エリアメール、緊急速報メール※件名 15 文字、本文 200 文字以内

件名：

津波警報発表

本文：

沿岸部の方は直ちに高台など安全な場所へ避難してください。（気象庁）

（2）津波警報

【津波】防災行政無線

※サイレン音（5秒－6秒休－5秒－6秒休）

津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（※3回、繰り返し）こちらは、広報よっかいちです。

【津波】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

件名：

■津波予報■

本文：

津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。

【津波】エリアメール、緊急速報メール※件名 15 文字、本文 200 文字以内

件名：

津波警報発表

本文：

沿岸部の方は直ちに高台など安全な場所へ避難してください。（気象庁）

（３）津波注意報

【津波】四日市市 S アラート（通常音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

件名：

■津波予報■

本文：

津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。

○避難情報の伝達文

(1) 大津波警報

【大津波】防災行政無線

サイレン音（3秒－2秒休－3秒－2秒休－3秒）

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。大津波警報です。

巨大な津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。

対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区です。

※大津波警報が解除されるまで定期的に発信する。

※富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区の防災行政無線を吹鳴

【大津波】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

【大津波】エリアメール、緊急速報メール※件名 15 文字、本文 200 文字以内

件名：

【大津波警報】いますぐ高台へ避難！

本文：

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。大津波警報です。

巨大な津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。

対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区です。

【大津波】広報車

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。

こちらは、四日市市です。

現在、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されています。

巨大な津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。

※対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区。

※津波到達予想時刻の30分前には浸水想定区域外へ避難できるように広報する。

(2) 津波警報

【津波】防災行政無線

サイレン吹鳴（5秒－6秒休－5秒－6秒休－5秒）

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。津波警報です。高い津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。

対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区です。

※津波警報が解除されるまで定期的に発信する。

※富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区の防災行政無線を吹鳴

【津波】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

件名：

【津波警報】 いますぐ高台へ避難！

本文：

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。津波警報です。高い津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区です。

【津波】エリアメール、緊急速報メール※件名 15 文字、本文 200 文字以内

件名：

【津波警報】 いますぐ高台へ避難！

本文：

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。津波警報です。高い津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区です。

【津波】広報車

緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。

こちらは、四日市市です。

現在、伊勢・三河湾に津波警報が発表されています。

高い津波がきます。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ遠くて高い場所に緊急に避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの津波避難ビルに避難してください。

※対象地区は富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、港、中央、共同、同和、浜田、日永、塩浜、楠地区。

※津波到達予想時刻の30分前には浸水想定区域外へ避難できるように広報する。

(3) 津波注意報

【津波】四日市市 S アラート（通常音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

件名：

【津波注意報】 海岸や河川の付近から避難

本文：

津波注意報が発表されました。海岸や河川の付近は危険です。ただちに海岸や河川から離れて堤防や防潮堤より内側の安全な場所に避難してください。対象は富洲原、富田、羽津、橋北、港、浜田、塩浜、楠地区の海岸部です。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-5234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【津波】広報車

こちらは四日市市です。

現在、伊勢・三河湾に津波注意報が発表されています。

海岸や河川の付近は危険です。ただちに海岸や河川から離れて堤防や防潮堤より内側の安全な場所に避難してください。海の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで、海岸に近づかないようにしてください。

※対象地区は富洲原、富田、羽津、橋北、浜田、港、塩浜、楠地区の海岸部

7. 高潮被害

7-1 避難指示等の発令基準

高齢者等避難、避難指示の発令については、以下の基準を基に、気象情報や、潮位、巡視等からの報告を含め、総合的に判断します。避難対象地域の検討にあたり、三重県が作成した伊勢湾台風規模（堤防決壊なし）の浸水想定区域図及び想定最大規模の高潮浸水想定区域図を使用します。

区分	発令基準	避難すべき区域
高齢者等避難	① 高潮注意報が発表され、近隣市町で高潮警報が発表されているときや、四日市市に高潮警報の発表が見込まれるとき ② 台風上陸24時間前に気象庁が特別警報発表の可能性について言及した場合 ※①、②のいずれかに該当する場合	伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域（堤防決壊なし）
避難指示	① 高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき ② 警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき ③ 高潮注意報が発表されており、夜間から早朝にかけて警報に切り替わる可能性が見込まれるとき ※①、②、③のいずれかに該当する場合	
	上記に加え、台風が室戸台風規模（910hPa程度）の勢力を保ちながら三重県周辺に上陸するおそれが高まったとき	想定最大規模の高潮浸水想定区域
緊急安全確保	① 高潮氾濫発生情報の発表があったとき ② 海岸堤防等が倒壊したとき ③ 異常な越波・越流が発生したとき ※①、②、③のいずれかに該当する場合	伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域（堤防決壊なし）
	上記に加え、台風が室戸台風規模（910hPa程度）の勢力を保ちながら三重県周辺に上陸するおそれが高まったとき	想定最大規模の高潮浸水想定区域

7-2 避難場所

(1) 伊勢湾台風規模（堤防決壊なし）の高潮浸水想定区域に含まれる対象地域は以下のとおり

避難すべき地域
共同、同和、中央、港、浜田、富洲原、富田、羽津、橋北、塩浜、楠

(2) 想定最大規模の高潮浸水想定区域に含まれる対象地域は以下のとおり

避難すべき地域
共同、同和、中央、港、浜田、富洲原、富田、大矢知、羽津、海蔵、橋北、常磐、日永、四郷、内部、河原田、塩浜、楠

7-3 避難情報の伝達方法

○避難情報の伝達文

【高潮】防災行政無線

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

♪チャイム音♪

※緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、伊勢湾の潮位が高まるおそれがあるため、〇〇、△△・・・地区の高潮による浸水が想定される区域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

高潮による浸水が想定される区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。

♪チャイム音♪

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

サイレン音（60秒－5秒休－60秒－5秒休－60秒）

※緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、高潮による浸水の危険が高まっているため、〇〇、△△・・・地区の高潮による浸水が想定される区域に、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

高潮による浸水が想定される区域にお住まいの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ今すぐ避難を開始してください。

今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

サイレン音（60秒－5秒休－60秒－5秒休－60秒）

※緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（※繰り返し）

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、高潮による浸水が確認されたため、〇〇、△△・・・地区の高潮による浸水が想定される区域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

高潮による浸水が想定される区域にいる方は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

【高潮】四日市市 S アラート（最大音量）、安全安心防災メール、市 HP、各種 SNS

【警戒レベル 3】高齢者等避難の伝達文

件名：

【警戒レベル 3・高潮のおそれ】 高齢者等は避難を開始（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、伊勢湾の潮位が高まるおそれがあるため、〇〇、△△・・・地区の高潮による浸水が想定される区域に、警戒レベル 3 高齢者等避難を発令しました。

浸水が想定される区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・の高潮浸水想定区域

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・の高潮浸水想定区域

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ（<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>）等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-8234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル 4】避難指示の伝達文

件名：

【警戒レベル 4・高潮浸水の危険高まる】 全員避難を開始（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、高潮による浸水の危険が高まっているため、〇〇、△△・・・地区の高潮による浸水が想定される区域に、警戒レベル 4 避難指示を発令しました。

高潮による浸水が想定される区域にお住まいの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ今すぐ避難を開始してください。

今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ (<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>) 等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-8234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【警戒レベル5】 緊急安全確保の伝達文

件名：

【警戒レベル5・高潮浸水が発生】 命を守る行動を！（〇〇地区、△△地区・・・）

本文：

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分、高潮による浸水が確認されたため、〇〇、△△・・・地区の高潮による浸水が想定される区域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

高潮による浸水が想定される区域にいる方は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

避難対象地域：

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

【〇〇地区】 〇〇町、△△町・・・

開設避難場所：

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△小学校・・・

【〇〇地区】 〇〇地区市民センター、△△中学校・・・

※最新の避難対象地域や開設避難場所については、テレビ、ラジオのほか、四日市市防災情報ホームページ (<https://bousai2-city-yokkaichi-mie-jp.cache.yimg.jp/evacuation/ei-01/>) 等でご確認ください。

四日市市災害対策本部

TEL:059-354-8234

メール:saitai@city.yokkaichi.mie.jp

【高潮】エリアメール、緊急速報メール※件名 15 文字、本文 200 文字以内

【警戒レベル 3】高齢者等避難の伝達文

件名：

警戒レベル 3 高齢者等避難「高潮」

本文：

避難に時間のかかる方は避難開始

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：高潮による浸水のおそれあり

対象地域：〇〇、△△・・・地区の高潮浸水想定区域

とるべき行動：高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【警戒レベル 4】避難指示の伝達文

件名：

警戒レベル 4 避難指示「高潮」

本文：

ただちに避難を開始してください。

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：高潮による浸水が発生するおそれ高い

対象地域：〇〇、△△・・・地区の高潮浸水想定区域

とるべき行動：今すぐ安全な場所に避難を開始してください。近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【警戒レベル 5】緊急安全確保の伝達文

件名：

警戒レベル 5 緊急安全確保「高潮」

本文：

命を守る行動を！

発信者：四日市市

日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発令理由：高潮による浸水が発生

対象地域：〇〇、△△・・・地区の高潮浸水想定区域

とるべき行動：近くの安全な場所か、屋内の高いところへ緊急的に避難してください。命の危険が迫っています。ただちに身の安全を確保してください。

開設避難場所：市ホームページ等でご確認ください。

【高潮】広報車

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区の高潮による浸水が想定される区域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

伊勢湾の潮位が高まることが予想されます。

高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始してください。今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。

避難場所として、〇〇地区市民センター、△△小学校・・・を開設しています。

対象地域や避難場所については、四日市市ホームページをご確認ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示

こちらは四日市市です。

〇〇時〇〇分に〇〇地区の高潮による浸水が想定される区域に、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

高潮による浸水の危険が高まっています。

高潮による浸水が想定される区域にお住いの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ今すぐ避難を開始してください。今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難を開始してください。

避難場所として、〇〇地区市民センター、△△小学校・・・を開設しています。

対象地域や避難場所については、四日市市ホームページをご確認ください。

8. パトロールの実施

パトロールについては、以下のとおり実施します。

- ・災害の発生する可能性のある場所のパトロールを実施します。
- ・パトロール手順については、関係部局のマニュアルによります。

(1) 洪水

台風や豪雨に伴い河川の水位が上昇し、災害が発生する恐れがある場合は、緊急車両などを用い、水防計画に示された危険箇所等のパトロールを実施します。

(2) 土砂災害

三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報において、赤色（警戒）表示となった場合は、緊急車両などを用い、土砂災害警戒情報の発表された地域（1 km メッシュ範囲）における地域防災計画資料に示された土砂災害警戒区域のパトロールを実施します。

(3) 津波

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、緊急車両などを用い、市内沿岸部のパトロールを実施します。

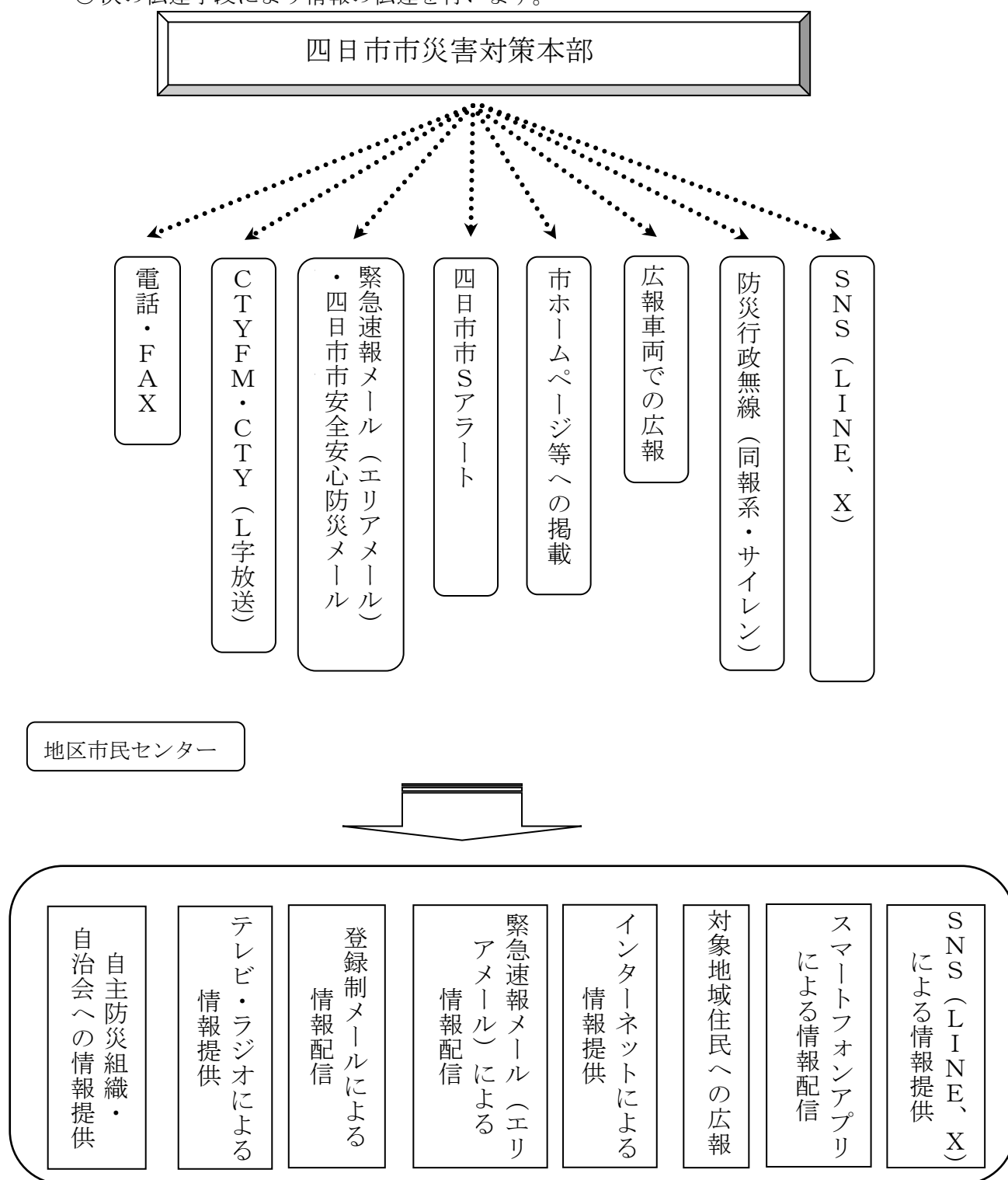
ただし、災害対策本部からの情報を基に、津波到達予想時刻の30分前には必ずパトロールを終了し、避難します。

(4) 高潮

高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）及び高潮警報が発表された場合や、台風や暴風に伴い潮位が上昇し、災害が発生する恐れがある場合は、緊急車両などを用い、市内沿岸部のパトロールを実施します。

9. 情報の伝達方法

○ 次の伝達手段により情報の伝達を行います。



○ 伝達文の作成

広報担当者は避難情報の伝達文（例）を参考に広報伝達文を作成します。

○ 関係機関等への伝達

- ・ 国土交通省三重河川国道事務所
- ・ 三重県四日市地域防災総合事務所（三重県防災情報システムによる入力）
- ・ 三重県警察（四日市南・北・西警察署）
- ・ 報道機関・・・記者発表の実施

9-1 防災行政無線による情報伝達

- ・ 地域に設置されたスピーカーを通してサイレン及び拡声放送を実施します。
- ・ 対象災害
大津波警報、津波警報、避難指示、国民保護関係情報、緊急地震速報
- ・ サイレンを吹鳴した場合は、自動電話応答で音声内容を確認することができます。
(問い合わせ先) 059-351-4004

主なサイレンの吹鳴方法

大津波警報

3 秒	2 秒休	3 秒	2 秒休	3 秒	音声放送	【繰り返し 3 回】
-----	------	-----	------	-----	------	------------

津波警報

5 秒	6 秒休	5 秒	6 秒休	5 秒	音声放送	【繰り返し 3 回】
-----	------	-----	------	-----	------	------------

避難信号

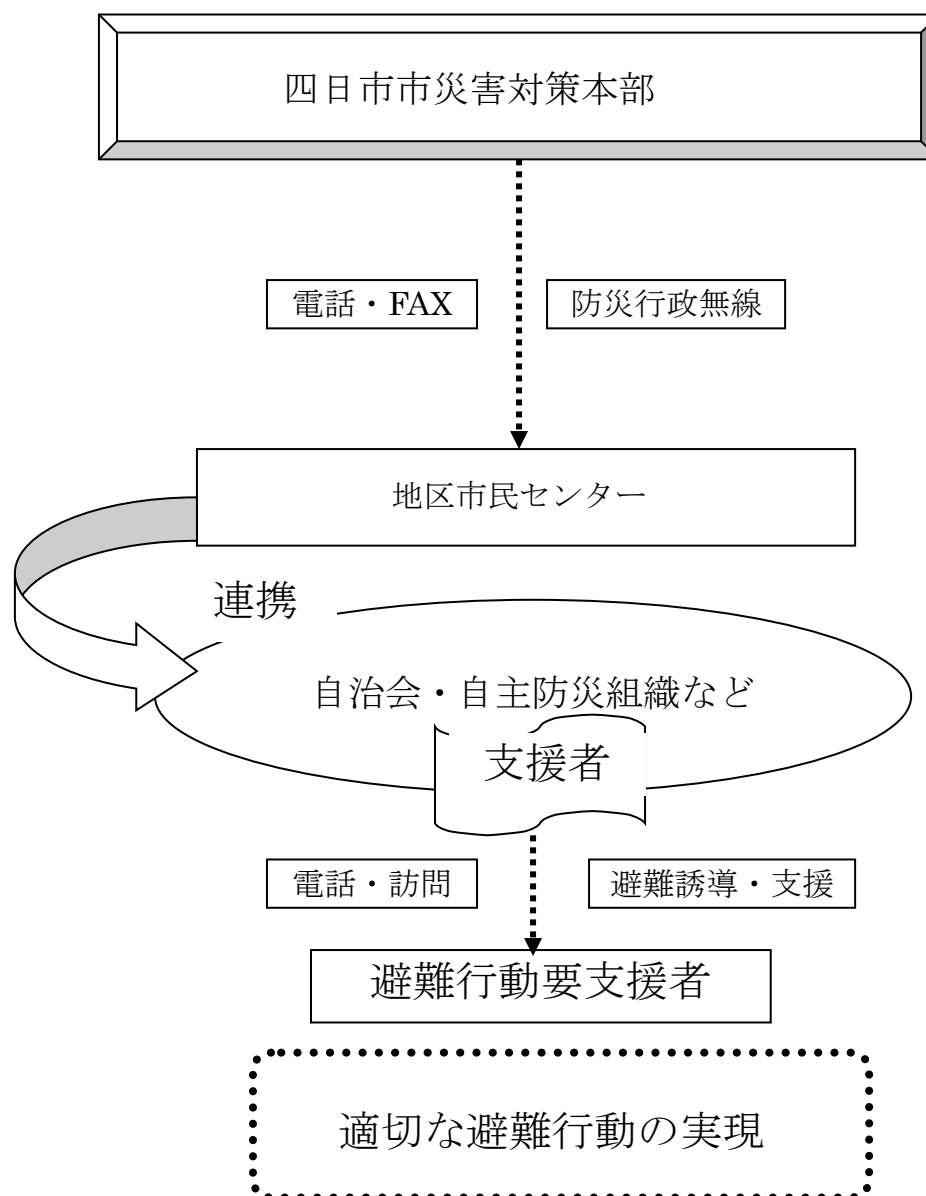
60 秒	5 秒休	60 秒	5 秒休	60 秒	音声放送	【1 回】
------	------	------	------	------	------	-------

※ その他の緊急情報

- ①国民保護関係情報：国民保護サイレン（ウィーン）＋音声放送【繰り返し 3 回】
- ②緊急地震速報：緊急地震速報チャイム（チャランラン・チャランラン）＋音声放送【繰り返し 3 回】

10. 避難行動要支援者に対する情報伝達

- 特に避難行動要支援者に対する情報伝達については、避難行動要支援者名簿を活用し、登録された対象者への情報伝達を的確に行います。



* 要支援者の方への伝え方については、これからも関係者等と試行・検討を行い、その方法について向上を図っていきます。

四日市市建築物耐震改修促進計画

[第 2 次計画]

令和 4 年 3 月

四 日 市 市

目次

第1章 計画の目的

1-1	計画の目的と位置づけ	1
1-2	計画改定の背景	1
1-3	計画の期間	2
1-4	計画の対象	2

第2章 耐震化の状況と目標

2-1	これまでの取組と状況整理	4
2-2	住宅	5
2-3	耐震診断義務付け対象建築物	8
2-4	ブロック塀等	10
2-5	市有建築物	11

第3章 耐震化を促進するための取組

3-1	施策の体系	12
3-2	住宅の耐震化	13
3-3	建築物の耐震化	16
3-4	まちの安全対策	18
3-5	その他建築物の地震に対する安全対策	20

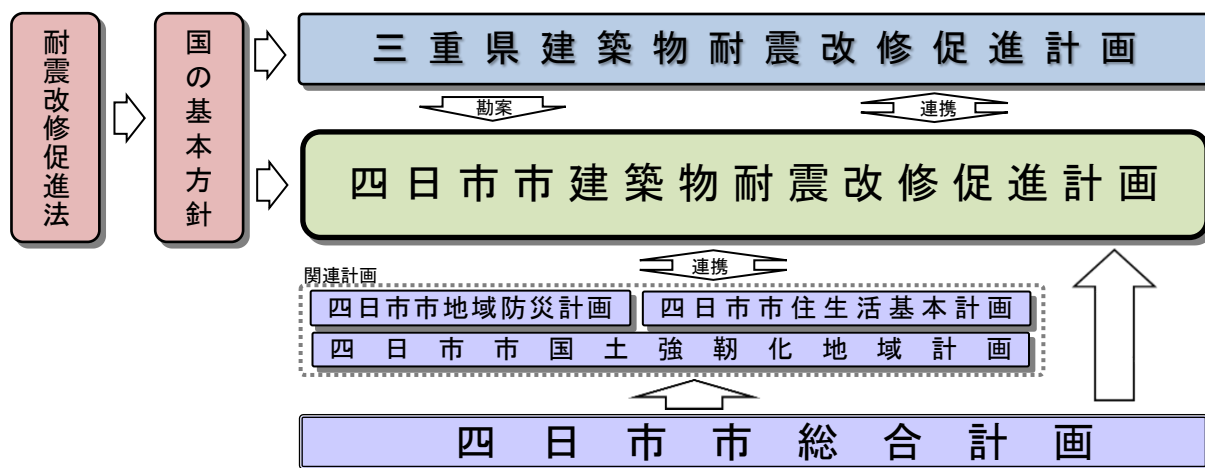
参考資料

資料-1	地震による被害想定等	22
資料-2	特定の建築物の要件	24
資料-3	通行障害建築物の要件	26
資料-4	耐震診断義務付け対象道路	27
資料-5	市が実施している支援制度等	29

第1章 計画の目的

1-1 計画の目的と位置づけ

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための施策を定め、それに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を軽減し、市民の生命及び財産を保護することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」及び同法により国が定める基本方針等に基づいて策定するものです。



【図1-1】 四日市市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

1-2 計画改定の背景

本市では、平成28年に「四日市市建築物耐震改修促進計画（計画期間：平成28年度～令和3年度）」を策定し、市内の建築物の耐震化に取り組んできました。

当該計画（第1次計画）は、平成28年度から令和2年度までの5か年計画でしたが、国の基本方針の改正が令和3年度内に見送られたことから、令和2年度末に計画期間を令和3年度末までとする旨を定めた追補版を発行し、計画期間を1年延長する措置を行いました。

その後、令和3年12月に国の基本方針が改正され、住宅の耐震化率の目標年次が延長されたことを受けて、第2次計画として必要な見直しを行います。

国の基本方針（平成18年国土交通省告示第184号）	
耐震化率の目標の推移	
平成28年3月・平成30年12月改正	令和3年12月改正
【住宅】 ・耐震化率：95%（令和2年） ・耐震性なし：おおむね解消（令和7年）	【住宅】 ・耐震性なし：おおむね解消（令和12年） ※5年延長
【多数の者が利用する建築物】 ・耐震化率：95%（令和2年）	【耐震診断義務付け対象建築物】 ・耐震性なし：おおむね解消（令和7年） ※変更なし
【耐震診断義務付け対象建築物】 ・耐震性なし：おおむね解消（令和7年）	※“多数の者が利用する建築物”に係る目標を廃止し、“耐震診断義務付け対象建築物”に重点化

【図1-2】 国の基本方針の主な改正点

1－3 計画の期間

本計画の計画期間は、国が住宅における耐震化の目標期限を令和 12 年と定めたことを踏まえ、令和 4 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 9 年間とします。

なお、中間目標として令和 7 年度の目標を定め、その時点における実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

1－4 計画の対象

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、四日市市全域とします。

(2) 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前^(※1)に建築された住宅及び耐震診断義務付け対象建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 耐震診断義務付け対象建築物とは、【表 1-1】で示す特定の建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第 3 条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第 7 条）をいいます。

【表 1-1】主な対象建築物の説明

建築物名称	説明
住宅	戸建て住宅、共同住宅等（長屋を含む）で、持家・賃貸・分譲のいずれも含むすべての住宅
特定の建築物	
多数の者が利用する建築物 ^{※1}	多数の者が利用する特定の用途かつ一定規模以上の建築物 （階数 3 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上の病院・店舗・事務所等）
大規模建築物等 ^{※1} 【要緊急安全確認大規模建築物】 （報告期限：平成 27 年 12 月 31 日）	
耐震診断義務付け対象の 大規模建築物	多数の者が利用する建築物のうち、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要のある大規模なもの
耐震診断義務付け対象の 危険物貯蔵場等	危険物を一定の数量以上貯蔵又は処理する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要のある大規模なもの
沿道建築物 【要安全確認計画記載建築物】 （報告期限：令和 3 年 3 月 31 日）	その通行と多数の者の円滑な避難を確保すべき道路として、市が指定する耐震診断義務付け対象道路 ^{※2} に接する建築物で、一定の高さ要件 ^{※3} を満たすもの
ブロック塀	道路等に面し、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀等
市有建築物	市が所有する建築物のうち、非木造の延べ面積 200 m ² を超えるもので、自転車置き場等の施設及び下水道施設を除いたもの

※1 対象用途・規模・数量は【資料－2 参照】

※2 耐震診断義務付け対象道路は【資料－4 参照】

※3 高さ要件は【資料－3 参照】

第2章 耐震化の状況と目標

2-1 これまでの取組と状況整理

(1) 第1次計画における取組

第1次計画では、住宅および多数の者が利用する民間建築物について、耐震化率の目標をそれぞれ95%としましたが、住宅の平成30年時点の実績は88.2%、多数の者が利用する民間建築物の令和2年度末時点での実績は87.7%で、引き続き耐震化に取り組む必要があります。

また、旧耐震基準の木造住宅の耐震化補助における目標件数を、耐震補強と除却を合わせて年250件としましたが、直近5年間の年平均は268件となり、目標を上回る結果となりました。

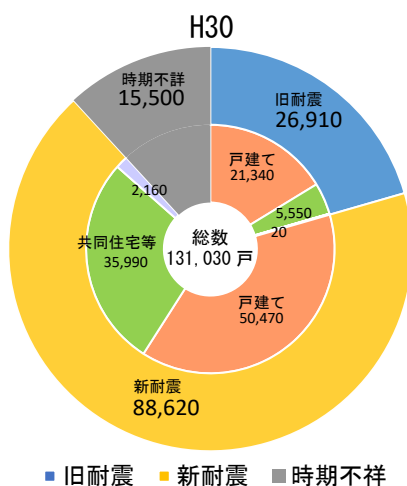
【表2-1】 第1次計画の目標と実績

第1次計画の指標	目標値	実績
住宅耐震化率	95% (R2)	88.2 % (H30)
旧耐震基準の木造住宅の耐震補強補助	50 件／年	13 件／年 (H28～R2)
旧耐震基準の木造住宅の除却補助	200 件／年	255 件／年 (H28～R2)
多数の者が利用する民間建築物の耐震化率	95% (R2)	87.7 % (R2)
優先的に耐震化を進める避難施設等の耐震化率		97.3 % (R2)
市有建築物の耐震化率	100% (R2)	99.6 % (R2)

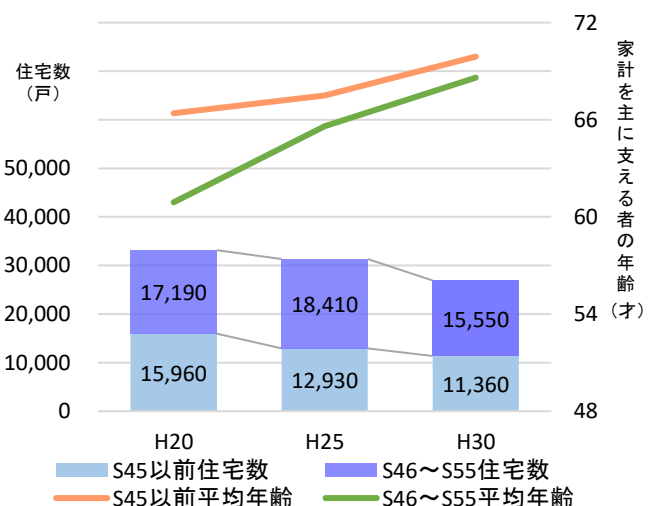
(2) 耐震化を取り巻く状況

住宅や特定の建築物の耐震化は進みつつありますが、第1次計画策定以降も、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの大規模な地震が発生しています。さらに、南海トラフを震源域とする巨大地震発生 of 切迫性が指摘されています。本市においても、南海トラフ地震や市周辺の活断層を震源とする地震が発生した場合は、甚大な被害が生じると想定されており、更なる耐震化を進める必要があります。(被害想定は【資料-1 参照】)

本市の状況を、住宅・土地統計調査の結果から分析すると、旧耐震住宅のうち約8割が戸建ての住宅で、旧耐震住宅の家計を主に支える者の高齢化が進んでいることがわかります。



【図2-1】 構造別建築時期別建物状況 (住宅・土地統計調査より作成)



【図2-2】 旧耐震住宅戸数と家計を支える者の平均年齢の推移 (住宅・土地統計調査より作成)

2-2 住宅

(1) 住宅の耐震化の状況

平成30年度住宅・土地統計調査をもとに推計した結果、居住世帯のある住宅総数は131,030戸、うち耐震性のない住宅は15,443戸あり、耐震化率は88.2%で、5年間で4.3ポイント上昇しました。

三重県や全国においても、耐震化の伸びは緩やかな状況です。

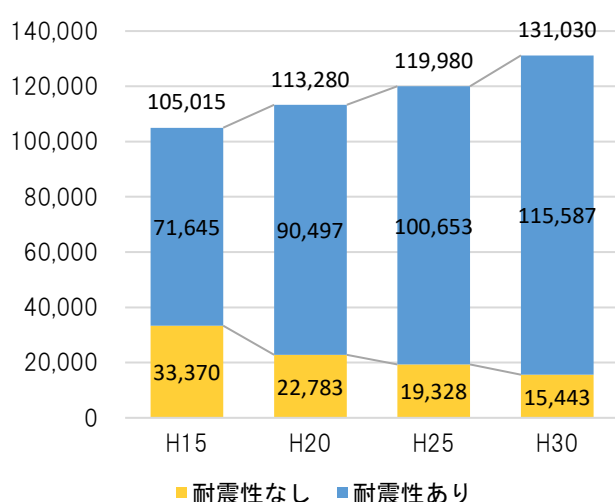
【表2-2】住宅の耐震化の状況

四日市市における住宅戸数		H15年度	H20年度	H25年度	H30年度
住宅総数		105,015	113,280	119,980	131,030
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		71,645 (68.2%)	90,497 (79.9%)	100,653 (83.9%)	115,587 (88.2%)
昭和56年以降建築①		61,540	80,130	88,630	99,972
昭和55年以前建築の住宅総数		43,475	33,150	31,351	31,058
耐震性あり	木造住宅(※1)	5,791	4,624	6,475	8,582
	木造以外の住宅(※2)	4,314	5,743	5,548	7,033
	計②	10,105	10,367	12,023	15,615
耐震性なし	木造住宅(※1)	31,640	21,067	17,546	14,362
	木造以外の住宅(※2)	1,730	1,716	1,752	1,081
	計	33,370 (31.8%)	22,783 (20.1%)	19,328 (16.1%)	15,443 (11.8%)

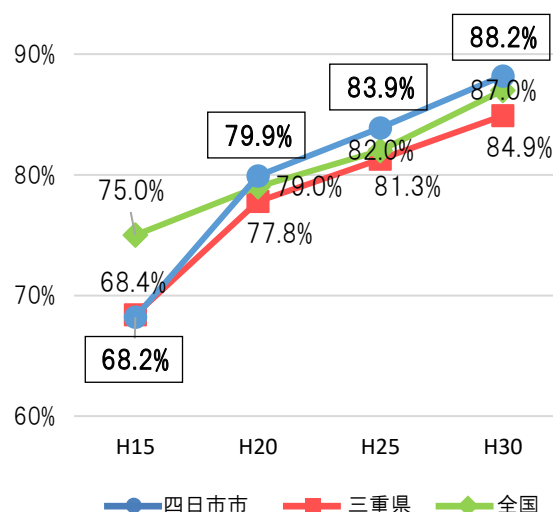
(注) この表の値は、住宅・土地統計調査の結果から、市において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。



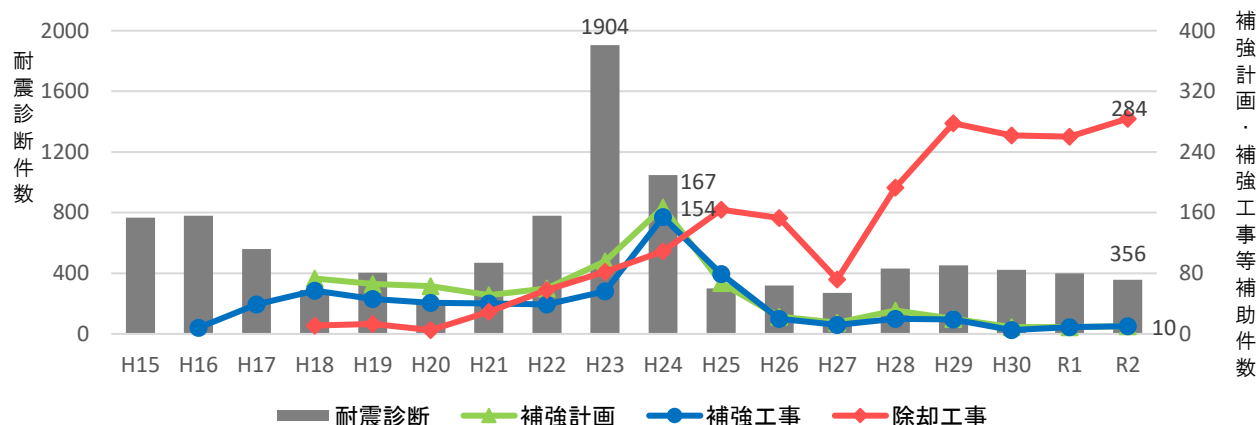
【図2-3】耐震性有無の住戸数の推移



【図2-4】国、県、市における住宅の耐震化率の推移

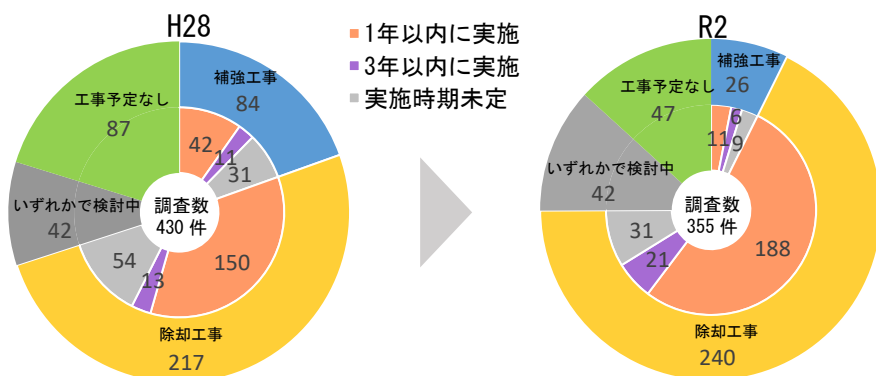
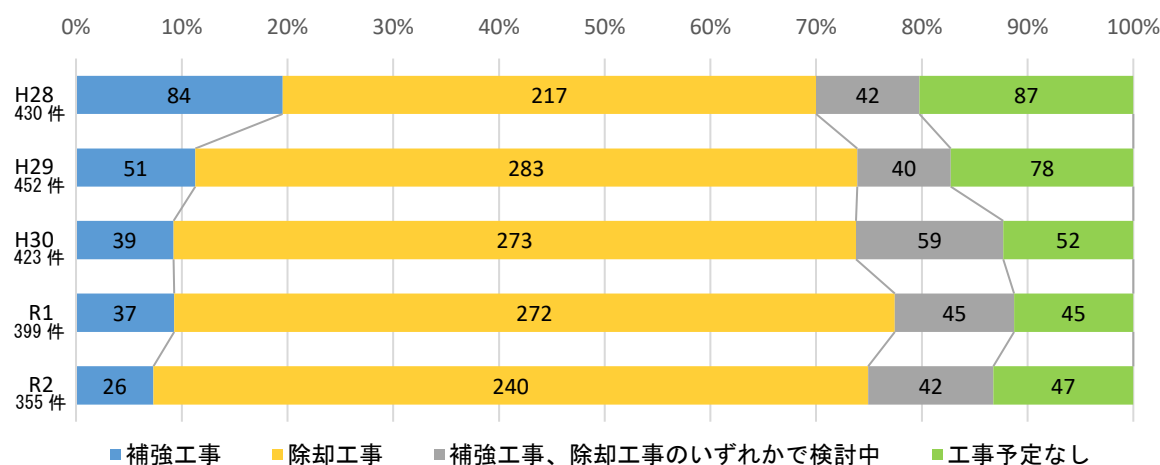
市では、平成 15 年以降、木造住宅の無料耐震診断を実施し、補強計画、補強工事及び除却工事に対する補助制度を設け、耐震化を推進してきました。平成 23 年の東日本大震災後は一時的に耐震診断件数が増加しましたが、近年では年間 400 件程度となっています。

また、補強工事に係る補助件数は平成 24 年をピークに減少傾向が続き、近年では年間 10 件程度に落ち込む一方、除却工事は年間 250 件を超える状況を維持しています。



【図 2-5】 四日市市における耐震診断・補強計画・補強工事等補助件数の推移

耐震診断を受けた所有者に対し実施したアンケート調査では、補強工事による耐震化を予定している所有者は減少傾向にある一方で、除却予定の所有者の割合は増加傾向にあります。また、1 年以内に実施予定の方が補強工事では半数以下となるのに対し、除却工事では 7 割を占めます。



【図 2-6】 耐震診断後の意向アンケート調査結果

（２）住宅の取組の方向性

補助実績や耐震診断を受けた所有者の意向調査結果から、近年では、築 40 年以上となる住宅を耐震改修して継続利用するよりも、除却・建替える傾向が強くなっていることがわかります。更なる経年や高齢化している所有者の世代交代等により、今後も、耐震補強の伸びは鈍化し、除却・建替えによる耐震化が進捗すると推測されます。

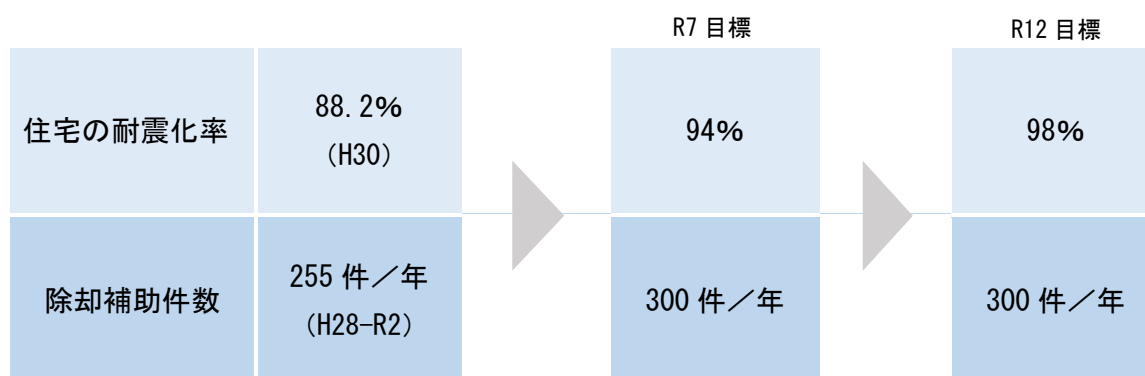
こうした状況を踏まえ、今後もこれまで実施してきた補助制度を引き続き活用しながら、建替えの促進を図っていきます。

また、費用負担の面から耐震化に踏み切れない所有者もいることから、地震力が大きく加わる 1 階のみ耐震性を向上するといった準耐震補強工事への補助も引き続き行っていきます。

（３）住宅の耐震化目標

令和 7 年度までに耐震化率 94%、令和 12 年度までに耐震化率 98%を目標とし、住宅の耐震化を推進します。

これらの目標を達成に向けて、木造住宅の除却補助件数が年平均 255 件であるところを、令和 7 年度には年 300 件とすることを目標に取り組みます。



2-3 耐震診断義務付け対象建築物

(1) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況は次のとおりです。国が目指す「おおむね解消」には、まだ多くの時間が必要となるのが現状です。

【表 2-3】 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

耐震診断義務付け建築物		当初 総数 (H28)	対象 総数 (R2)	耐震性 あり	耐震性 なし	未診断	耐震化率	<参考> 耐震化率 (全国)
大規模建築物等 (H27. 12. 31 診断報告期限)		15 棟	13 棟	10 棟	3 棟	0 棟	76.9%	90%
沿道 建 築 物	第 1 次緊急輸送道路 (R3. 3. 31 診断報告期限)	41 棟	33 棟	8 棟	22 棟	3 棟	22.2%	40%
	第 2 次緊急輸送道路 (R8. 3. 31 診断報告期限)	－	3 棟	－	－	3 棟		

(注) 新耐震建築物は除く

市では、平成 28 年以降、耐震診断義務付け対象建築物のうち、国の直接補助制度のない沿道建築物に対し、耐震診断、補強設計、補強工事及び除却にかかる補助制度を設け、耐震化を推進してきました。

【表 2-4】 沿道建築物の補助件数

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
耐震診断	3	7	2	4	5	21
耐震改修設計	0	0	2	2	0	4
耐震改修	0	0	0	0	2	2
除却(建替え)	0	0	0	0	0	0

(単位：棟)

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性の公表

耐震診断義務付け対象建築物のうち、大規模建築物等については、平成 29 年 1 月より、耐震診断の結果を市ホームページ内「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」で公表しています。

四日市市 大規模建築物 耐震診断結果

🔍 検索

また、令和 2 年度末に報告期限を迎えた第 1 次緊急輸送道路沿道建築物については、今後その結果の公表を進めます。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物の取組の方向性

多くの市民の被害を効果的に防止するため、耐震化の効果が大きい耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に対し、優先的に取り組みます。

大規模建築物等のうち、耐震性が不十分な3棟については、所有者等に対し、耐震改修費用の補助制度の周知とあわせて、耐震化の重要性について啓発を行いながら、引き続き個別に対応を行っていきます。

また、第1次緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震診断の報告期限を迎えたばかりで、耐震性が不十分な建築物がまだ多く存在しています。発災後の迅速な避難や救助活動、物資輸送に必要な通行を確保できるよう、耐震診断が未だ済んでいない所有者に対し、速やかな耐震診断の実施を促すとともに、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

(4) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

大規模建築物等について、令和7年度までに耐震化率92%、令和12年までに耐震化率100%を目標とし、耐震化を推進します。

また、沿道建築物について、報告期限を過ぎて耐震診断の済んでいない建築物があることから、まずこの解消を目標とします。さらに耐震性が不十分な建築物を令和7年度までに対象総数の1/4まで減らし、令和12年度までに解消することを目標に取り組みます。

		R2		R7 目標	R12 目標
耐震診断義務付け対象建築物	大規模建築物等	耐震化率	76.9%	92%	100%
	沿道建築物	耐震診断実施率	91.7%	100%	—
		耐震化率	22.2%	75%	100%

2-4 ブロック塀等

(1) ブロック塀等の安全対策の状況

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し、人命にかかわる被害が発生しました。また、令和 3 年 2 月に発生した福島県沖を震源とする地震においても、ブロック塀等の倒壊の被害が確認されたことを受け、国からは、ブロック塀等のさらなる安全確保に取り組むよう通知がありました。

市では、通学路沿道のブロック塀等に対し緊急点検を実施し、危険性が判明したものについては、所有者等への改善指導を行っています。

【表 2-5】 ブロック塀等の調査結果と改善状況

	調査 (H30. 11)	危険性が判明	改善 (改善率)	R1	R2
箇所数	456	409	125 (30.6%)	80	45
延長	8.0km	7.2km	2.4km (33.1%)	1.6km	0.8km

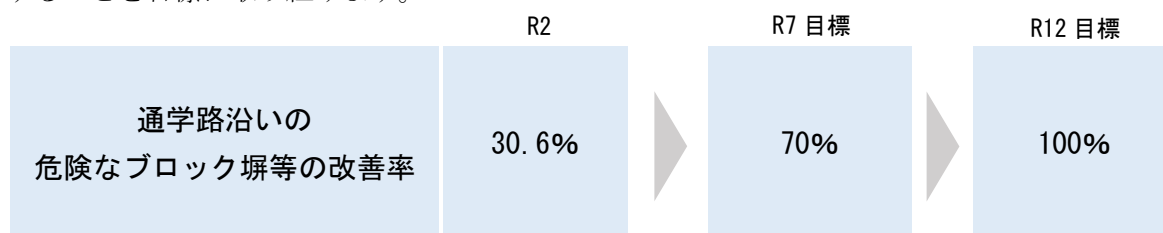
また、平成 30 年 10 月より、通学路や避難所等への経路の安全性を確保するため、これらの道路に面する危険なブロック塀等について、所有者等への改善指導を行うとともに、それらの撤去に対する費用の一部を支援しています。

【表 2-6】 ブロック塀等撤去費の補助件数と延長

	H30	R1	R2	合計
件数	80	204	143	427
延長	1.2km	3.4km	2.2km	6.8km

(2) ブロック塀等の改善の目標

通学路沿いの危険なブロック塀等の改善率を令和 7 年度までに 70%、令和 12 年度までに 100% とすることを目標に取り組みます。



2-5 市有建築物

(1) 市有建築物の耐震化の状況

市が所有する建築物（非木造の延べ面積 200 m²を超えるもので、自転車置き場等の施設及び下水道施設を除く）746 棟のうち、耐震性を有する建築物は 743 棟であり、耐震化率は 99.6% となっています。耐震性を有しない 3 施設は、全て建替えにより耐震化される予定です。

なお、多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、すでに 100% となっています。

【表 2-7】市有建築物の耐震化状況（令和 2 年度末時点）

（単位：棟）

	総数	昭和 56 年 5 月以前		昭和 56 年 6 月以降	耐震性あり	耐震化率
			耐震性あり			
市有建築物	746	431	428	315	743	99.6%
多数の者が 利用する建築物	239	152	152	87	239	100.0%

(2) 市有建築物の耐震性の公表

主な市有建築物の耐震性能について、市ホームページ内「四日市市公共施設カルテ」で公表しています。

四日市市 公共建築物

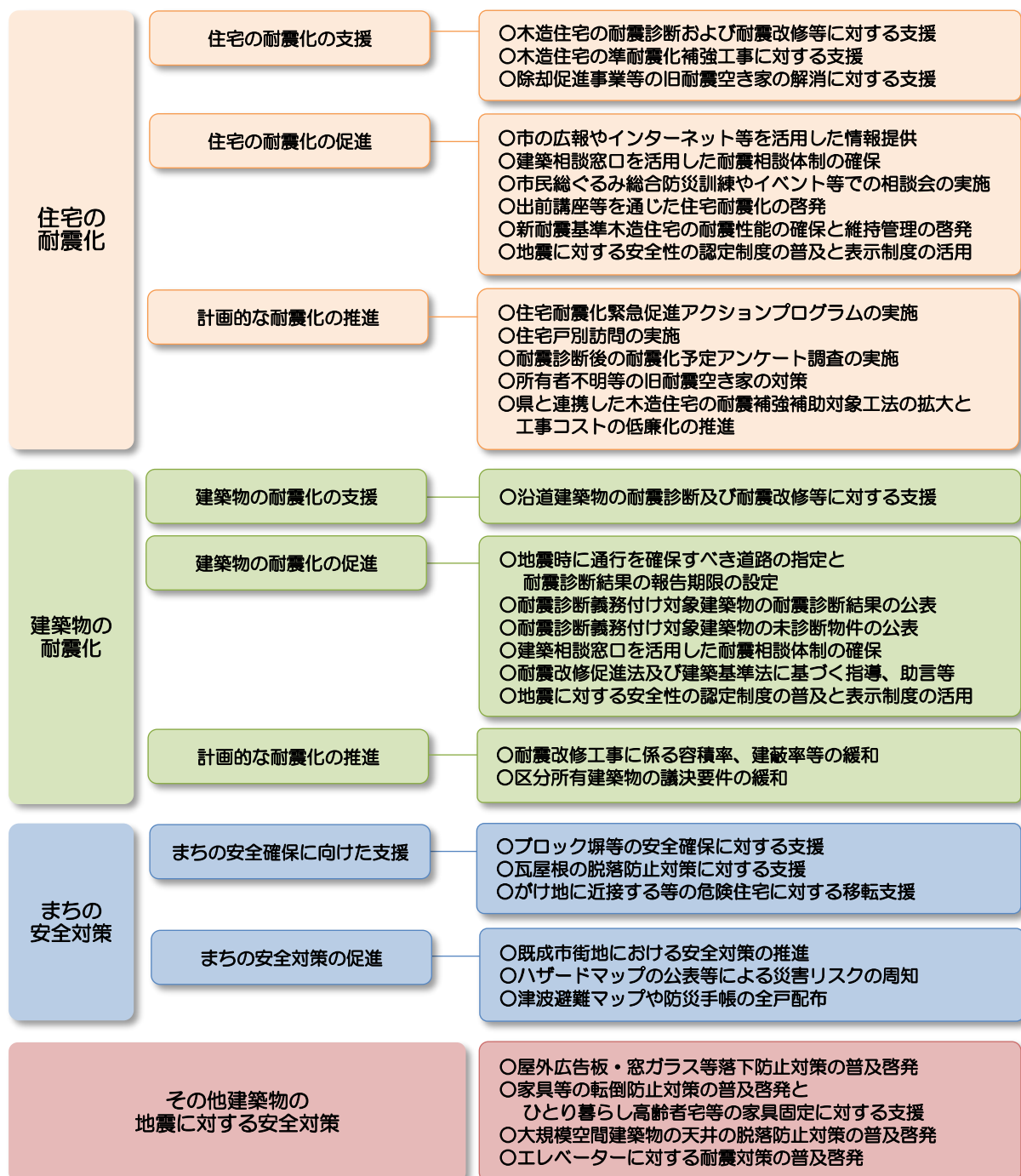
第3章 耐震化を促進するための取組

3-1 施策の体系

これまで、市では地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を守るため、補助制度による支援や相談事業等による普及啓発を中心に、耐震化に向けた取組を進めてきました。

今後更なる耐震化を図るためには、建築物の所有者や関連事業者と協力連携しながら、建替え時期の到来や所有者の高齢化、生活スタイルの変化に伴うニーズに応じていけるよう、取組を進めていく必要があります。

地震災害から人命を守ることを最優先に、これまでの施策を引き続き行いつつ、新たな取組や取組の強化等についても、検討・実施していきます。



【図 3-1】住宅・建築物の耐震化のための施策の体系

3-2 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の支援

○木造住宅の耐震診断および耐震改修等に対する支援

木造住宅の耐震診断や耐震補強計画策定、補強工事・除却工事費等への補助事業を実施し、耐震化の促進に取り組みます。

耐震化の方法は、耐震改修工事だけでなく、耐震性のない建築物の除却・建替えも有効な手法です。特に、耐震性の著しく低いものや、建物の機能上耐震改修工事が難しいもの、設備などが老朽化し耐震改修を行うだけでは使用の継続が難しいものなど、耐震化を図るためには、建替えをせざるを得ない場合があります。そのため、本市では、耐震改修工事だけではなく建築物の除却についても補助を行います。【資料-5(1)①参照】



【図 3-2】 木造住宅の耐震事業チラシ

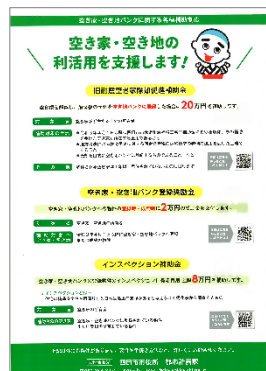
○木造住宅の準耐震化補強工事に対する支援

木造住宅の所有者が減災対策に取り組みやすくなるよう、地震力が大きく加わる 1 階のみ耐震性を向上させ、倒壊の可能性を下げるなどの準耐震化補強工事への補助を行い、減災化を推進します。【資料-5(1)①参照】

○除却促進事業等による旧耐震空き家の解消に対する支援

旧耐震住宅のなかには、居住者がいないまま放置され、管理不全等により周囲に影響を及ぼす可能性があることも想定されることから、空き家対策と連携して、除却後の固定資産税上昇の負担緩和を図るための支援を行っています。

また、旧耐震空き家を活用する場合に、耐震性の確保を要件として、子育て世帯等の住み替え支援等を行っています。【資料-5(1)②参照】



【図 3-3】 旧耐震空き家除却促進事業



【図 3-4】 住み替え支援事業

(2) 住宅の耐震化の促進

○市の広報やインターネット等を活用した情報提供

市の広報やホームページの活用により、耐震化の必要性や補助制度について情報提供を行っています。

また、ラジオ等によるマスメディアを通じた普及啓発も行っています。



【図 3-5】 耐震化啓発チラシ 【図 3-6】 安全・安心ガイドブック

○建築相談窓口を活用した耐震相談体制の確保

市では、耐震診断や耐震改修等の補助事業だけでなく、耐震診断・耐震改修に関わる各種の相談に応じるとともに、一般社団法人三重県建築士事務所協会四日市支部の協力で月2回建築一般相談を開催しています。

○市民総ぐるみ総合防災訓練やイベント等での相談会の実施

市民の皆さんが安心して耐震化に取り組むことができるよう、「市民総ぐるみ総合防災訓練」やその他民間主催のイベントなどにおいて、相談会を実施しています。

○出前講座等を通じた住宅耐震化の啓発

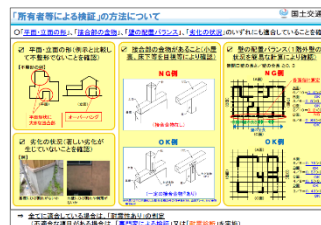
出前講座を実施し、住宅の耐震化の必要性について認識を深めていただくとともに、住宅耐震化に関する問題意識の醸成を図ります。

【表 3-1】 出前講座の実施回数

出前講座	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数	4	3	1	1	0

○新耐震基準木造住宅の耐震性能の確保と維持管理の啓発

平成28年の熊本地震では、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成12年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が一定数見られました。平成12年以前の新耐震住宅の所有者が主体的に取り組めるよう、(一財)日本建築防災協会がとりまとめた「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を活用して、新耐震基準の木造住宅の耐震性能確保と維持管理の啓発を行います。



【図 3-7】所有者等による木造住宅耐震性能検証法

○地震に対する安全性の認定制度の普及と表示制度の活用

耐震改修促進法第22条に基づき、建築物が地震に対する安全性の基準に適合していることを認定しています。

認定を受けた建築物の所有者は、認定を受けた建築物やその敷地、契約書、その利用に関する公告など、法律に定められた範囲において、認定を受けた旨を表示することができます。

認定を受けた建築物には、「認定証」を交付します。



【図 3-8】認定証

(3) 計画的な耐震化の推進

○住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

国では、平成 30 年度に耐震化の取組を加速化するため、耐震化に係る総合支援メニューを創設しました。この制度は、住宅耐震化に向けた積極的な取組（改修事業者への技術力向上支援、普及啓発など）を行い、その内容を「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として耐震改修促進計画に位置付けた市町村に対し、国から耐震改修に係る補助額が増額される制度です。市では、引き続きこの制度を本計画に位置付け、国の支援を活用しながら、木造住宅の耐震化の促進を図ります。また、取組内容・目標・実績については毎年度見直しを行い、市ホームページに掲載します。

アクションプログラムに位置づけている耐震化の取組
①住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組 ・戸別訪問の実施
②耐震診断支援した住宅に対する耐震改修を促す取組の実施 ・耐震診断結果報告時における耐震改修補助制度等の情報提供 ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、ダイレクトメール等で耐震改修を促す
③改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から耐震診断・改修を行う改修事業者等への接触が容易となる取組 ・改修事業者の技術力向上にかかる説明会等の実施 ・ホームページ等により改修事業者のリスト等に関する情報提供
④耐震化の必要性にかかる普及啓発 ・住宅耐震啓発パンフレットの配布 ・出前講座による周知 ・広報誌による周知 ・防災訓練等の各種イベントにおける防災教育

【図 3-9】アクションプログラムによる取組

○住宅戸別訪問の実施

住宅所有者に対し、個別に直接的な働きかけを行い、耐震化を促します。

○耐震診断後の耐震化予定アンケート調査の実施

耐震診断実施者の耐震化意向を把握するとともに、耐震性を有しない住宅の所有者に対し、直接的な働きかけを行います。

○所有者不明等の旧耐震空き家の対策

空き家対策と連携して、相続人不存在などの所有者が不明な耐震性のない老朽空き家に対し、相続財産管理人の申立てを行い、管理人による除却を進めます。

○県と連携した木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大と工事コストの低廉化の推進

耐震補強に要する費用負担を軽減するため、県と連携した設計者や施工者を対象とした勉強会を開催し、安価な耐震改修工法等の周知を図ります。

3-3 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

○沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に対する支援

耐震診断義務付け対象建築物のうち、地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物に対し、耐震診断や耐震補強計画策定、補強工事・除却工事費等への補助事業を実施し、耐震化の促進に取り組みます。【資料-5(2)①参照】



【図 3-10】沿道建築物の耐震化啓発チラシ

(2) 建築物の耐震化の促進

○地震時に通行を確保すべき道路の指定と耐震診断結果の報告期限の設定

市内の重要道路の地震災害時の通行を確保するため、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号に基づき、「四日市市地域防災計画」に位置づけられた第 1 次緊急輸送道路を平成 28 年の第 1 次計画において、また、第 2 次緊急輸送道路を令和 3 年 3 月の追補版において、それぞれ耐震診断義務付け対象道路に指定し、耐震診断結果の報告期限を定めました。(対象道路は【資料-4 参照】)

当該道路沿いに建つ一定の高さの要件を満たす旧耐震建築物に対し、耐震診断結果の報告を義務付け、耐震化の取組を支援します。(高さ要件は【資料-3 参照】)

【表 3-2】耐震診断義務付け対象道路の耐震診断結果の報告期限

対象道路	指定時期	報告期限
第 1 次緊急輸送道路	平成 28 年 3 月	令和 3 年 3 月 31 日
第 2 次緊急輸送道路	令和 3 年 3 月	令和 8 年 3 月 31 日

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果については、耐震改修促進法第 9 条に基づき、市ホームページにて公表します。

【表 3-3】耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表時期

耐震診断義務付け対象建築物		公表時期
大規模建築物等		平成 29 年 1 月
沿道建築物	第 1 次緊急輸送道路	令和 4 年度（予定）
	第 2 次緊急輸送道路	令和 9 年度（予定）

○耐震診断義務付け対象建築物の未診断物件の公表

耐震診断が義務付けられた建築物について、正当な理由がなく、耐震診断を実施しない場合は、建物所有者に対し、耐震改修促進法第 8 条に基づき、相当の期限を定めて、診断結果を報告するよう命令し、その旨を市ホームページにて公表します。

○建築相談窓口を活用した耐震相談体制の確保 (3-2-(2) 参照)

○耐震改修促進法等に基づく指導、助言等

耐震改修促進法では、旧耐震建築物の所有者に対し、耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修を行う努力義務を定めています。また、市は、当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言等を行うことができます。耐震化の状況を把握するとともに、耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修を行うよう働きかけます。

また、建築物の状態に応じて、建築基準法や空家特措法に基づく指導・助言等の措置を検討します。

○地震に対する安全性の認定制度の普及と表示制度の活用 (3-2-(2) 参照)

(3) 計画的な耐震化の推進

○耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和

耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建蔽率、あるいは耐火建築物における防火既定の特例措置が認められます。これらを活用することにより、耐震改修工法の選択肢を広げることが可能です。

○区分所有建築物の議決要件の緩和

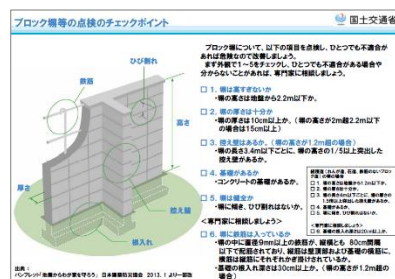
耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。認定を受けた区分所有建築物は、建物の区分所有等に関する法律 17 条による共用部分の変更決議 3/4 以上から 1/2 超に緩和されます。

3-4 まちの安全対策

（１）まちの安全確保に向けた支援

○ブロック塀等の安全確保に対する支援

安全なブロック塀等に向けて、所有者自身による「ブロック塀のチェックポイント」を用いた安全点検の実施、危険な箇所への改善や適切な維持管理を促します。



【図 3-11】ブロック塀のチェックポイント

また、地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用の補助を行います。**【資料-5(3)①参照】**

避難路として以下の道路を位置づけ、これら避難路沿いのブロック塀等を“四日市市ブロック塀等撤去費補助金交付事業”の対象とします。

- 通学路
- 住宅・建築物から避難所等へ至る経路



【図 3-12】ブロック塀等撤去費補助事業

ブロック塀から生垣にすることにより、災害に対する安全性も確保できることから、
“生垣設置助成金交付制度”の活用について、あわせて周知しています。【資料-5(3)④参照】

○瓦屋根の脱落防止対策に対する支援

令和元年の房総半島台風や令和3年の福島県沖地震において、屋根瓦が脱落する被害が数多く見られました。これらは、瓦を下地に留め付けていない旧来の工法による施工が主な要因とされていることから、建築基準法の告示が改正され、令和4年1月より瓦屋根の緊結方法が強化されています。

市では、令和４年４月より、このような脱落やズレ等を防止する屋根の改修に対し、費用の一部を支援します。【資料-5(3)②参照】

“四日市市瓦屋根耐風改修工事費補助事業”の対象となる区域は、市内全域とします。【図 3-13】



【図 3-13】瓦屋根耐風改修工事費補助事業

○がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

近年の自然災害によって、全国で多くの土砂災害が発生していることから、市内でも土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定が進められています。

この「土砂災害特別警戒区域」や、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域」、同法第40条の規定に基づく建築が制限される区域は、地震時等に、がけの崩壊等のおそれがあるため、これらの区域からの移転のために要する既存住宅の除却費及び移転先での住宅建築に係る借入金に対する利子補給の補助を受けることができる“がけ地近接等危険住宅移転事業”の活用を図ります。【資料-5(3)③参照】

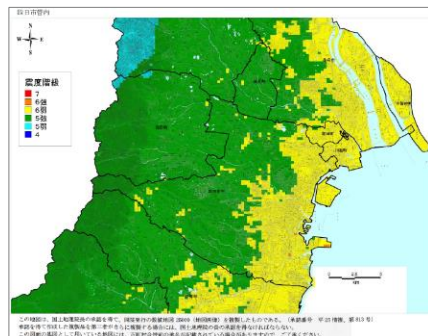
(2) まちの安全対策の促進

○既成市街地における安全対策の推進

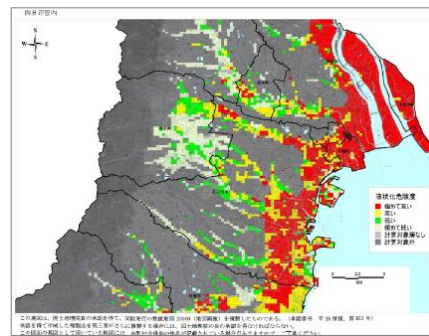
市街地における道路は、災害時には避難者の安全な通行の確保、救助や消防活動の場、あるいは火災の延焼の防止など防災上重要な機能を果たすことから、“四日市市狭あい道路後退用地整備事業”を活用し、幅員4m以上の道路の確保を進めます。【資料-5(3)④参照】

○ハザードマップの公表等による災害リスクの周知

南海トラフ地震（過去最大クラス・理論上最大クラス）及び市周辺の活断層を震源とする地震について、「震度予測分布図」と「液状化危険予想分布図」を公表しています。



【図 3-14】 震度予測分布図



【図 3-15】 液状化危険予想分布図

○津波避難マップや防災手帳の全戸配布

市民の方々に、大地震や風水害等の自然災害に備えていただくために、津波避難マップや防災手帳を全戸配布しています。

これらを活用して、家族間での災害時の連絡方法の確認や家庭内での防災意識の高揚を図るとともに、災害から命を守るために、平常時からの準備を整えていただくよう普及啓発に努めます。



【図 3-16】 津波避難マップ



【図 3-17】 防災手帳

3-5 その他建築物の地震に対する安全対策

○屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

○家具等の転倒防止対策の普及啓発とひとり暮らし高齢者宅等の家具固定に対する支援

平成 30 年の大阪府北部地震においても、家具の転倒により人命にかかわる被害が発生しています。建築物の耐震化だけでなく、屋内の安全対策も重要です。比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、パンフレット等により市民のみなさんに普及啓発を行います。

なお、ひとり暮らし高齢者宅等の住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震災害時の被害を軽減するために、“ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業”を実施しています。【資料-5(3)④参照】



【図 3-18】家具等の転倒防止対策チラシ

○大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことから、建築基準法が改正され、平成 26 年 4 月より一定規模の天井高さと空間を有する建築物に対し、天井脱落対策に係る基準が定められました。既存建築物については、定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

○エレベーターに対する耐震対策の普及啓発

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

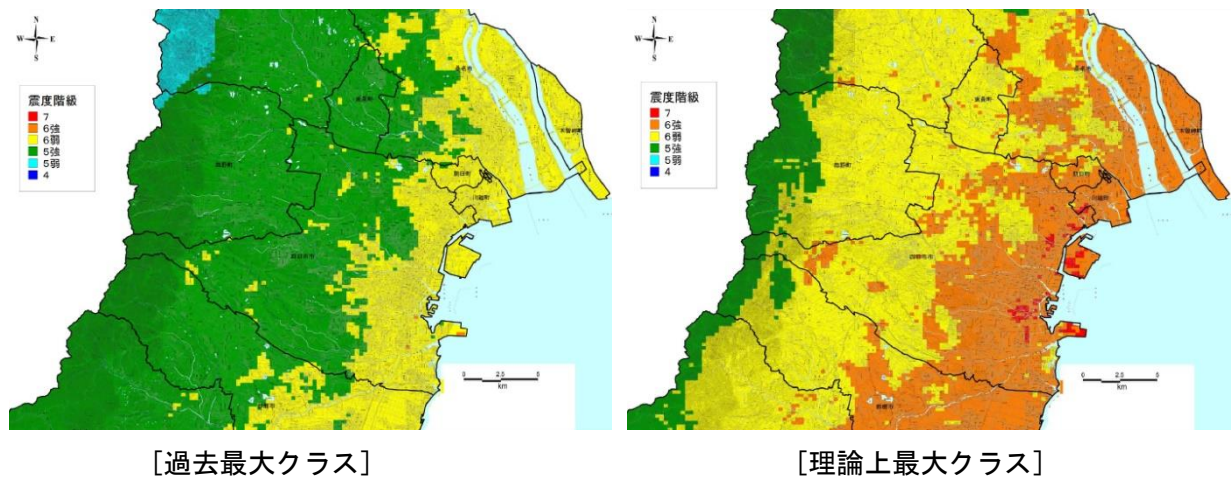
参考資料

資料－１ 地震による被害想定等

①南海トラフ地震における被害想定

	建物被害					
	(棟)	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災
過去最大クラス (最大震度 6 強)	2, 400	900	900	500	10	100
理論上最大クラス (最大震度 7)	31, 000	19, 000	900	700	40	10, 000

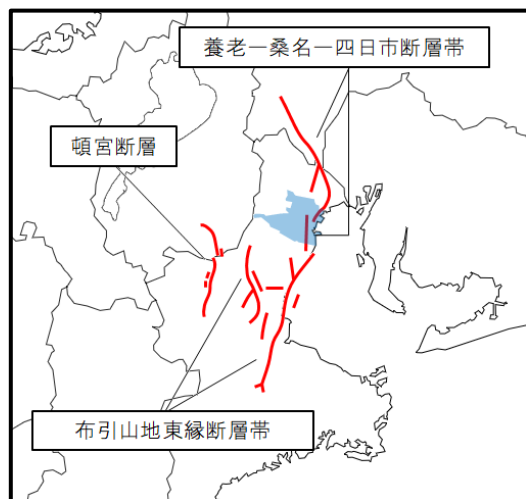
②南海トラフ地震における震度分布



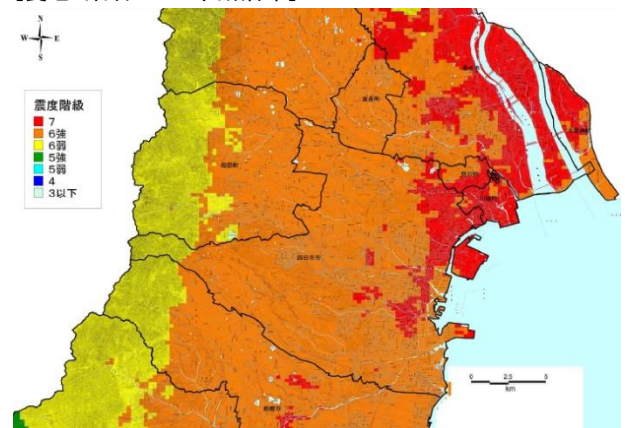
③活断層を震源とする地震における被害想定

	建物被害 (棟)	震害想定				
		揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災
養老-桑名-四日市断層帯 (最大震度 7)	55,000	39,000	1,000	－	40	15,000
布引山地東縁断層帯 (最大震度 6 強)	15,000	9,000	900	－	30	5,300
頓宮断層 (最大震度 6 弱)	700	20	600	－	10	10

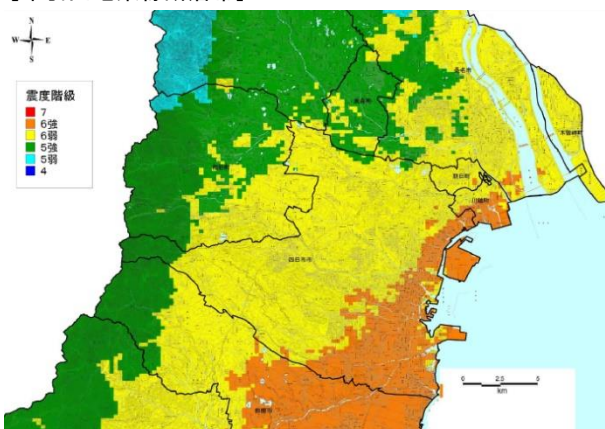
④市内に被害をもたらすとされる活断層の位置と震源となる断層毎の震度分布



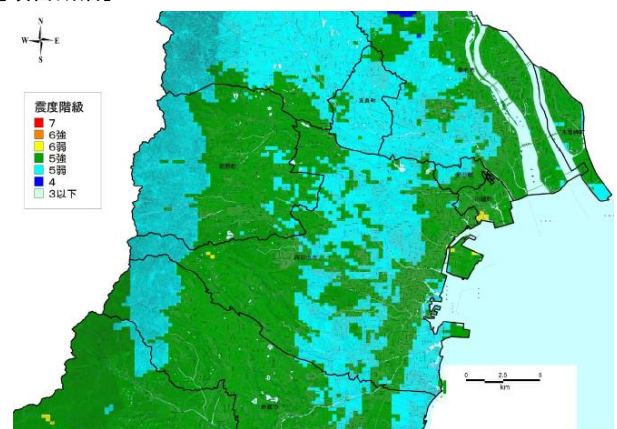
[養老-桑名-四日市断層帯]



[布引山地東縁断層帯]



[頓宮断層]



資料－２ 特定の建築物の要件

①特定の建築物

対象建築物		耐震診断義務付け対象要件		
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 床面積 500 ㎡以上	階数 1 以上かつ 床面積 1,500 ㎡以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校 ※	階数 2 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上（屋内運動場を含む）	階数 2 以上かつ床面積 3,000 ㎡以上 （屋内運動場を含む）	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホー ムその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
	※以外の学校	階数 3 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演劇場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営 む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物を除く）			階数 3 以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署、その他これらに類する公益 上必要な建築物			
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 床面積 5,000 ㎡以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯 蔵又は処理する建築物で、階数 1 以上 かつ床面積 5,000 ㎡以上（敷地境界線 から一定距離以内に存する建築物） 【政令で定める数量は②参照】		
避難路沿道建築物 （通行障害建築物）		要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物	耐震改修促進計画で指定する重要な 避難路の沿道建築物であって、一定の 高さ以上の建築物 【高さ要件は資料-3 参照】	
防災拠点となる建築物 （市内に対象となる建築物なし）			耐震改修促進計画（県計画）で指定す る防災拠点である病院、官公署、災害 応急対策に必要な施設等の建築物	

②危険物の貯蔵場又は処理場における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用 途	政令 第 7 条 第 2 項	危険物の種類		数 量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第六号に規定する可燃性固体類		30 トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第八号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第五号	マッチ		300 マッチトン
	第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2 万立方メートル
	第七号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第八号	液化ガス		2,000 トン
	第九号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20 トン
	第十号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200 トン

資料－３ 通行障害建築物の要件

■通行障害建築物（耐震改修促進法第５条第３項第２号）

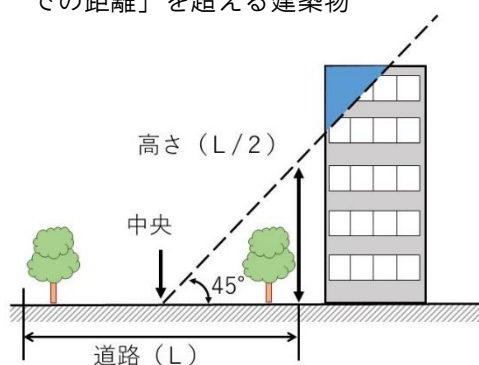
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、資料－４に記載。

①地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物

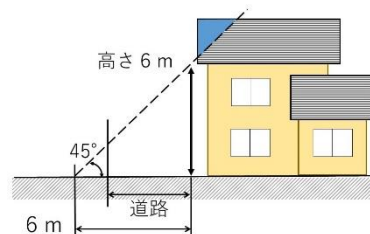
道路幅員 12m を超える場合

高さが「幅員の 1/2 + 道路境界線までの距離」を超える建築物



道路幅員 12m 以下の場合

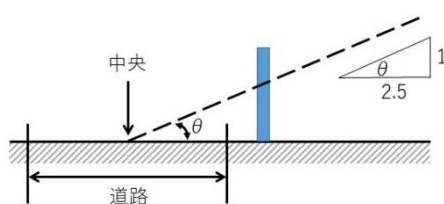
高さが「6m + 道路境界線までの距離」を超える建築物



②地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

組積造の塀（長さ 25m を超えるもの）

高さが「幅員の 1/2 + 道路境界線までの距離」の 1/2.5 を超える塀



資料－４ 耐震診断義務付け対象道路

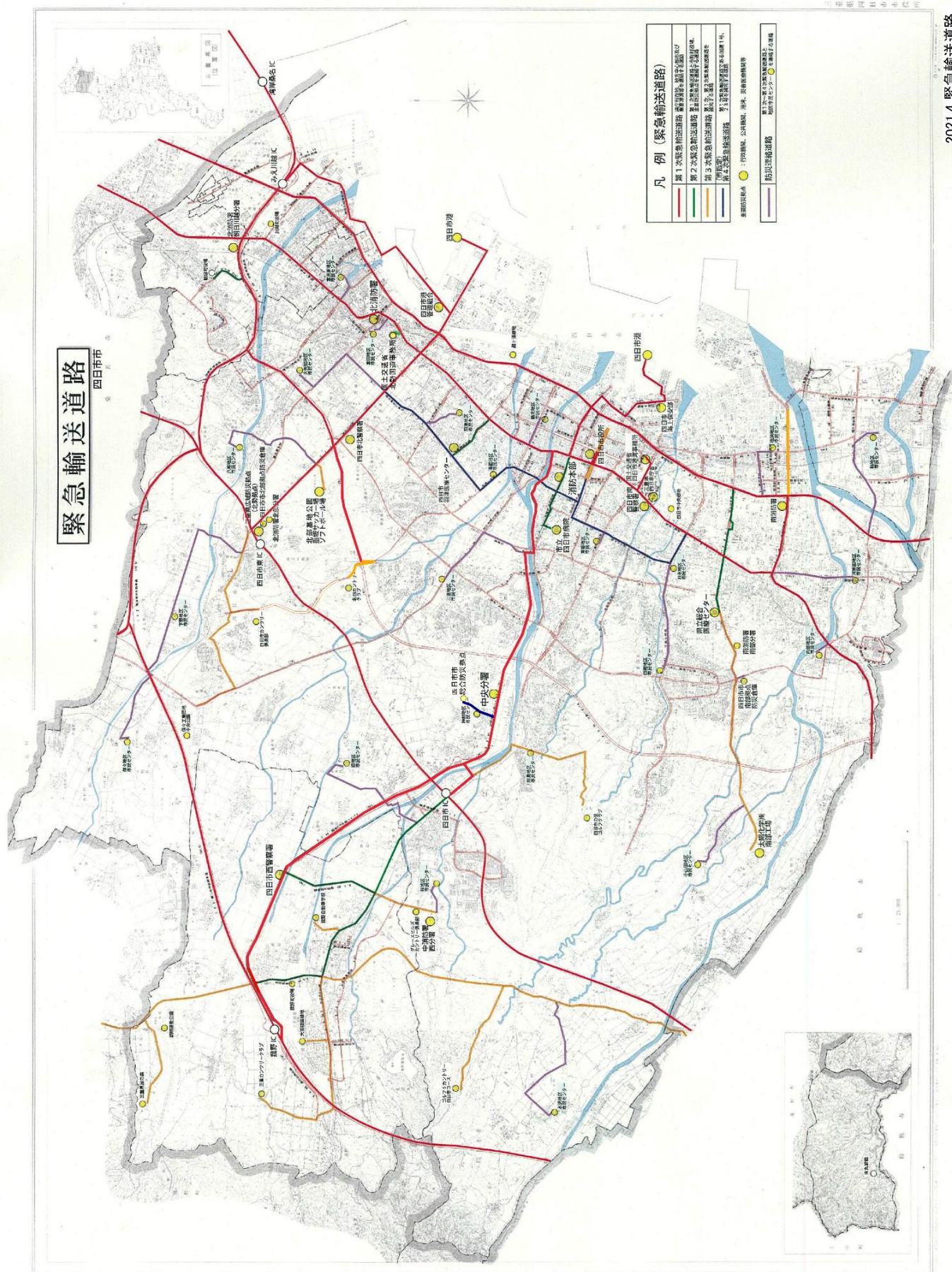
①第１次緊急輸送道路一覧

路線 番号	路 線 名	区 間		連 絡 路 線 名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
高速自動車道(中日本高速道路(株)管理)					
	東名阪自動車道	桑名市	亀山市	愛知県境	伊勢自動車道
	伊勢湾岸自動車道	木曽岬町	四日市市	愛知県境	東名阪自動車道
	新名神高速道路	四日市市伊坂町	亀山市安坂山町	伊勢湾岸自動車道	新名神高速道路
	東海環状自動車道	いなべ市大安町	四日市市北山町	大安IC	新名神高速道路
一般国道(国土交通省管理)					
1	一般国道1号	桑名市長島町押付	亀山市関町坂下	愛知県境	滋賀県境
1	一般国道1号(北勢BP・川越)	川越町南福崎	四日市市山之一色町	一般国道23号	(市)日永八郷線
23	一般国道23号	木曽岬町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	(主)伊勢磯部線
25	一般国道25号	四日市市塩浜	四日市市大治田	一般国道23号	一般国道1号
一般国道(県管理)					
164	一般国道164号	四日市市千歳町	四日市市中部	臨港道路・千歳4号幹線	一般国道1号
365	一般国道365号	四日市市堀木	四日市市西町	一般国道477号	一般国道1号
477	一般国道477号	四日市市堀木	四日市市西伊倉町	一般国道365号	一般国道477号BP
477	一般国道477号	四日市市高角町	四日市市智積町	一般国道477号BP	東名阪自動車道(四日市IC)
477	一般国道477号BP	四日市市西伊倉町	四日市市高角町	一般国道477号	一般国道477号(高角IC)
477	一般国道477号BP	四日市市高角町	四日市市高角町	一般国道477号(高角IC)	一般国道477号
477	一般国道477号(四日市湯の山道路)	四日市市高角町	菰野町大字音羽	一般国道477号(高角IC)	新名神高速道路(菰野IC)
主要地方道					
64	上海老茂福線	四日市市中村町	四日市市茂福町	東名阪自動車道	一般国道1号
一般県道					
401	桑名四日市線	四日市市羽津	四日市市白須賀	一般国道23号	一般国道1号
市道					
	四日市中央線(四日市市)	四日市市三栄町	四日市市三栄町	四日市市役所	一般国道1号
	末広新正線(四日市市)	四日市市新正4丁目	四日市市新正3丁目	一般国道1号	市道新正43号線
	新正43号線(四日市市)	四日市市新正3丁目	四日市市新正3丁目	市道末広新正線	市道新正44号線
	新正44号線(四日市市)	四日市市新正3丁目	四日市市新正3丁目	市道新正43号線	国土交通省四日市港湾事務所
その他道路					
	臨港道路・霞1号幹線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	一般国道23号	臨港道路・霞6号支線
	臨港道路・霞4号幹線(四日市港)	四日市市霞	川越町亀崎新田	臨港道路・霞1号幹線	(一)桑名四日市線
	臨港道路・霞5号幹線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	臨港道路・霞1号幹線	四日市港管理組合
	臨港道路・霞6号支線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	臨港道路・霞1号幹線	四日市港(霞)
	臨港道路・千歳1号幹線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	臨港道路・千歳4号幹線	臨港道路・千歳1号支線
	臨港道路・千歳4号幹線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	一般国道164号	臨港道路・千歳1号幹線
	臨港道路・千歳1号支線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	臨港道路・千歳1号幹線	四日市港(千歳)

②第２次緊急輸送道路一覧

路線 番号	路 線 名	区 間		連 絡 路 線 名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
一般国道(県管理)					
477	一般国道477号	四日市市智積町	菰野町大字菰野	東名阪自動車道(四日市IC)	一般国道306号
主要地方道					
44	宮妻峽線	四日市市山崎町	四日市市泊小柳町	県立総合医療センター	一般国道1号
一般県道					
629	宮東日永線	四日市市六呂見町	四日市市泊小柳町	一般国道23号	一般国道1号
市道					
	西新地久保田線(四日市市)	四日市市西新地	四日市市久保田	一般国道1号	市立四日市病院
	三重橋垂坂線(四日市市)	四日市市羽津山町	四日市市金場町	四日市羽津医療センター	一般国道1号
	茂福6号線	四日市市茂福町	四日市市南富田町	(市)茂福27号線	北勢国道事務所(四日市庁舎)
	茂福27号線	四日市市茂福町	四日市市茂福町	一般国道1号	(市)茂福6号線

③緊急輸送道路図



資料－５ 市が実施している支援制度等

(１) 住宅の耐震化の支援

①住宅の耐震化補助事業

(令和４年４月１日時点)

事業名		概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断事業		耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額：無料)	階数が３以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業		耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：設計費用の 2/3 の額(上限額：18 万円)	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震補強工事	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額： 次の①と②を加算した額 (最高 100 万円かつ工事費用まで) ① 工事費用の 2/5 の額 (上限額：50 万円) ② 工事費用の 2/3 の額 (上限額：50 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例：密集した住宅地や指定された避難路沿い)
	準耐震補強工事	耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅を、基礎・地盤を除いた耐震診断の結果を「一応倒壊しない、または倒壊しない」とする補強工事、または２階以上の住宅の１階部分の耐震診断の結果を「一応倒壊しない、または倒壊しない」にする補強工事を行う場合に補助を行う ・申請者に対する補助金額： 工事費用の 2/3 の額 (上限額：20 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・基礎・地盤を除いた耐震評点 1.0 以上とする耐震補強工事、または２階以上の住宅の１階部分の評点を 1.0 以上とする耐震補強工事
木造住宅除却工事費補助事業		耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅、または老朽化が著しく市長が特に必要と認めた住宅の除却を行う場合に補助を行う ・申請者に対する補助金額： 除却工事費用の 23%の額 (上限額：40 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅、または老朽化が著しく市長が特に必要と認めた住宅	・敷地境界から平屋建ては 2m、２階建て以上は 4m 以内にある住宅

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：リフォーム工事費用の 1/3 の額（上限額：20 万円）	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
分譲共同住宅耐震診断補助事業	耐震診断を実施した場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：診断費用の 2/3 又は延床面積 (2,000 m ² 未満) ×1,500 円/m ² 延床面積 (2,000 m ² 以上) ×1,000 円/m ² の 2/3 のうち少ない額	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成している延べ面積 1,000 m ² 以上かつ階数 3 階以上の分譲共同住宅	

②住宅の耐震化関連事業

(令和 4 年 4 月 1 日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
旧耐震空き家除却促進補助事業	木造住宅除却工事費補助事業により空き家を除却し、除却後の土地を空き家・空き地バンクへ登録する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：20 万円	“木造住宅除却工事費補助”を受けて除却する 1 年以上居住されていない住宅	・固定資産税の住宅用地特例を受けている土地 ・除却後の土地を空き家・空き地バンクに登録するもの
子育て・若年夫婦世帯の住み替え(近居)支援補助事業	市外から転入又は市内の賃貸住宅から転居する子育て世帯又は若年夫婦世帯の一戸建て中古住宅への住み替えや親世帯と 2km 以内に近居する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：固定資産税相当額の 2 年分 (4 年分) (上限額：20 万円 (40 万円)) () 内は近居の場合	一戸建ての中古住宅 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅は耐震性が確保されているもの)	・対象の郊外住宅団地もしくは既成住宅地
三世代同居等支援補助事業	子育て世帯又は若年夫婦世帯が三世代同居等を行う場合にリフォーム・建替え工事に対し補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：リフォーム費用の 1/3 の額 (上限額：50 万円)	親世帯又は子世帯のいずれかが所有する一戸建ての住宅 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅は耐震性が確保されているもの)	・令和 2 年 4 月 1 日以降に三世代同居を開始し、2 年以上が経過していない世帯

(2) 建築物の耐震化の支援

①耐震診断義務化対象路線沿道建築物の耐震化補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概 要	補助率
避難路沿道建築物耐震対策支援事業 (建築物耐震対策緊急促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う。	【耐震診断】 国 1/2、県 1/4、市町 1/4 【補強設計】 国 1/2、県 1/6、市町 1/6 【耐震改修】 国 6/25、県 1/10、市町 1/10 ※上限有り。

(3) まちの安全確保に向けた支援

①ブロック塀等の安全対策補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概 要	主な要件
ブロック塀等撤去費補助事業	道路等に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者に対し、場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額： 撤去費用又は ブロック塀の延長×1万円/mのうち いずれか少ない額の1/2 (上限額：20万円)	・道路等の高さから1m以上であるブロック塀等

②屋根の脱落防止対策補助事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概 要	主な要件
瓦屋根耐風改修工事費補助事業	瓦屋根の改修工事を行う建築物の所有者に対して、改修工事の補助を行う。 ・申請者に対する補助金額： 改修費用又は 屋根面積×2.4万円/㎡のうち いずれか少ない額に23%を乗じた額 (上限額：55.2万円)	・有資格者による調査の結果、最新の基準に適合していない建築物の瓦屋根 ・一棟の建築物における瓦屋根の全面改修

③がけ地近接等危険住宅移転事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	補助率
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅(※1)の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対し補助を行う。 【対象地域】 ・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域(※2) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」(※3)	除却費 ：975千円／戸 建設助成費 ・一般地域 ：4,210千円／戸 ・特殊土壌等 ：7,318千円／戸

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)

※2 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。)

※3 指定される前から建っており、指定日以降に増築等がされていない住宅に限る。

④その他の安全対策関連事業

(令和4年4月1日時点)

事業名	概要	主な要件
ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業	四日市市内の災害時要援護者の住宅の家具を固定する場合に補助を行う。 (利用者負担額：無料)	・災害時要援護者 ・防災指導員による防災診断の結果、家具固定が不適とされたもの
生垣設置助成金交付制度	幅員4m以上の道路(道路後退実施箇所は4m未満も可)に面する土地に生垣を設置する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額： 樹木1本当たり1,000円(2.5本/m) (上限額：50,000円)	・生垣の延長：2m以上
狭あい道路後退用地補助事業	建築基準法に定められている4mの道路を確保するために、道路中心から両側にそれぞれ2m後退した線を道路境界線とみなした後退用地を市に帰属(寄付又は無償使用承諾)した場合に補助を行う。 ・測量・分筆助成金：15万円／建築敷地 ・除却助成金：市算定額 ・報償金：二方以上の道に接する敷地で、後退用地を市へ寄付した場合	・道路の中心線の確定を行う ・後退用地内の支障物の撤去は建築主又は土地所有者の負担により行う

災害救助法の適用基準等

1. 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号 以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指 標 と な る 被 害 項 目	滅 失 世 帯 数	該 当 条 項
(1) 市内の住家が滅失（注1）した世帯の数	市 150世帯以上	第1条第1項 第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ 市 75世帯以上	第1条第1項 第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上	第1条第1項 第3号
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注2）	第1条第1項 第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	（知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある）	第1条第1項 第4号

（注1）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（注2）については、知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

2. 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3. 救助の種類と実施権限の委任

(1) 災害救助法による救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市町村長は、委任された救助の実施責任者となるものである。

(3) (1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから現在では運用されていない。

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	救助の実施が認められる期間以内	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物等の使用謝金や光熱水費等 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 一戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

	事のための水であること。)			
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6 人以上 1 人 増 す ご と に 加 算
全 壊 全 流 出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命もしくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヵ月以内	
	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用してい	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

	校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	る教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,700円以内 一時保存： 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物等が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

	費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		
--	---	--	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 協定関係

【資料1-3-①】

四日市市が締結する応援協定・覚書等一覧表

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
1	相互応援協定	施行時特例市災害時相互応援に関する協定	いずれかの市の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた特例市が、独自では十分な応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行する。	施行時特例市	令和2年4月1日
2		三重県水道災害広域応援協定	地震、洪水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者が相互に応援活動を行う。	三重県及び県内市町	平成 9年10月21日
3		三重県市町村災害時応援協定	県内の市町村において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県及び市町村相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。	三重県及び県内市町	平成24年8月23日
4		津波災害等発生時における避難に関する覚書	津波災害等から住民等の命を守るため、避難に関して相互に協力する。	鈴鹿市	平成25年4月5日
5				川越町	平成25年4月5日
6		災害時相互応援に関する協定	いずれかの市において災害が発生した際、相互に応援及び復旧対策を遂行する。	奈良県奈良市	平成9年7月23日
7				兵庫県尼崎市	平成14年3月28日
8				大阪府堺市	平成24年3月19日
9				長野県飯田市	平成24年3月29日
10				徳島県徳島市	平成24年8月21日
11				福島県相馬郡新地町	令和2年11月27日
12				静岡県袋井市	令和3年3月25日
13				千葉県市原市	令和3年9月22日
14		石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会に加盟する団体が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行う。	石油基地自治体協議会加盟市(51市町)	平成23年7月12日
15		災害時に備えた相互協力に関する覚書	市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生の防御又は拡大の防止のための措置を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、相互協力に関し必要な事項を定める。	四日市南警察署 四日市北警察署 四日市西警察署	平成24年4月27日
16		三重県内消防相互応援協定、同覚書	消防組織法第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止する。	三重県、県内市町及び消防組合	平成19年3月1日 (平成10年7月1日)
17		三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	三重県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合が災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプターの応援を求める。	三重県及び県内市町	令和3年8月4日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
18	包括	災害発生時における四日市市と四日市市内郵便局の協力に関する協定	市内に発生した地震その他による災害時に、相互に協力、必要な対応を円滑に遂行する。	日本郵便株式会社東海支社	平成28年2月25日
19		災害時における隊友会の協力に関する協定	市内において自然災害や大規模事故等又はその他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある大規模な災害が発生した場合において協力を要請する。	公益社団法人隊友会 三重県隊友会	平成20年2月20日
20		災害時における四日市大学の支援協力に関する協定	地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の安全確保を図るための協力を要請する。	学校法人暁学園 四日市大学	平成20年3月28日
21		災害時における四日市看護医療大学の支援協力に関する協定	地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の安全確保を図るための協力を要請する。	学校法人暁学園 四日市看護医療大学	平成20年3月28日
22		四日市市と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学減災連携研究センターとの連携協力に関する協定書	災害発生時における情報共有や被害調査等における協力を要請するとともに、地域での防災知識の普及や活動の促進を行う。	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学減災連携研究センター	令和5年12月27日
23		四日市市・川越町・四日市港管理組合と四日市海上保安部との包括連携に関する協定	激甚化・頻発化する大規模災害に備え、災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するための連携を一層強化するとともに、それぞれが持つ技能、知識、人材、設備、情報等を有効に活用することにより、地域の安全・安心の確保及び相互の発展に資することを目的に連携協力をする。	川越町 四日市港管理組合 四日市海上保安部	令和7年3月18日
24	医療救護	四日市市と四日市医師会との災害時における医療救護に関する協定	四日市市が実施する医療救護活動に対する公益社団法人四日市医師会の協力に関し、必要な事項を定める。	四日市医師会	平成27年3月26日
25		四日市市と四日市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定	四日市市が実施する医療救護活動に対する一般社団法人四日市歯科医師会の協力に関し、必要な事項を定める。	四日市歯科医師会	平成27年3月26日
26		四日市市と四日市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定	四日市市が実施する医療救護活動に対する一般社団法人四日市薬剤師会の協力に関し、必要な事項を定める。	四日市薬剤師会	平成27年3月26日
27		災害時における助産師による支援活動に関する協定	市内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時に助産師による支援活動を行う。	一般社団法人日本助産師会 三重県支部	平成22年8月30日
28		大規模災害等の際の防疫活動に関する協力についての協定	市内に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生があった場合において、市民生活の安定を図るために相互に協力して感染症の拡大を未然に防ぐための防疫活動を実施する。	三重県ペストコントロール協会	平成19年9月1日
29		災害時の動物救護活動に関する協定	災害時に動物救護活動を実施する際の協力を要請する。	一般社団法人三重県獣医師会 三泗支部	平成20年2月20日
30		災害時の動物救護活動に関する協定書	災害時に動物救護活動を実施する際の協力を要請する。	三泗開業獣医師会	令和7年4月1日
31		災害時支援施設の提供に関する協定	災害時に医療救護所を早期に開設、運営する。	医療法人笹川内科胃腸科クリニック 医療法人SIRIUS、しが在宅ケアクリニック 医療法人梧りの会員沼内科小児科	令和6年5月23日
32		災害時における医療材料等の供給に関する協定	災害時に医療救護所へ速やかに医療材料などを供給する。	株式会社スズケン	令和6年5月23日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
33	応急復旧	災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	災害により市の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、上下水道局の管理する管路等施設に被害が発生した際に、協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急復旧工事を実施し、公共施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図る。	一般社団法人三重県建設業協会 四日市支部60社及び 土木建設事業者 107社	平成20年7月29日
34			市内に地震、津波、風水害その他の災害が発生した場合、調査・設計及び支援活動を実施する。	川北電気工業株式会社三重営業所	令和3年4月19日
35		災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	市内において地震、風水害、大規模火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合に、災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除等を行う。	三重県レッカー事業協同組合	平成27年3月12日 (平成21年3月30日)
36		災害発生時における調査及び支援活動に関する協定	市内に地震、津波、風水害その他の災害が発生した場合、調査及び支援活動を実施する。	公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成20年7月29日
37			地震災害時における避難所施設に対する応急危険度判定を行い、被災住民の安全を確保する。	一般社団法人三重県建築士会三 四支部	平成30年2月1日
38	情報収集	災害時の情報交換に関する協定	重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、必要とする情報交換を実施し、適切な災害対策に資する。	国土交通省中部地方整備局	平成23年6月1日
39		映像情報の提供に関する協定	提供された映像情報を活用し洪水被害予防及び防災意識の向上を図る。	国土交通省三重河川国道事務所	平成26年12月18日
40		大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	大規模災害が発生し、被災状況の確認が困難である場合、二次災害の危険がある場合等において、小型無人機を利用し、災害情報の収集活動を俯瞰的な視野で行う。	一般社団法人三重県ドローン協会	平成30年2月7日
41				株式会社NTジオテック中部	平成30年2月7日
42				一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47	平成30年2月7日
43				東洋テック株式会社	平成30年6月4日
44				トライアングル(RUSEA三重第二支部)	平成30年11月22日
45		大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	大規模災害が発生し、被災状況の確認が困難である場合、二次災害の危険がある場合等において、小型無人機を利用し、災害情報の収集活動を俯瞰的な視野で行う。	株式会社エムズリアライズ	令和4年3月23日
46		大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施する。	中部電力パワーグリッド株式会社	令和3年8月4日
47		アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書	市内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に協力して、災害時の情報収集・伝達等を行う。	四日市市アマチュア無線 防災ボランティア	平成23年12月19日
48		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	四日市市の避難所等に係る情報提供を行う。	株式会社バカン	令和3年2月15日
49		災害時の協力に関する協定	災害時の市内農業者の生活再建を迅速かつ円滑に実施することを目的として、三重県農業共済組合が保有する損害情報等の提供を行う。	三重県農業共済組合	令和6年9月20日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
50	広 報	災害緊急放送に関する協定	四日市市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市はCTY-FMの放送設備を利用して災害に関する緊急放送を行う。	株式会社シー・ティー・ワイ	平成11年11月11日
51			市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、放送設備を利用して災害に関する情報を市民に正確かつ迅速に伝達するための緊急放送を実施する。	株式会社シー・ティー・ワイ	平成23年7月24日 (平成18年8月30日)
52		災害時における報道に関する協定	災害応急対策及び災害復旧に関する報道・放送に係る要請並びに緊急告知ラジオの起動要請について必要な事項を定める。	三重エフエム放送株式会社	平成26年4月1日
53		緊急割込放送に関する覚書	四日市市、菰野町及び株式会社シー・ティー・ワイが緊急割込放送の実施に関わる条件を規定する。	株式会社シー・ティー・ワイ、菰野町	平成30年6月7日
54		災害時に係る情報発信等に関する協定	地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、互いに協力して様々な取組を行う。	ヤフー株式会社	平成25年3月28日
55	ラ イ フ ラ イ ン	災害及び緊急時における応急給水支援に関する協定	地震、風水害、その他の災害及び緊急事態の発生時において、応急給水の必要が生じた場合に、市民生活の早期安定を図るため、被災住民に飲料水を供給する。	四日市羽津医療センター	平成25年5月16日
56				市立四日市病院	平成25年6月12日
57				パナソニックデバイスマテリアル 四日市株式会社	平成25年6月26日
58				三重福祉会(陽光苑)	平成25年6月27日
59				三重県立医療センター	平成25年10月23日
60				四日市メリノール学院	平成31年2月25日
61				味の素株式会社東海事業所	平成31年4月1日
62		災害時における物資供給に関する包括協定	災害・事故により被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	明和工業株式会社	令和3年11月18日
63		災害発生時における物資の輸送等及び応急給水活動の支援に関する協定	災害が発生した際に、物資の輸送等及び応急給水活動の支援を行う。	中日本陸運株式会社	令和4年3月23日
64		災害時における飲用水供給に関する協定の締結について	地震、風水害などの災害が発生した場合、避難生活に必要な不可欠である飲用水を確保し、被災住民の避難生活に寄与する。	石井燃商株式会社	平成30年12月25日
65		災害時におけるLPガス等の調達に関する協定	市内において地震、風水害、大火災、その他による災害が発生した場合、被災者及び避難者の救護活動を円滑に行うため必要な石油類燃料の調達及び安定供給Bを行う。	三重県四日市LPガス協議会	平成25年11月22日
66		災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	市内において地震、風水害、大火災、その他による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合に相互に協力して被災者及び避難者の救護活動を円滑に行う。	三重県石油商業組合 北勢支部	平成23年12月19日
67		災害時における電動車両等の支援に関する協定書	市内において災害の発生時に、電動車両等の貸与に関し相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施する	三重三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和3年12月16日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
68	ライフライン	電気自動車を活用した強靱化及び脱炭素化に関する連携協定	市内において災害の発生時に、相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施するとともに、電気自動車の普及啓発を進め、脱炭素社会の実現による温室効果ガスの削減に向けて相互に連携して取り組むことを目的とする。	日産自動車株式会社 日産プリンス三重販売株式会社	令和5年3月22日
69		災害時における電力供給の協定に関する協定	地震、風水害その他の災害によって四日市市内における電力供給が停止した場合において相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、電力を提供する。	株式会社竹中土木 松山建工株式会社 北勢開発株式会社	令和元年11月25日
70				三岐鉄道株式会社	令和5年3月30日
71		災害発生時における移動電源供給設備に関する協定書	災害時に移動電源供給設備を配置し、避難所等の運営支援を行う。	ヤマニ醸造有限会社	令和6年3月14日
72	オープンスペース	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	市内に地震等大規模災害が発生した時における災害復旧活動の用地等を確保し使用する。	中部電力株式会社 西日本電信電話株式会社 東邦ガス株式会社	平成18年10月30日
73	オープンスペース	大規模災害時における災害復旧活動のための施設使用に関する協定書	市内に地震等大規模災害が発生した時における災害復旧活動のための施設を確保し使用する。	中部電力パワーグリッド株式会社 ICETT	令和4年4月20日
74	物資	災害時における応急生活物資等の調達に関する協定	市内での地震、風水害やその他による災害の発生に際し、応急生活物資等の確保を図る。	四日市市商店連合会	平成7年3月9日
75				イオンリテール株式会社東海カンパニー	平成18年8月30日
76				株式会社一号館	平成18年8月30日
77				NPO法人コメリ災害対策センター	平成18年8月30日
78				スーパーサンシ株式会社	平成18年8月30日
79				ユニー株式会社アピタ四日市店	平成18年8月30日
80				株式会社LA・PITA	令和2年6月24日
81			市内において地震、津波、風水害、その他の災害が発生した場合に必要な物資の調達を要請する。	一般社団法人日本非常食推進機構	平成24年4月25日
82			災害の発生時における避難者の食品の確保を図るため、食品の調達について協力体制を確立し、地域住民の安定した生活の確保を図る。	オーケーズデリカ株式会社	平成29年2月1日
83		災害時における生活物資の供給協力に関する協定	災害時において生活物資の供給協力を行う。	株式会社カインズ	平成26年3月19日
84		災害時における物資の供給に関する協定	災害時において生活物資の供給協力を行う。	株式会社伊藤園	平成28年5月 1日
85		災害時における量の提供等の協力に関する協定	大規模な災害が発生し、避難所生活の長期化が想定される場合に、避難所に量を設置することで避難所における生活水準の向上を図る。	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成28年11月15日
86		災害時における支援協力に関する協定	市内において必要な物資の確保を図るため、物資の調達業務に対する協力を行う。	生活協同組合コープみえ	令和4年5月18日
87		災害時における食料物資の供給に関する協定	災害時における住民生活の早期安定を図ることを目的として、おにぎり、惣菜などの供給を行う。	株式会社おにぎりの桃太郎	令和6年12月2日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
88	物流	災害時における防災活動協力に関する協定	地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、物資及び店舗内での情報収集に可能な限り協力する。	イオンタウン株式会社 マックスバリュ東海株式会社	令和元年10月30日
89		災害時における船舶輸送等の支援協力に関する協定	市内又は市と「災害時相互応援に関する協定」を締結している市の区域内のいずれかにおいて災害が発生し、船舶による物資輸送等が必要となった場合における当該輸送活動を円滑に遂行する。	四日市港運協会	平成16年1月17日
90		災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	災害時における支援物資の避難所への輸送及び拠点防災倉庫における支援物資の荷捌きを行う。	ヤマト運輸株式会社 三重主幹支店	平成25年8月23日
91				日本通運株式会社三重支店	平成26年1月23日
92				佐川急便中部支店	平成26年3月21日
93		災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	災害時における支援物資の避難所への輸送及び拠点防災倉庫における支援物資の荷捌きを行う。	トナミ運輸株式会社東海主幹支店 四日市営業所	平成26年1月23日
94				新潟運輸株式会社 四日市支店	平成26年1月23日
95				福山通運四日市支店	令和4年12月22日
96				株式会社三徳	令和5年10月1日
97		災害時における緊急物資輸送に関する協定	災害時における救助・支援物資の避難所等への輸送を行う。	赤帽三重県軽自動車運送共同組合四日市支部	平成25年8月23日
98				三重県トラック協会北勢支部	平成26年1月23日
99	資機材	災害時におけるコンクリートポンプ車等の活用に関する協定	災害が発生し、又は発生する場合において、コンクリートポンプ車等を活用し、被害の軽減を図る。	東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合	平成29年6月27日
100		災害時における地図製品等の供給に関する協定	災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、市災害対策本部を設置したときに、地図製品等を株式会社ゼンリン中部エリアから提供を受け、本市における情報収集体制の強化を図り、もって災害による被害の軽減を図る。	株式会社ゼンリン中部エリア	平成29年10月12日
101		災害時における資機材等の調達に関する協定	地震、風水害など大規模災害等による広域的な被害が発生した場合、応急対策物資の供給を行い、市民生活のより一層の早期安定を図る。	マツオカ建機株式会社	平成24年9月20日
102				株式会社レンタルのニッケン 四日市営業所	平成24年9月20日
103				東海レンタル株式会社	平成24年11月8日
104				株式会社キナン	令和3年7月20日
105				太陽工業株式会社	令和3年7月21日
106		災害時における避難所用電器資機材等の設置支援に関する協定	四日市市により避難所が設置されたとき、環境向上のために必要となる電器資機材の調達及び設置の支援について必要な事項を定める。	三重県電器商業組合四日市支部 (33社)	平成28年3月8日
107		災害時における物資の供給に関する協定	災害時において、避難所運営等で必要となる段ボール製品の供給協力を行う。	レンゴー株式会社 新名古屋工場	平成25年3月28日
108				三浜紙器株式会社	令和2年3月23日
109				株式会社丸八テント商会	令和3年8月17日
110				王子コンテナ株式会社	令和3年9月22日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
111	資 機 材	災害時対応機器備蓄に関する協定	災害時における被災者の救援活動に対応した機器の備蓄を行う。	三重県LPガス協会	平成30年3月9日
112		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	災害時において、福祉避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資の供給協力を行う。	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成30年9月20日
113		災害時におけるし尿収集・仮設トイレ設置(貸借)に関する協定	市内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時において、市が行うし尿収集業務及び仮設トイレ設置業務に協力する。	株式会社四日市市生活環境公社	平成22年8月30日
114		災害時における仮設トイレ設置などに関する協定	市内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時における応急対策業務を実施する。	株式会社瀧澤	平成23年12月19日
115		災害時における物資の供給に関する協定	市内に発生した地震、風水害その他による災害時における携帯トイレの供給を実施する。	株式会社コケナワ	令和3年3月30日
116		災害時における物資の供給に関する協定	市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、簡易組立ベッドを供給する。	ウチヤマコーポレーション株式会社	令和5年3月27日
117		災害時における物資の供給に関する協定	市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、携帯トイレを供給する。	株式会社エスイーアイ	令和5年4月3日
118		災害時における物資の供給に関する協定	市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、ソーラー発電資機材等を供給する。	株式会社ダイワテック	令和5年7月18日
119		災害時における物資の供給に関する協定	市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、段ボール製品等を供給する。	株式会社アイザック	令和7年1月20日
120	移 送	災害時支援施設の提供等に関する協定書	災害時に施設の提供等及び被災者の避難所等への移送を行う。	勢の国交通株式会社	令和5年11月27日
121		災害時支援施設の提供等に関する協定	災害時に施設の提供等及び被災者の避難所等への移送を行う。	名鉄四日市タクシー株式会社	令和6年3月27日
122		災害時における遺体搬送に関する協定書	災害時に霊柩自動車等による遺体搬送及び遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供を行う。	三重県霊柩自動車協会	令和5年11月27日
123	移送・施設	災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保等に関する協定	災害発生時等に車両の調達及び運行や宿泊施設の確保等を行う。	東武トップツアーズ株式会社	令和7年3月21日
124	施 設	災害時支援施設の提供に関する協定	所有する施設を災害時支援施設として提供する。	四日市フィットネス協会 (6社、10施設) あすなろスイミングスクール オリンピックスポーツクラブ コモノ・フィットネスクラブ コモノ・スイミングスクール シティスポーツ四日市 四日市スイミングクラブ パシフィックスポーツクラブ 笹川スイミングスクール フィットネスブルバード トップスイミングクラブ	平成17年6月27日
125				株式会社アクトス スポーツクラブ'アクトス四日市 スポーツクラブ'アクトス四日市北	平成22年9月30日
126				株式会社東洋 ホリデイススポーツクラブ'四日市	平成22年9月30日
127		災害時支援施設の提供に関する協定	災害が発生した場合において、所有する施設を利用して、四日市市地域防災計画に基づく避難所を開設及び運営する。	有限会社三重グリーンテニスクラブ	平成29年6月27日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
128	施設	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	南海トラフ地震が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、所有する施設を地域住民の緊急避難施設として使用する。	民間83施設（全132施設）	平成23年8月23日
129		災害時における浴場の使用等に関する協定	地震、風水害等の災害が発生した場合、被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者）等に対し、浴場施設を災害時支援施設として提供する。	天然温泉 ジャブ	平成25年3月28日
130				AGスバリゾート株式会社	平成25年3月28日
131				株式会社Kii company	令和3年3月24日
132				四日市浴場組合	平成24年11月8日
133		災害時における駐車場の一時使用に関する協定	大規模災害発生時において、所有する駐車場の一部を市の一時的な避難施設として使用する。	イオン株式会社中部カンパニー	平成18年8月30日
134				イオン株式会社SC事業部	平成18年8月30日
135				株式会社日永華陽	平成18年8月30日
136				株式会社LIXILビバ	平成31年4月26日
137		災害時の二次避難所に関する協定	四日市市地域防災計画等に基づき、市が行う二次避難所の開設に対しての協力を要請する。	社会福祉法人等 76施設	平成13年9月1日
138		災害時における葬祭業務に関する協定書	市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等について協力する。	社会福祉法人等 74施設	平成23日12月19日
139				全日本冠婚葬祭互助協会	平成26年12月19日
140				イージスグループ	令和3年2月24日
141		災害時における応急仮設住宅等に関する協定	市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、住民等に住宅供給を図る。	独立行政法人都市再生機構 中部支社（UR都市機構）	平成25年3月28日
142		災害時における避難者支援の協力に関する協定書	災害時に避難者の受入や資機材の提供等を行う。	CampingSpecialist労働者協同組合	令和6年5月1日
143	廃棄物	三重県災害等廃棄物処理応援協定	災害等の発生時に三重県、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動を実施する。	三重県及び県内市町	平成16年10月29日
144		災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害時、四日市市からの応援要請に基づき、株式会社富山環境整備が有する施設、機材、物資、人員等により、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分等を実施する。	株式会社富山環境整備	令和6年4月16日
145		災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害時において、アイザックグループ3社の施設、機材、物資、人員で災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分などを行う。	株式会社アイザック 株式会社アイザック・オール 株式会社アイザック・トランスポート	令和7年1月20日
146	その他	避難場所広告付電柱看板に関する協定	市内に「避難場所広告付電柱看板」を掲出することにより、市民に対し災害発生時の地域の避難場所を周知すること、及び平常時からの防災意識を啓発する。	中電興業株式会社四日市営業所 テルウェル西日本株式会社東海支社	平成23年8月4日
147		災害時における理容活動に関する協定	市内に地震、風水害等の災害が発生し、避難所生活が長期化した場合に理容活動に関して協力体制を確立し、地域住民の安定した生活の確保を図る。	一般社団法人四日市理容師会	平成23年12月19日
148		災害時における美容活動に関する協定	災害発生時、避難所生活が長期化した場合において、美容活動に関して協力体制を確立し、地域住民の安定した生活の確保を図る。	四日市美容師会	平成28年11月15日

	種別	協定または覚書の名称	趣 旨	協定締結先	協定締結年月日
149	その他	災害時における協力に関する協定	災害時において被災者支援窓口の開設等を行う。	三重県行政書士会	平成26年1月23日
150		原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定	原子力災害時に袋井市民の広域避難を受け入れる。	静岡県袋井市	令和3年3月25日
151		災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	四日市市域に災害が発生した場合における災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置運営等を行う。	四日市市社会福祉協議会	令和3年7月28日

4. 過去災害事例関係

【資料1-4-①】

四日市市における過去の地震災害事例

	発生年月日／種別	被害の内容
1	1096. 12. 17 (嘉保3. 11. 24) 嘉保地震	畿内から東海を範域とする地震で、震源は東海沖と考えられている。京都の大極殿が破損したり、奈良東大寺の巨鐘が振り落ちたり、近江の瀬田の唐橋が落ちたりした。伊勢阿乃津（津）でも津波に襲われ被害が出る。
2	1498. 9. 20 (明応7. 8. 25) 明応東海地震	『宇治山田市史』によると、「大地震あり、海鳴りを起こして海辺の被害おびただしく、大湊領の塩屋村の如きは180戸ほとんど全滅、生き残った者僅かに45人であった」「熊野に於いては本宮に社殿倒壊、湯の峯温泉は10月18日まで湧出を止めた」と記されている。
3	1586. 1. 18 (天正13. 11. 29) 天正地震	奥飛騨を震央とする烈震が発生し、震度6以上の地域は北勢地方にまで及んでいる。この地震によって、飛騨白川谷の保木脇にて大山崩れが生じ、帰雲城を埋没させ城主以下多数を圧死させた。伊勢長島でも被害甚大であった。
4	1605. 1. 31 (慶長10. 12. 16) 慶長東海地震	国内最大級の地震の一つ。地震による津波は東は犬吠崎から西は九州までその範囲は広い。伊勢の浦々では地震の後、まず数町沖まで潮が引き、約2時間後に津波が来襲した。『津市史』に「海が数丁干潟になり、それを見た漁人が等魚貝を採らんと干潟に集まりしに、高波打ち上げて皆沈没せり」と記されている。
5	1662. 6. 16 (寛文2. 5. 1)	近江盆地を中心にした地震。地震区域は大阪から若狭湾、北伊勢に及ぶ。比良岳付近が震源で、その付近は振動が激烈。比良岳下の唐崎では、田畑85町が琵琶湖に没する。 亀山、桑名、彦根、伏見などの城では、石垣・櫓などが崩れる。
6	1707. 10. 28 (宝永4. 10. 4) 宝永地震	紀伊半島沖を震央とするマグニチュード8.4 という我が国最大級の地震。旧版『四日市市史』に「家屋の倒壊・破損おびただしく、田畑・宅地・井溝・堤防・橋梁等の破損するもの無数であった。午後3時前に俄然大高潮襲来し海岸堤防を破壊し、町中浸水甚だし…」とある。 〔四日市の被害〕 家屋倒壊 152軒、大破損 524軒
7	1819. 8. 2 (文政2. 6. 12) 文政地震	近江の湖東平野を震央とするかなり強い内陸型の地震。北勢地方でも木曽川河口の沖積平野を中心に大きな被害が出た。 旧版『四日市市史』に、「地中より泥水吹き出し、地より3～4尺（約1m）も上がり、常德寺・光源寺・蓮生寺の江戸門倒れ…」と記されている。
8	1854. 7. 9 (嘉永7. 6. 15) 伊賀上野地震	伊賀盆地西方を震央とするマグニチュード6.9と言われる強い内陸型の地震。東は木曽川河口から西は大阪付近に至るまでの広い範囲にわたって震度6以上の激震が襲う。 旧版『四日市市史』に「北町の両側家屋ほとんど将棋倒しに倒壊し、加うるに一大火災を起こし、聞くも慄然たる焦熱地獄、阿鼻叫喚の巷と化したり…」と記されている。
9	1854. 12. 23～24 (嘉永7. 11. 4. 5) 安政東海地震	遠州灘を震央とするマグニチュード8.4 の大規模地震。この地震の強震域は関東地方から近畿地方にまで及び、ことに東海地方の海岸平野部は震度6の烈震に襲われた。さらに房総半島から土佐湾の間の沿岸に津波が押し寄せ、被

		害を一層大きくした。 伊勢湾沿岸の浪害は大きく、旧版『四日市市史』にも「全壊11軒、半壊 145軒」と記載されている
10	1891. 10. 28 (明治24) 濃尾地震	岐阜県本巣郡根尾谷付近を震央とするマグニチュード8.0 という内陸地震としては最大規模の地震。濃尾平野一帯が甚大な被害を受ける。四日市に於いても多くの被害。 伊勢新聞の記事に、「三重紡績の煙突が折れ墜落、四日市 尋常小学校で運動場地面亀裂し泥土を噴出、校内の掘貫井戸では従来に比し数倍の水を噴出…」とある。
11	1944. 12. 7 (昭和19) 東南海地震	熊野灘沖の海底を震央とするマグニチュード8.0 の大規模地震。地震による被害に加え、大きな津波が熊野灘から東海沿岸を襲い被害を一層広げた。 四日市でも石原産業が世界一と誇る185mの煙突が折れたり、網勘製網の工場が倒壊したりするなど、被害は甚大であった。全半壊の建物は 1,265戸、死者は23人。
12	1945. 1. 13 (昭和20) 三河地震	愛知県宝飯郡形原町・西浦町を中心とする烈震。死傷者3,339人、全半壊家屋15,343戸に達する。 三重県の震度は津5、亀山4、尾鷲3で、被害は軽微。
13	1946. 12. 21 (昭和21) 南海地震	紀伊半島南方の沖合約50 ^{km} を震央とするマグニチュード8.1 の大規模地震。津波が房総半島から九州にまで及び、地震による被害よりも津波による被害が大きかった。 四日市では東南海地震よりも被害は軽微であったが、それでも死者3人、傷者3人、倒壊家屋全半壊合わせて32軒となっている。
14	2007. 4. 15 (平成19) 三重県中部地震	三重県亀山市を震源に最大震度5強を観測。市内では震度4を観測。人的被害やライフラインの被害はなかったが、老朽化していた家屋が1棟一部損壊、市内の高等学校においてガラスの破損の被害が発生。

〔参考文献〕 亀山測候所編『三重県災害史』 昭和30年5月1日発行
 四日市市教育会編『四日市市史』 昭和5年12月1日発行
 四日市市編『四日市市史』 昭和36年3月31日発行
 四日市市編『四日市市史・第一巻史料編自然』 平成2年3月31日発行
 新編『楠町史』平成17年12月22日発行

【資料1-4-②】

四日市市における過去の風水害事例

	発生年月日／種別	被害の内容
1	1650. 9. 26 (慶安3. 9. 1) 大雨による洪水	徳川実紀に「8月29日より9月2日までの霖雨に、摂州南北中島堤くずれ、(中略)勢州四日市 神戸庄野三重鈴鹿川林の郡堤崩れ、民家人畜被害少なからず 駅々の橋梁を流し、3日より旅人の往来を得ず」と記されている。 ただし、他の地域と併せての記載であり、四日市の被害がどの程度かは不明。
2	1696. 10. 4 (元禄9. 9. 9) 大雨による洪水	三滝川が決壊し、川原町が洪水に襲われた。旧版『四日市市史』に「川原町洪水にて家屋流出者へ、金43両3分銀7匁5分拝借」とあり、その後4年に渡って代官に返済していることが記されている。
3	1728. 8. 13 (享保13. 7. 8) 台風	伊勢地方に台風が襲来し、大風雨となった。このため三滝川が氾濫し、川原町一帯が水害に見舞われた。この風水害は伊勢・伊賀両国のほか、広く東海地方一帯にも及んだことが各地の文献によってわかり、きわめて強い台風で被害が大きかったことが推定される。
4	1771. 9. 1 (天明8. 7. 22) 台風	近畿地方を襲った強い台風により大きな被害を出した。 旧版『四日市市史』に、「大降雨で三滝川の大出水となり、三滝橋は流出し、西町裏・中町裏の堤防が切れそうになった。そこで町民がこぞって防御に努めた結果、決壊を免れたが、対岸の堤防が決壊して浜一色・中島・午改新田などが浸水、砂入りし、稲作は皆無となった。」という内容が記されている。
5	1791. 9. 17 (寛政3. 8. 20) 台風	本居宣長の日記にも「元文以来の大風」と記されるほどに猛烈なものであった。この台風は伊勢湾に高潮を起こしたのを始め、東海地方一帯に甚大な被害をもたらした。 旧版『四日市市史』に、家が多数倒壊し、高波によって潮請堤が約600疔にわたって決壊したことや、船が碇を切り潮請堤を越えて漁師の家まで登ってきたことが記されている。
6	1857. 6. 8～9 (安政4. 5. 17～18) 台風による洪水	近畿・東海地方を襲ったこの台風は、風よりもむしろ雨による被害を各地にもたらした。 旧版『四日市市史』に、「三滝川左岸生桑村東方及び海蔵川右岸末永村西方に於て堤防決壊し、その水氾濫の結果野田村を水中に没し、末永西横手堤を破壊して末永は勿論川原町筋一円濁水の浸すところとなり、更に浜一色南方に於て再び三滝川左岸を決壊し…」と大きな被害が記されている。
7	1860. 6. 29 (万延元. 5. 11) 台風による高潮	近畿・中部・関東一帯を襲った台風は、各地に大風水害をもたらした。この際、伊勢湾では高潮が生じ、四日市地域でも甚大な被害を受けた。 旧版『四日市市史』に、11日は朝から暴風雨で、午後3時ごろには大高潮が襲来し、海岸堤を切り、浜手の人家の半分以上が汐入りして潰滅の家が多数出たことが記されている。
8	1889. 9. 11 (明治22) 台風	11日早朝紀伊半島南端付近に上陸した台風は、午後にかけて紀伊半島を縦断し、三重県下に大きな被害をもたらした。四日市警察署長から県警本部長への報告で、「当日雨

		量は風力の強かりしに比し余り多からず、暴列風のため海潮怒濤を生じ海岸の被害夥し、（中略）高砂町及び波止場は実に目も当て難き程の惨状を極め、船舶の破損流出多数有り」と被害の状況が報告されている。また、楠吉崎から北へ海岸堤防2,700間が総崩れとなり海水が浸水、吉崎、小倉新田、北五味塚では稲が腐り、7年間免訴となった。
9	1896. 8. 30/9. 11 (明治29) 台風	わずか10日余りの間に2つの台風がこの地方を襲っており、被害を大きくした。初めの台風では塩浜村の海岸堤防が激浪のため決壊、2回目の台風では河原田村の鈴鹿川、内部川の合流点大門が大破したことにより、浸水が5日間に及んだこと、水稻の被害が特に甚だしかったとが記録されている。
10	1934. 9. 21 (昭和9) 室戸台風	近畿地方を襲ったこの台風は、高知県室戸岬測候所における観測で、911.9 $\frac{mm}{Hg}$ という当時世界の観測史上最低気圧を記録した猛烈な勢いを持った台風であった。 近畿地方での被害は甚大で、四日市でも若干の被害があったが、雨よりも強風による被害が主体であった。
11	1938. 8. 2 (昭和13) 集中豪雨	発達した低気圧が西日本付近に停滞し、これに伴って各地で集中豪雨による甚大な被害が出た。 三滝川が堀木町で約100 $\frac{m}{s}$ にわたって決壊。奔流が市街地に押し寄せ、浸水家屋は約7,800戸に達した。三滝川の明治橋も流失、大矢知村で朝明川堤防決壊、小山田村では内部川堤防決壊、楠村では鈴鹿川決壊し死者2名など、被害は広い範囲に及んだ。
12	1950. 9. 3 (昭和25) ジェーン台風	室戸岬付近に上陸し、神戸から若狭湾に抜けた。四日市では塩浜地区の埋立地2万坪が水浸しとなり、第一工業製薬では増設中の工場が中波した。このほか、市域全般にわたって塀の倒壊が続出した。
13	1951. 10. 15 (昭和26) ルース台風	14日夜に南九州に上陸した後、15日にかけて四国・中国・近畿を横断し、各地に大きな被害をもたらした。四日市地域では、折からの降雨と高潮のため、富田・富洲原・羽津・浜田・塩浜・日永など、主として沿岸部で水害が発生し、死者1名、流出家屋1戸、床上浸水239戸、床下浸水1,190戸という被害が生じた。
14	1952. 6. 24 (昭和27) ダイナ台風	紀伊半島南部に上陸した後、伊勢湾から中部地方南部を横断し、関東地方で太平洋に抜けた。四日市地域では総雨量200 $\frac{mm}{日}$ を超える雨が降ったため、富田地区を中心に浸水家屋は床上272戸、床下3,245戸に達した。また、羽津米洗川の堤防が決壊、橋が流出したほか、内部川の内部橋・海蔵川の朝日橋・三滝川の大正橋も流出した。
15	1953. 8. 15 (昭和28) 集中豪雨	京都府南部と三重県伊賀地方に前線性の集中豪雨が生じ、四日市地域でも総雨量が200 $\frac{mm}{日}$ を超えたためにかかなりの被害が発生した。浸水家屋は、富田地区では床上743戸、床下630戸で、そのほか床下は富洲原地区で350戸、塩浜地区で100戸、常磐地区で50戸などとなっている。また、三滝川は大増水で、堤防頂部まで20 $\frac{cm}{日}$ を残すばかりとなった。
16	1953. 9. 25 (昭和28) 台風13号	潮岬付近に上陸し、鳥羽付近から伊勢湾を経て本州を縦断して北東へ進んだこの台風は、上陸時930 $\frac{mm}{日}$ という猛烈に強い台風で、台風の通過時が伊勢湾の満潮時と重なったために被害が広がった。 四日市では床上浸水7,064戸、家屋の全半壊流出合わせて533戸、死者2人、重軽傷者1,273人に達した。罹災者総

		数は60,636人に上り、総人口の46%におよんだ。 楠地区では海岸堤防が20箇所 2 0 0 0 mの決潰。地区の半分の海岸近くの水田が浸水。
17	1959. 9. 26 (昭和34) 伊勢湾台風	潮岬付近に上陸し紀伊半島を縦断したこの台風は、上陸時929.5^{mm}、風速25^{m/s}以上の暴風域が東海地方から四国東部まで入るといふ大型で猛烈に強い台風であった。また台風通過時が伊勢湾の満潮時と重なったため、潮位が高くなり、甚大な高潮被害が発生した。 四日市では富田・富洲原地区を中心に、死者 115人、家屋の全半壊合わせて 3,695戸、床上浸水15,125戸、床下浸水 3,064戸という未曾有の被害を出した。
18	1961. 6. 25～27 (昭和36) 梅雨前線豪雨	梅雨前線の活動が活発化に伴う集中豪雨が近畿・東海地方で起こり、四日市でも25日の降り始めから27日の夕刻までに392^{mm}という大量の雨が降った。橋の流出38、河川の損壊172カ所、壊れた道路190カ所、水をかぶった田畑3,000^{ha}、農地の流出埋没220^{ha}など、土木・農業関係に大きな被害をもたらした。
19	1961. 9. 16 (昭和36) 第2室戸台風	1934年(昭和9年)の室戸台風とよく似たコースを取った大型で強い台風であったが、伊勢湾台風の経験が教訓として生かされ、強い勢力の割には比較的被害は少なかった。 四日市の総雨量は150^{mm}で、稲葉町で12戸が床下浸水したほか、諏訪新道近鉄四日市駅前一帯でも約220戸が床下浸水した。
20	1971. 8. 30 (昭和46) 台風23号	鹿児島に上陸した後、四国から紀伊半島を横断して太平洋岸を抜けた台風で、四日市では総雨量が 210^{mm}に達し、富田・富洲原を中心に床上浸水326戸、床下浸水 3,398戸の被害を出した。また、朝明川が下野地区で右岸が100^mにわたって決壊したほか、鹿化川・天白川などでも氾濫し、橋の流出などの被害が発生した。
21	1971. 9. 26 (昭和46) 台風29号	紀伊半島南部に上陸し、東海から関東に抜けた台風で、弱い小型の台風であったが、北勢地方に多量の雨をもたらした。天白川が数カ所にわたって決壊したため、道路が川と化し、国道1号の中央緑地前では腰まで水に漬かった。被害状況は床上浸水901戸、床下浸水6,920戸、道路損壊166カ所などで、被害地区は全市に及んだ。
22	1972. 9. 16 (昭和47) 台風20号	紀伊半島南部に上陸し、三重県を縦断して富山湾に抜けた台風で、伊勢湾台風とよく似たコースを取っており、強風による被害が大きかった。四日市では高潮も伴って、海岸沿いを中心に床上浸水438戸、床下浸水1,569戸などの被害が出た。富洲原の名四国道防潮堤に、押し流された外国船など3隻が激突して道路護岸を壊し、天カ須賀一帯に海水が浸水した。
23	1974. 7. 25 (昭和49) 集中豪雨	梅雨末期の集中豪雨で、四日市では降り始めてからの総雨量が304.5^{mm}、朝6時から1時間雨量は71.5^{mm}を記録した。このため内部川・鹿化川・天白川など多くの中小河川が決壊・氾濫し、死者2人、負傷者7人、床上浸水6,380戸、床下浸水10,713戸という、伊勢湾台風以来の大被害が発生した。日永の国道1号では2^mも水が漬かったほか、内堀町では1階屋根近くまで濁流が押し寄せて一時まったく孤立するほどであった。被害額の見積りは総額で99億円。
24	1976. 9. 10～13	台風17号が10日から12日にかけて九州南方付近に停滞する

	(昭和51) 長雨・台風17号	一方、北から南下した前線が9日から13日にかけて本州付近をゆっくりと通過したため、東海地方が大雨に見舞われた。四日市でも富田・富洲原を中心に水に漬かり、被害状況は床上浸水591戸、床下浸水3,207戸となった。この大雨で、長良川の堤防が決壊している。
25	1979. 9. 24 (昭和54) 集中豪雨	24日夕刻から雷を伴う激しい雨が北勢地方を襲った。この豪雨は、停滞前線のゆっくりとした南下により生じたもので、18時から19時までの1時間に中消防署で118 ^ミ 、北消防署で105 ^ミ と記録的な豪雨であった。これにより、富田・富洲原を中心に床上浸水227戸、床下浸水4,903戸の被害が発生した。
26	1983. 8. 21 (昭和58) 局地的集中豪雨	南東の湿った風が鈴鹿山脈の雲母峰にぶつかって雷雲を作り、雲母峰を中心とする半径10km以内の範囲に局地的な雨を降らせた。降り始めからの降水量は雲母峰で425 ^ミ 、宮妻町で328 ^ミ という豪雨で、水沢地区を中心に床下浸水41戸、田畑の流出埋没2 ^ヘ 、そのほか河川の決壊、橋の流出などの被害を出した。この豪雨でハイカーが一時宮妻溪に閉じ込められた。
27	2000. 9. 11 (平成12) 集中豪雨	平成12年9月11日から12日にかけて、愛知、三重、岐阜県などの東海地方を中心に記録的な大雨となった（通称：東海豪雨）。 本州上の前線に台風14号からの暖かい湿った空気が継続的に流入したため、長時間にわたって雷雲が発生・発達した。このため、市内北部および中部の臨海部において浸水等の被害が出た。 北消防署における連続雨量は575mm、時間最大雨量は120.5mm（9月11日 15：30～16：30）。死者1名、負傷者1名、床上浸水178戸、床下浸水1,975戸
28	2012. 9. 30 (平成24) 台風17号	台風17号は、29日には沖縄本島を通過、那覇市で午後1時23分に最大瞬間風速61.2メートルを観測するなど猛威を奮い、30日には速度を早めながら本州の南の太平洋上を北東に進んで和歌山県潮岬、三重県志摩半島をかすめた後、午後7時頃に愛知県東部へ上陸した。上陸時の勢力は中心の気圧975hPa、中心付近の最大風速35メートル、最大瞬間風速50メートル。 1時間雨量四日市市：76.0ミリ（9月30日17時37分まで） 床上浸水65戸、床下浸水399棟
29	2017. 1. 14～18 (平成29) 大雪 (市内全域)	1月13日の夜から16日の夜にかけて、日本付近には強い寒気が流れこみ、冬型の気圧配置が強まった。 このため三重県では14日の未明から北部の山地で雪が降り始め、16日にかけては北部や伊賀の広い範囲で大雪となった。 14日0時から16日23時までの最深積雪は、四日市市塩浜で17cmであったが、50cm以上の地域も見受けられ、観測場所の見直しなど、雪害対応を見直す契機となった。 14日（土）～18日（水）の積雪起因の救急出動は、114件。

30	2018. 9. 4 (平成30) 台風21号	三重県では平成30年9月3日昼過ぎから雨が降り、5日にかけて大雨や暴風となった。 四日市において、9月4日14時04分に最大瞬間風速28.7m/sを観測し、市内全域において暴風による被害が発生した（屋根瓦の落下や飛散多数、倒木133本、学校・スポーツ施設のフェンス等の破損多数）。 また、強風による屋根からの転落や、歩行中の転倒、屋根瓦の飛散で頭部を負傷した者など人的被害も発生した。 さらに、市内一円で倒木が多数発生したことにより、広範囲で停電が発生した。 死者1名、負傷者6名、最大停電戸数55,900戸
31	2019. 9. 4～6 (令和元) 集中豪雨	三重県では9月4日から6日にかけて日本海に停滞前線が東西に延びており、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでいた。このため大気の状態は非常に不安定になり、北部では4日夜から断続的に雷を伴った非常に激しい雨が降り、気象庁は5日0時50分までの1時間に山城で記録的短時間大雨情報として121ミリを発表、その10分後には最大125ミリの雨量を観測した。 床上浸水54件、床下浸水175件、住家の損壊等10件、車両水没6台
32	2023. 1. 25 (令和4) 大雪 (市内全域)	令和5年1月24日から25日にかけて、冬型の気圧配置が強まり、強い寒気の影響で鈴鹿山脈沿いや紀伊山地沿いで大雪となった。 市内では中央分署で最大29cmの積雪を観測するとともに、過去最低気温となるマイナス8.7度を記録した。 また、水道管の凍結破損により、市内全域で漏水・濁水が発生した。

〔参考文献〕 亀山測候所編『三重県災害史』 昭和30年5月1日発行
 四日市市教育会編『四日市市史』 昭和5年12月1日発行
 四日市市編『四日市市史』 昭和36年3月31日発行
 四日市市編『四日市市史・第一巻史料編自然』 平成2年3月31日発行
 新編『楠町史』平成17年12月22日発行

【資料 1-4-③】

全国の過去の地震災害事例

発生年月日	地震規模	地震名	津波	最大震度	災害の内容
明応 7 (1498)年 8 月 25 日	8.4	明応地震	○	7	室町時代後期の明応年間に起こった大地震。文献や発掘調査などから、東海・東南海・南海の三連動地震によるものと考えられている。高さ 4 メートルから 10 メートル程度の津波が房総半島から紀伊半島にかけての沿岸を襲った。
慶長 9 (1605)年 12 月 16 日	7.9	慶長地震	○	7	地震動による被害はほとんどなく、津波が房総、伊豆、紀伊、四国、九州を襲った。記録から推定される津波の高さは、房総と紀伊、四国で高く、静岡県沿岸で比較的低い。八丈島にも津波が襲って死者 57 人を出した。以上のことからこの地震は、房総沖(北緯 34.3°、東経 140.4°、マグニチュード 7.9)と紀伊水道沖(北緯 33°、東経 134.9°)に同時に二つの地震が発生したものと考えられてきたが、南海トラフ沿いの遠州灘はるか沖合に一つの巨大地震が起きたという考えも出ている。
宝永 4 (1707)年 10 月 28 日	8.6	宝永地震	○	7	日本の歴史上最大級の地震。マグニチュードは 8.6 と推測される。遠州灘(えんしゅうなだ)沖と紀伊半島沖を震源とする二つの大地震が同時に発生したと考えられ、東海道・伊勢湾・紀伊半島が最も大きな被害を受けた。死者約 2 万人。家屋倒壊約 6 万戸、流失約 2 万戸といわれる。
嘉永 7 (1854)年 12 月 23 日	8.4	安政地震	○	7	安政年間(1854 - 60)に起こった地震で、次の三つが著名。1854 年 12 月 23 日(安政 1 年 11 月 4 日)午前 9 時すぎに安政東海地震(安政地震 I)が遠州灘沖に発生した。震央位置は北緯 34°、東経 137.8°、震源域は遠州灘沖から駿河湾内の全長 200km 以上の海域におよんでいることが明らかとなった。有感地域は岩手県から九州におよんでいる。被害のひどかったのは、沼津から浜松に至る沿岸よりの地域と、富士川沿いに甲府盆地におよぶ地域である。
明治 24 (1891)年 10 月 28 日	8.0	濃尾地震		6	1891 年 10 月 28 日、岐阜・愛知を中心に起きた大地震。死者 7273 人、全壊家屋約 14 万戸。明治年間最大の地震で、根尾谷断層が出現。この地震を機会に震災予防調査会が発足した
明治 29 (1896)年 6 月 15 日	8.2	明治三陸地震	○	2～3	ゆっくりとした長い揺れで震度はさほど大きくなかったため、ほとんどの人が早期避難しなかった。35 分後、大津波が三陸沿岸を襲

					い、死者約2万2千人、家屋流失1万軒弱。大船渡市の一部では津波の高さは30メートルを超えたとされる。
大正 12 (1923)年 9月1日	7.9	(関東大 震災)	○	6	大正 12 年(1923)9月1日午前11時58分に、相模湾を震源として発生した大地震により、関東一円に被害を及ぼした災害。家屋倒壊に火災を伴い、全壊約13万戸、全焼約45万余戸、死者・行方不明者約14万名。震災直後の混乱の中で、亀戸事件・甘粕事件が起き、また、多数の朝鮮人が官憲・自警団によって虐殺された
昭和 8 (1933)年 3月3日	8.1	昭和三陸 地震	○	5	岩手県東方沖の日本海溝付近では、巨大な地震が起こり、三陸沿岸に大津波をもたらすことがある。津波は明治期の地震がややまさったが、地震動は昭和期がはるかに強かった。明治期は規模のわりに地震動が弱い特異な地震であり、地震の原因である断層の運動が通常の地震よりも遅い速度で進行したものと考えられている。津波の被害が大きい原因は、地震の規模もさることながら、三陸沿岸のリアス式の海岸地形が、湾奥での津波の高さを著しく増大させるからである。
昭和 18 (1943)年 9月10日	7.2	鳥取地震		6	鳥取市を中心に大きな被害を及ぼした。死者1083人。家屋全壊7485戸。また、この地震によって長さ8キロメートルの鹿野(しかの)断層と、同4.5キロメートルの吉岡断層が出現した。
昭和 19 (1944)年 12月7日	7.9	東南海地 震	○	6	東海・近畿地方を襲った。熊野灘沿岸で6～8メートル、遠州灘沿岸で1～2メートルの津波が発生。紀伊半島東岸では30～40センチメートル地盤が沈下した。死者・行方不明者1223人。
昭和 20 (1945)年 1月13日	6.8	三河地震	○	5	死者約2,000人、家屋倒壊5,500余戸。軍需産業地域の直下で起こったためマグニチュードに比して大きな被害が出た。約一か月前の東南海地震の震源域の東北隣接域で発生したもの。
昭和 21 (1946)年 12月21日	8	南海地震	○	5	九州・近畿・中国・四国にわたり大被害を与えた地震。南海道地震とも。震源地は潮岬南西方50km付近。大津波があり、室戸岬で1.27m、足摺岬で0.6m地盤が隆起し高知や須崎で1.2m沈下して水田15kmが海面下に没した。
昭和 23 (1948)年 6月28日	7.1	福井地震		6	福井市における典型的な直下型地震で家屋への被害が多く、死者約3,900人。
昭和 35 (1960)年 5月23日	9.5※1	チリ地震 津波	○	-	チリ近海で発生。太平洋を経て巨大な津波が日本を襲った。三陸海岸を中心に全国で142人の死者・行方不明者が出た。東日本大震災の被災地が被害を受け、宮城県旧志津川町

					(現・南三陸町)で41人、岩手県大船渡市で53人が犠牲になった。
平成7 (1995)年 1月17日	7.3	(阪神・ 淡路大震 災)	○	7	神戸市を中心とした阪神地域に被害を及ぼした災害。 死者約6400人、家屋全半壊約24万9000棟、家屋全半焼約7100棟で、鉄道・高速道路なども大きな被害を受けた。
平成15 (2003)年 9月26日	8.0	十勝沖地 震	○	6弱	釧路沖を震源として発生した逆断層型プレート間地震。北海道から東北地方の太平洋沿岸に最大約4メートルの津波が襲来し、被害を及ぼした。
平成16 (2004)年 10月23日	6.8	新潟県中 越地震		7	逆断層型地震。北魚沼郡川口町(現長岡市)で震度7を観測した。大規模な余震が続き、地震発生前の長雨による地盤の緩みと重なって、地滑りなどの被害が拡大した。
平成19 (2007)年 3月25日	6.9	能登半島 地震	○	6強	逆断層型地殻内地震。マグニチュード6.9。石川県内の3市町で震度6強を観測。住宅全壊が600戸、半壊が1500戸をこえる被害をもたらした。
平成19 (2007)年 7月16日	6.8	新潟県中 越沖地震	○	6強	逆断層型地殻内地震。新潟県3市村と長野県1町で最大震度6強を観測。柏崎刈羽原子力発電所も被害にあった。死者15人、負傷者2000人をこえる。
平成20 (2008)年 6月14日	7.2	岩手・宮 城内陸地 震		6強	岩手県奥州市と宮城県栗原市で最大震度6強を観測。土砂災害による被害が大きく、400人をこえる死傷者が出た。
平成23 (2011)年 3月11日	9.0	東北地方 太平洋沖 地震	○	7	三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震。宮城県栗原市で最大震度7を観測。巨大津波を引き起こし、沿岸部を中心に甚大な被害が出た。 津波は東北地方の沿岸部では最高潮位9.3メートル、遡上高40.5メートルに達する巨大津波が発生した。本震後も、岩手県沖から茨城県沖の広い範囲で余震が多発。死者・行方不明者は約1万9000人とされる。
平成28 (2016)年 4月14日 4月16日	6.5 7.3	熊本地震		7	熊本県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により死者64名、重軽傷者約1,816名の甚大な被害が出た。電気、ガス、水道等のライフラインへの被害のほか、空港、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障が生じた。
平成30 (2018)年 9月6日	6.7	北海道胆 振東部地 震		7	震源地：胆振地方中東部 マグニチュード：6.7 震源の深さ：37km 住家全壊 462棟 住家半壊 1,570棟 住家一部破損 12,600棟など 死 42人、負 762人

					・数日前からの降雨により地盤が緩んでいるところに地震が発生したため、土砂災害を誘発した。また、北海道の発電所が停止したことにより、北海道のほぼ全域でブラックアウト（停電）が発生した。
令和 6 (2024) 年 1 月 1 日	7.6	令和 6 年 能登半島 地震	○	7	マグニチュード (M) 7.6、深さ 16km の地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度 7 を観測。 地震による建物の倒壊・損壊に加え、輪島市では市街地の火災による「複合災害」が発生。石川県珠洲市、能登町及び志賀町の 3 市町、新潟県上越市では、津波により約 200ha が浸水した。 また、石川県、富山県、新潟県の広い範囲で、液状化による被害が発生した。 死者 260 人、負傷者 1,579 人 住家全壊 8,424 棟 住家半壊 20,461 棟 住家一部破損 96,826 棟

※1 地震の規模（マグニチュード）、ただしチリ地震津波はモーメントマグニチュード。

※2 1922 年以前の地震の震度については気象庁の震度データベースには収録されていないため、地震の最大震度については、地震報告・地震年報・気象要覧（中央气象台）によるものを括弧付きで記載している。
なおこの期間の震度は、微・弱・強・烈の階級で記載してあるので、これに対応する震度を、1～6におきかえて表現してある。

【資料 1-4-④】

全国の過去の風水害事例

発生年月日	気象名称	事例
昭和 9 (1934) 年 9 月 21 日	室戸台風	人的被害は、死者 2,702 人、不明 334 人、負傷者 14,994 人。家屋の全半壊および一部損壊 92,740 棟、床上・床下浸水 401,157 棟、船舶の沈没・流失・破損 27,594 隻という被害を出した。
昭和 20 (1945) 年 9 月 17 日	枕崎台風	沖縄付近を北上した台風第 16 号は、9 月 17 日 14 時頃鹿児島県枕崎市付近に上陸した。枕崎（鹿児島県枕崎市）で観測された最低海面気圧 916.1hPa は、室戸台風の際に室戸岬（高知県室戸市）で観測された 911.6hPa（当時の記録として、もっとも低い海面気圧）に次ぐ低い値となった。台風は北東に進み、九州、四国、近畿、北陸、東北地方を通過して三陸沖へ進んだ。 宮崎県細島（灯台：海上保安庁）で最大風速 51.3m/s（最大瞬間風速 75.5m/s）、枕崎で 40.0m/s（同 62.7m/s）、広島で 30.2m/s（同 45.3m/s）を観測するなど猛烈な風が吹いた。期間降水量も九州、中国地方では 200mm を超えたところがあった。 終戦後間もないことで気象情報も少なかったことや防災体制も十分でなかったため各地で大きな被害が発生した。特に広島県では 2,000 名を超える死者・行方不明者が出た。
昭和 22 (1947) 年 9 月 14 日	カスリーン台風	紀伊半島の南海上を北上し、9 月 15 日に北緯 32 度を超えてから北東に進路を変え、同日夜房総半島南端をかすめて 16 日には三陸沖へ進んだ。 台風は日本に接近したときは衰弱しており、強風による被害は少なかった。しかし、台風により日本付近に停滞していた前線の活動が活発化し、関東地方と東北地方では大雨となった。 関東南部では利根川と荒川の堤防が決壊し、埼玉県東部から東京で多くの家屋が浸水した。群馬県、栃木県では土石流や河川の氾濫が多発し、両県で 1,100 名以上の死者・行方不明者が出た。東北地方では北上川が氾濫して岩手県一関市などで大きな被害が発生した。
昭和 28 (1953) 年 7 月 16 日	南紀豪雨	7 月 15 日、梅雨前線上を低気圧が発達しながら日本海に進み、低気圧の通過後、前線は 20 日まで関東から九州地方にかけて停滞した。 前線の活動により、九州から東北地方にかけて日降水量が 200mm を超える大雨となった。特に紀伊半島では 17～18 日を中心に豪雨となり、期間降水量が 700mm を超えた所があった。この豪雨により有田川や日高川などが決壊し、和歌山県有田市、御坊市を始め多くの地域が濁流にのまれ、和歌山県内だけで 1,000 人を超える死者・行方不明者が出た。
昭和 28 (1953) 年 8 月 11 日	南山城の大雨	8 月 13 日に、サハリンからオホーツク海に進んだ低気圧から伸びる寒冷前線が、北海道の南東岸から東北地方北部を通って朝鮮半島中部に達して停滞した。14 日には南下して東北地方南部から北陸、近畿北部に停滞した。このため東北地方では大雨となり、山形県や秋田県を中心に被害が発生した。15 日には前線はさらに南下して関東地方南部、東海、山陰に達し 16 日まで停滞した。 京都府南部、滋賀県南部、三重県、奈良県では 14 日夜から 15 日朝にかけて雷を伴う豪雨となった。特に京都府和東町湯船で 400mm 以上の大雨が降った。京都府では、木津川上流での土石流

		や、井手町での大正池の堤防決壊により、300 名を超える死者・行方不明者が出た。滋賀県でも多羅尾村（現：信楽町）で山崩れにより 40 名を超える死者が出るなど大きな被害があった。
昭和 32 (1957) 年 7 月 25 日	諫早豪雨	7 月 24 日に梅雨前線は関東沖から九州南部、黄海南部に南下していた。25 日朝に前線上の黄海南部に低気圧が発生して東に進み、前線が北上して活発化した。長崎、熊本、佐賀県では大雨となり、長崎県瑞穂町西郷（農林省の観測所）では 24 時間降水量が 1,109mm の記録的な豪雨となった。長崎県諫早市では、市内を流れる本明川が 2 度にわたり氾濫、2 回目の氾濫では上流で発生した大規模な土石流による大量の土砂と流木が市内を襲い、諫早市だけで 500 名を超える死者が出た。また熊本県でも死者・行方不明者が 160 名を越えた。 この雨は 26 日昼には小康状態となったが、27 日夜から 28 日朝にかけては寒冷前線が九州地方を通過し、九州南部で大雨となり被害が出た。
昭和 33 (1958) 年 9 月 26 日	狩野川台風	9 月 21 日にグアム島近海で発生した台風第 22 号は、26 日 21 時過ぎに静岡県伊豆半島の南端をかすめ、27 日 00 時頃神奈川県三浦半島、01 時頃東京を通過、早朝に三陸沖に進んで海岸沿いを北上、夜に青森県の東海上付近で温帯低気圧に変わった。 この台風は、24 日に中心気圧 877hPa を観測するなど、大型で猛烈な台風となったため、関東南岸では 26 日午前から暴風となったが、北緯 30 度線を越えたあたりから急速に衰えたため、風による被害は少なかった。しかし南海上にあった前線が活発化しながら北上したため、東京で日降水量 371.9mm を観測するなど、東海地方と関東地方では大雨となり、土砂災害や河川の氾濫が相次いだ。伊豆半島中部では、特に集中して雨が降り、大量の水が流れ込んだ狩野川が氾濫、伊豆地方だけで 1,000 名を超える死者が出た。また神奈川県や東京都でも、市街地の浸水や造成地のがけ崩れなどにより、大きな被害があった。
昭和 34 (1959) 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	9 月 21 日にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第 15 号は、中心気圧が 1 日に 91hPa 下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。最盛期を過ぎた後もあまり衰えることなく北上し、26 日 18 時頃和歌山県潮岬の西に上陸した。上陸後 6 時間余りで本州を縦断、富山市の東から日本海に進み、北陸、東北地方の日本海沿いを北上し、東北地方北部を通過して太平洋側に出た。 勢力が強く暴風域も広がったため、広い範囲で強風が吹き、伊良湖（愛知県渥美町）で最大風速 45.4m/s（最大瞬間風速 55.3m/s）、名古屋で 37.0m/s（同 45.7m/s）を観測するなど、九州から北海道にかけてのほぼ全国で 20m/s を超える最大風速と 30m/s を超える最大瞬間風速を観測した。 紀伊半島沿岸一帯と伊勢湾沿岸では高潮、強風、河川の氾濫により甚大な被害を受け、特に愛知県では、名古屋市や弥富町、知多半島で激しい暴風雨の下、高潮により短時間のうちに大規模な浸水が起こり、死者・行方不明者が 3,300 名以上に達する大きな被害となった。また、三重県では桑名市などで同様に高潮の被害を受け、死者・行方不明者が 1,200 名以上となった。この他、台風が通過した奈良県や岐阜県でも、それぞれ 100 名前後の死者・行方不明者があった。
昭和 42 (1967) 年 8 月 26 日	羽越豪雨	日本付近に前線があり、この前線上を進む低気圧が 27 日と 29 日に東北地方を通過した。26 日から 27 日にかけては新潟県の上

		中越地方を中心に 50～100mm の雨が降った。28 日から 29 日朝にかけて前線が北上し、東北地方の日本海側や新潟県の北部で強い雨が断続的に降った。 26 日から 29 日にかけての期間降水量は、新潟県の下越地方や山形県の南西部では 200mm を越え、多い所では新潟県黒川村の胎内川第一ダム（気象庁以外の観測所）で 748mm を観測した。この付近を流れる中小河川が氾濫し、大規模な土砂災害が多発した。被害は特に新潟県下越地方に集中し、新潟県の死者・行方不明者は 130 名を超えた。
昭和 43 (1968) 年 8 月 17 日	寒冷前線による 大雨	東シナ海を西に進んでいた台風第 7 号は、14 日夜進路を急に北東に変え、16 日には対馬海峡を通過、日本海を進み、17 日夕方沿海州で温帯低気圧となった。この低気圧から伸びる寒冷前線が通過する際に、各地で大雨となった。 特に、岐阜県内では 1 時間に 100mm を超える大雨が降り、浸水や山がけ崩れが相次ぎ、白川町の飛騨川沿いの国道 41 号線では、大雨で停車中の観光バス 2 台が山崩れの土砂で飛騨川に転落し、乗員乗客 104 名が亡くなった。 京都府でも大雨による浸水害や停電が多発した。また、台風第 7 号が接近した長崎県の対馬近海では、多数の漁船が遭難した。
昭和 47 (1972) 年 7 月 3 日	豪雨	7 月 3 日から 6 日にかけては、黄海から日本海北部に進んだ前線を伴った低気圧に向かって暖湿気流が流れ込んだため、九州と四国で雷を伴った局地的な大雨が降り、この期間の降水量が 500mm～800mm に達した所があった。このため、大規模な山がけ崩れが発生し、熊本県姫戸町で 122 名、高知県土佐山田町で 61 名の死者・行方不明者が出た。 7 日から 9 日は、北日本にあった梅雨前線を低気圧が次々と通過し、北日本で大雨となった。青森県と秋田県では河川の氾濫による浸水害が多発した。 9 日から 13 日にかけて梅雨前線が南下し、本州南岸から四国、九州北部付近に停滞した。また、日本の南海上には台風第 6 号、7 号及び 8 号があり、これらの影響で梅雨前線の活動は活発となり、西日本で 400～600mm、山間部の多い所では 1,000mm 前後の大雨が降った。この大雨により、中国地方では河川の氾濫による浸水害が多発し、愛知県や岐阜県、神奈川県では山がけ崩れや河川の氾濫により多数の死者が出た。
昭和 56 (1980) 年 12 月から昭和 57 (1981) 年 3 月	昭和 56 年豪雪	12 月中旬に日本海北部からオホーツク海に進んだ低気圧が発達して停滞し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため、日本海側の地方で大雪となった。また、全国的に低温の日が続いた。 24 日には本州の東海上で低気圧が発達して東北地方や北海道の太平洋側で大雪となり、山沿いでは降雪量が 100cm を超え、着雪や強風による送電線切断や鉄塔倒壊が相次いだ。漁船の遭難被害も多発した。その後 30 日にかけて強い冬型の気圧配置が続いて北陸地方を中心に大雪となり、高山（岐阜県高山市）や福井では積雪が 100cm を超え、山間部では 300cm を超えた。 1 月は全国的に気温が低く、特に上旬半ばから中旬にかけて日本海側では大雪となった。最深積雪が敦賀（福井県敦賀市）で 196cm、山形で 113cm など、観測開始以来の記録を更新した。鉄道の運休などにより孤立する集落が多くでた。 2 月上旬は引き続き日本海側では雪が降り、若松（福島県会津若松市）では 115cm の最深積雪を観測した。中旬は移動性高気圧に

		覆われる日もあるなど寒さは緩んだが、月末には非常に強い寒気が入り、日本海側では日降雪量が 30～40cm を観測した。
昭和 58 (1983) 年 12 月から昭和 59 (1984) 年 3 月	昭和 59 年豪雪	北海道では 10 月上旬に初雪を観測、11 月 27 日には青森で 48cm の積雪を観測した。 12 月は中旬後半に強い冬型の気圧配置が続き、北陸以北の日本海側では大雪となり、青森では 2 日で 98cm の降雪（最深積雪 95cm）があった。下旬には山陰地方を中心に大雪となり、鳥取では日降雪量 114cm（最深積雪 95cm）を観測した。また、渡島半島でも大雪となった。 1 月は寒気が入り、冬型の気圧配置となる日が多く、北海道の日本海側や北陸地方を中心に大雪となった日があった。25 日には高田（新潟県上越市）で日降雪量 95cm（最深積雪 239cm、28 日）を記録した。19 日、21 日、30～31 日には日本の南岸を低気圧が通過して九州から関東地方の太平洋側でも大雪となり、東京で 19 日に 22cm の積雪を観測するなど各地で 20cm 前後の雪が積もった。 2 月も引き続き冬型の気圧配置となる日が多く、日本海側では 2～9 日、14～16 日、27～29 日を中心に平野部で日降雪量 50cm、山間部で 100cm 前後の大雪となった。高田（新潟県上越市）では 17 日に 292cm の最深積雪を記録した。17 日は南岸低気圧の影響で東海から関東地方にかけて大雪となり、東京や横浜で 20cm を超える積雪となった。25～26 日は関東から東北地方の太平洋側で大雪となった。 3 月も全国的に曇りや雪の日が多く、東京の降雪日数は 10 日に及んだ。 雪崩や雪下ろし中の事故による人的被害や、雪崩や融雪洪水による住家被害が相次いだ。太平洋側の地方でも転倒による負傷者が相次ぎ、農業被害も多かった。
平成 12 (2000) 年 9 月 8 日～17 日	停滞前線、台風 第 14・15・17 号	台風第 14 号は、9 月 2 日にマリアナ近海で発生し、西に進んで、12 日 19 時過ぎ沖縄本島を通過した。その後東シナ海を北東に進んで、16 日 15 時に朝鮮半島北東岸で温帯低気圧に変わった。一方、7 日頃から本州付近に前線が停滞しており、11 日から 12 日にかけて、台風第 14 号の東側を回る暖湿気流が前線に向かって流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知、三重、岐阜県の東海地方を中心に記録的な大雨となった。名古屋では 11 日の日降水量が、平年の 9 月の月降水量の 2 倍となる 428mm となり、2 日間の合計降水量が 567mm に達した。また大雨は静岡県、山梨県にも及び、これらの広い地域で 2 日間の合計降水量が 200～400mm となったところがあった。期間降水量は、宮川（三重県宮川村）で 1,090mm となったほか、四国から東海地方で 800～1,000mm に達した。 台風第 15 号は、7 日南大東島の南東海上で発生し、8 日に沖縄本島の南海上をとおり、その後南に向きを変えて、11 日ルソン島に上陸して熱帯低気圧になった。 台風第 17 号は、15 日に硫黄島の南西海上で発生し、父島の西海上を通過したのち北に向きを変え、本州の東海上を北上して、18 日千島近海で温帯低気圧に変わった。
平成 13 (2001) 年 9 月 2 日～7 日	前線、低気圧	2 日から 4 日にかけて、前線が日本の南海上に停滞し、九州南部を中心に大雨となった。5 日に九州西海上で低気圧が発生し、発達しながら 6 日に山陰沖を通過し、7 日に日本海中部に進んだ。

		6 日には、前線に向かって暖湿気流が流れ込み、四国地方から九州南部地方を中心に大雨となった。屋久島（鹿児島県上屋久町）で期間総降水量が 673mm、清水（高知県土佐清水市）で 616mm などとなった。また 7 日には、寒冷前線の活動が活発となり近畿地方で大雨となった。
平成 16 (2004) 年 8 月 17 日	台風第 21 号、秋雨前線	9 月 21 日 03 時にグアム島の西南西海上で発生した台風第 21 号は、発達しながら北西に進み、26 日に強い勢力で沖縄本島と宮古島の間を通過した。27 日に東シナ海でほとんど停滞した台風は、その後進路を北東に変えて進み、29 日 08 時半頃、暴風域を伴って鹿児島県串木野市付近に上陸した。15 時過ぎ、高知県宿毛市付近に再上陸した後、20 時半頃、大阪市付近に再上陸し、北陸地方を通して、30 日 09 時に東北地方で温帯低気圧となった。 29 日 07 時 50 分までの 1 時間に尾鷲（三重県尾鷲市）で 133mm、09 時 40 分までの 1 時間に宮川（三重県宮川村）で 139mm の猛烈な雨を観測するなどし、台風と前線の影響による期間降水量は、尾鷲で 900mm を超えたほか、四国地方や近畿地方で 400mm、東北北部で 250mm を超えた所があった。 この台風の影響により、三重県宮川村で大規模な土砂災害が発生した。また、愛媛県新居浜市と四国中央市を結ぶ高速道路、国道が多数の土砂崩れにより分断される被害が発生した。
平成 17 (2005) 年 12 月から平成 18 (2006) 年 3 月	平成 18 年豪雪	12 月から 1 月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。各地で積雪の 12 月としての最大記録を更新するとともに、東日本と西日本では 12 月の月平均気温が戦後最も低くなった。 1 月中旬以降も、日本海側の山沿いを中心に大雪となる日が続いた。このため、12 月中旬から 1 月中旬を中心に、屋根の雪下ろし等除雪中の事故や落雪、また、倒壊した家屋の下敷きになるなど、甚大な人的被害が発生したほか、家屋の損壊や交通障害、電力障害等、多数の被害が発生した。 12 月からの度重なる大雪により、新潟県津南町では 2 月 5 日、これまでの最大記録を超える 416cm の積雪を観測したほか、12 月～3 月の間、積雪を観測している 339 地点のうち 23 地点で、これまでの積雪の最大記録を更新した。また、12 月としての最大記録を 106 地点で、1 月としての最大記録を 54 地点で、2 月としての最大記録を 18 地点で、3 月としての最大記録を 4 地点で更新した。降雪量は、12 月～1 月上旬にかけて全般に平年を大きく上回った。1 月中旬以降、山沿いではたびたび大雪に見舞われたのに対して、平野部では降雪量が平年並～少なかった。このため 12 月～3 月の降雪量は山沿いでは多くの地点で平年を上回ったが、平野部では平年並となったところが多かった。 なお、3 月に入ると各地で融雪により積雪量は徐々に減少したが、山沿いでは平年より積雪の多い状態が続いた。
平成 23 (2011) 年 8 月 30 日	台風第 12 号による大雨	8 月 25 日 9 時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第 12 号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、28 日には強風半径が 500km を超えて大型の台風となり、30 日には中心気圧が 965hPa、最大風速が 35m/s の大型で強い台風となった。 台風は、その後もゆっくりとした速度で北上を続け、30 日に小笠原諸島付近で進路を一旦西に変えた後、9 月 2 日には暴風域を伴ったまま北上して四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に

		上陸した。その後、台風はゆっくりと北上して四国地方、中国地方を縦断し、4日未明に日本海に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧となった。 台風が大型で、さらに台風の動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。 8月30日17時からの総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で1,000mmを超え、奈良県上北山村上北山(カキヤマ)で総降水量は1,808.5mmとなるなど、総降水量が年間降水量平年値の6割に達したところもあり、紀伊半島の一部の地域では解析雨量で2,000mmを超えるなど、記録的な大雨となった。なお、奈良県上北山村上北山では最大72時間降水量が1,652.5mmと、1976年からの統計開始以来の国内の観測記録である1,322mm(宮崎県美郷町神門(ミド))を上回ったのを始め、北海道から四国地方にかけての多くの地点で観測史上1位を更新した。 このため、土砂災害、浸水、河川のはん濫等により、和歌山県、奈良県、三重県などで死者68名、行方不明者17名となり、北海道から四国にかけての広い範囲で床上・床下浸水などの住家被害、田畑の冠水などの農林水産業への被害、鉄道の運休などの交通障害が発生した。
平成24(2012)年 7月11日～14日	平成24年7月九州北部豪雨	7月11日から14日にかけて、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県で大雨となった。 11日朝に朝鮮半島付近で停滞していた梅雨前線が、12日朝には対馬海峡まで南下した。梅雨前線の南側にあたる九州北部地方では、東シナ海上から暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が非常に不安定となった。発達した雨雲が線状に連なり次々と流れ込んだ熊本県熊本地方、阿蘇地方、大分県西部では、12日未明から朝にかけて猛烈な雨が継続した。阿蘇市阿蘇乙姫(アソオトヒメ)では、同日01時から07時までに459.5ミリ(7月の月降水量平年値2の80.6%、以下括弧書きの百分率は同じ意味。)を観測するなど、記録的な大雨となった。 13日には初め対馬海峡にあった梅雨前線が午後には朝鮮半島付近まで北上し、14日にかけて停滞した。九州北部地方では、13日から14日も東シナ海上から暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が非常に不安定となった。雨雲が次々と流れ込み発達したため、13日は佐賀県、福岡県を中心に、14日は福岡県、大分県を中心に大雨となった。福岡県八女市黒木(クロギ)では、14日11時30分までの24時間降水量が486.0ミリ(128.4%)となり、観測開始(1976年)以来1位の記録となった。 この4日間の総降水量は、福岡県筑後地方、熊本県阿蘇地方、大分県西部で500ミリを超えた観測所が計5地点あり、筑後地方では7月の月平年値の150%以上となった観測所が2地点あった。 この大雨により、河川のはん濫や土石流が発生し、福岡県、熊本県、大分県では、死者30名、行方不明者2名となったほか、佐賀県を含めた4県で、住家被害13,263棟(損壊769棟、浸水12,494棟)となった(消防庁調べ:7月27日12時00分現在)。その他、道路損壊、農業被害、停電被害、交通障害等も発生した。 7月11日から14日にかけて九州北部地方に甚大な被害をもたらしたこの大雨について、気象庁は「平成24年7月九州北部豪雨」と命名した。

平成 25(2013)年 6 月 8 日～8 月 9 日	梅雨前線および 大気不安定によ る大雨	6 月 8 日から 8 月 9 日にかけて、日本海から東北地方付近にのびる梅雨前線と、本州に沿って西から流れ込む暖かく湿った空気や上空の寒気の影響で、広い範囲で大気の状態が不安定となり、九州から北海道にかけて局地的に非常に激しい雨が降った。この期間内の総降水量は、北海道登別市カルルスで 531.0 ミリと 500 ミリを超えたほか、福島県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、島根県、山口県で 300 ミリを超えた。 24 時間降水量では、島根県鹿足郡津和野町津和野(ツワノ)で 29 日 2 時 50 分までに観測史上 1 位となる 381.0 ミリとなったほか、山形県、石川県、福井県、鳥取県、山口県でも観測史上 1 位を更新した地点があった。 また、1 時間降水量では、山口県山口市山口(ヤマグチ)で 28 日 8 時 13 分までに 143.0 ミリ、同県萩市須佐(スサ)で 28 日 12 時 04 分までに 138.5 ミリ、島根県鹿足郡津和野町津和野(ツワノ)で 28 日 4 時 44 分までに 91.5 ミリの猛烈な雨が降り、観測史上 1 位を更新したほか、西日本から北日本の広い範囲で局地的に非常に激しい雨が降った。8 月 9 日、北日本では、日本海から湿った空気が流れ込み大気の状態が非常に不安定になり、秋田県・岩手県を中心に記録的な大雨となった。 8 月 9 日 0 時から 10 日 24 時までに観測された最大 1 時間降水量が、秋田県鹿角市鹿角(カヅノ)では 108.5 ミリ、岩手県雫石町雫石(シズクイシ)では 78.0 ミリとなった。これらを含め、統計期間が 10 年以上の観測地点のうち、最大 1 時間降水量で計 10 地点、最大 3 時間降水量で計 12 地点、最大 24 時間降水量で計 5 地点が観測史上 1 位の値を更新した。また、解析雨量によると、秋田県大館市で 1 時間に 120 ミリ以上の猛烈な雨を解析し、秋田県大館市と北秋田市では 3 時間に約 300 ミリの雨を解析した。
平成 25(2013)年 8 月 23 日～25 日	8 月 23 日から 25 日にかけての大 雨	8 月 23 日から 25 日にかけて、西日本をゆっくり南下した前線に向かって、南海上から暖かく湿った空気が、太平洋高気圧の縁を回って流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。島根県西部では、24 日の明け方と 25 日の明け方に猛烈な雨が降り、24 時間降水量が多いところで 400 ミリを超え、8 月の月降水量平年値の約 3 倍の記録的な大雨となった。 この大雨により、島根県邑智郡邑南町において死者 1 人、江津市と浜田市において住家の全壊 7 棟となった。また、河川の護岸と道路の路肩や法面の崩壊が多数発生し、住家の浸水と農地の冠水が発生したほか、土砂災害による住家の被害も多数発生した。その他、停電や断水、交通機関の運休など大きな影響が出た。(被害の状況は、島根県調べ(9 月 13 日現在))
平成 25(2013)年 9 月 15 日～16 日	台風第 18 号に よる大雨	9 月 13 日 3 時に小笠原諸島近海で発生した台風第 18 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、14 日 9 時に強風域の半径が 500km を超えて大型の台風となり、15 日 18 時には暴風域を伴った。 台風は、その後も北上を続け、潮岬の南海上を通過して、16 日 8 時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸した。その後、台風は速度を速めながら東海地方、関東甲信及び東北地方を北東に進み、16 日 21 時に北海道の東で温帯低気圧となった。 台風の接近・通過に伴い、日本海から北日本にのびる前線の影響や、台風周辺から流れ込む湿った空気の影響、台風に伴う雨雲の影響で、四国から北海道の広い範囲で大雨となった。また、台風

		や台風から変わった温帯低気圧の影響で、九州から北海道の各地で暴風となった。このほか、和歌山県、三重県、栃木県、埼玉県、群馬県及び宮城県においては竜巻等の突風が発生した。 9月15日から16日までの総雨量は、三重県宮川で575.5ミリ、奈良県上北山で542.5ミリとなるなど、近畿、東海地方を中心に400ミリを超えたほか、統計期間が10年以上の観測地点のうち、最大1時間降水量で13地点、最大3時間降水量で25地点、最大24時間降水量で35地点、最大48時間降水量で25地点が統計開始以来の観測史上1位を更新した。風については、東京都三宅坪田で28.0m/s、愛知県セントレアで26.3m/s、兵庫県神戸で26.1m/sの最大風速を観測したほか、統計期間が10年以上の観測地点のうち5地点で最大風速の統計開始以来の観測史上1位を更新した。
平成25(2013)年 10月15日～16日	台風第26号による暴風・大雨	10月11日03時にマリアナ諸島付近で発生した台風第26号は、発達しながら日本の南海上に北上し、大型で強い勢力のまま、16日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近した。その後、台風は関東の東海上を北上し、16日15時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。この台風および台風から変わった温帯低気圧により、15日と16日を中心に、西日本から北日本の広い範囲で暴風、大雨となった。 特に東京都大島町では、台風がもたらす湿った空気の影響で、16日未明から1時間100ミリを超える猛烈な雨が数時間降り続き、24時間の降水量が800ミリを超える大雨となった。10月14日から16日までの総降水量は、東京都大島町大島で824.0ミリ、静岡県伊豆市天城山で399.0ミリとなるなど、関東地方や東海地方では300ミリを超えたほか、統計期間が10年以上の観測地点のうち、最大1時間降水量で2地点、最大3時間降水量で9地点、最大24時間降水量で14地点が統計開始以来の観測史上1位を更新した。風については、宮城県女川町江ノ島で33.6m/s、千葉県銚子市銚子で33.5m/sの最大風速を観測するなど、各地で暴風を観測した。
平成26(2014)年 7月6日～11日	台風第8号および梅雨前線による大雨と暴風	7月4日9時にマリアナ諸島付近で発生した台風第8号は、発達しながら日本の南海上に北上し、6日に大型で非常に強い勢力となり、8日には大型で非常に強い勢力を保ったまま沖縄本島と宮古島の間を通過した。その後、次第に勢力を弱めながら東シナ海を北上した台風第8号は、九州の西海上で進路を東に変え、10日7時前、鹿児島県阿久根市付近に上陸した。台風第8号は九州を通過した後、本州南岸を東に進み、10日18時半頃に和歌山県南部に上陸し、11日2時半頃に伊豆半島南部を通過、11日5時前に千葉県富津市付近に上陸した後、11日9時に関東の東海上で温帯低気圧に変わった。 この間、沖縄本島地方では記録的な大雨となったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨の降ったところがあった。また、台風の接近に伴い沖縄・奄美や九州南部を中心に暴風となった。このほか、10日には高知県及び三重県において、竜巻とみられる突風が発生した。
平成26(2014)年 7月30日～8月26日	台風第12号、第11号と前線による大雨と暴風 平成26年8月豪	7月30日3時にフィリピンの東の海上で発生した台風第12号は、大型の台風となって沖縄の南海上に北上し、7月31日から8月1日にかけて沖縄・奄美に接近した。その後、台風第12号は暴風域を伴って北上し、8月4日3時に黄海で熱帯低気圧に変わ

	雨	った。また、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生した台風第11号は、強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴って8月7日に大東島地方に接近した。台風第11号は強い勢力を維持したまま比較的ゆっくりとした速度で北上し、10日6時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した後、次第に速度を速めながら四国地方、近畿地方を通過した。その後、台風第11号は暴風域を伴ったまま日本海を北上し、11日9時に日本海北部で温帯低気圧に変わった。 この期間、台風第12号や台風第11号の周辺の風と高気圧縁辺の風の影響で、南からの暖かく湿った空気の流れ込みが継続したほか、8月5日から10日にかけて、前線が西日本の日本海側から北日本にかけて停滞した。 これらの影響で、全国各地で大雨となった。台風第12号の接近に伴い、8月1日には沖縄・奄美で暴風となり、また、台風第11号の接近・上陸に伴い、8月7日から11日にかけて沖縄・奄美から東海地方にかけて暴風となった。 平成26年7月30日から8月26日にかけて発生した大雨について、気象庁は「平成26年8月豪雨」と名称を定めた。8月15日から20日にかけて、前線が本州付近に停滞し、前線上を低気圧が東に進んだ。前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本と東日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となった。 このため、局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、特に、16日から17日にかけては、近畿地方や北陸地方、東海地方を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨が降った所もあった。また、19日から20日にかけては、九州北部地方や中国地方を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨が降った所もあった。 平成26年7月30日から8月26日にかけて発生した大雨について、気象庁は「平成26年8月豪雨」と名称を定めた。
平成26(2014)年 10月13日～14日	台風第19号による大雨等	10月3日21時にマーシャル諸島付近で発生した台風第19号は、発達しながらフィリピンの東海上を西に進み、8日3時から9日12時かけて勢力が最大(中心気圧900hPa)となった。 台風は、フィリピンの東海上で進路を北に変えて沖縄の南海上を北上し、12日0時半頃に大型で非常に強い勢力で沖縄本島付近を通過した。13日には東シナ海で進路を北東に変え、13日8時半頃に鹿児島県枕崎市付近、13日14時半頃に高知県宿毛市付近、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近にそれぞれ上陸した。 速度を速めながら近畿地方、東海地方、関東地方、東北地方を進み、14日9時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。この台風により、沖縄・奄美と西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に大雨や暴風となり、海上は猛烈なしけとなった。
平成27(2015)年 6月2日～7月26日	梅雨前線および台風第9号、第11号、第12号による大雨	6月2日から7月26日にかけて、日本付近に停滞する梅雨前線の活動が断続的に活発となった。また、この間、7月9日から10日にかけて、台風第9号が沖縄地方に接近したほか、7月16日から17日にかけて台風第11号が、7月23日から26日にかけて台風第12号が日本に接近し上陸した。 これらの台風や前線等の影響により、九州南部・奄美地方の多いところで総降水量が2,000ミリを超えるなど、各地で大雨となっ

		た。また、台風第 9 号や第 12 号の影響で、沖縄県や鹿児島県を中心に、台風第 11 号の影響で近畿地方を中心に暴風や強風となった。このほか、6 月 15 日から 16 日にかけて関東地方北部を中心に、7 月 22 日には山形県で竜巻等の突風が発生した。 この大雨や暴風等により、土砂災害、浸水害、河川の氾濫等が発生し、甚大な被害となった。梅雨前線による 6 月の大雨では、九州を中心に土砂災害や浸水害が相次いだ。また、台風第 11 号の影響で、西日本や東日本で土砂災害や河川の氾濫が相次ぎ、兵庫県や埼玉県で死者計 2 名の人的被害や住家被害が生じたほか、ライフライン、公共施設、農地等への被害及び交通障害が発生した。さらに、台風第 12 号の影響で、鹿児島県を中心に浸水害等が発生した。
平成 27 (2015) 年 8 月 24 日～26 日	台風第 15 号による大雨等	23 日夜から 24 日明け方にかけて、非常に強い勢力で先島諸島に接近・通過した後、沖縄本島や奄美大島の西海上を北東に進み、25 日未明には薩摩半島の西の海上に達した。その後、25 日 6 時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま九州北部を北上し、25 日昼前に、日本海に達した。 沖縄県の石垣島で 23 日 21 時 16 分に 71.0 メートルの最大瞬間風速を観測する等、南西諸島や九州を中心に猛烈な風が吹き、海上は猛烈なしけとなった。また、西日本から東日本にかけての広い範囲で、風が強く、うねりを伴い波が高くなった。 台風や南から流れ込む暖かく湿った空気の影響で、南西諸島や西日本、東海地方で大雨となり、九州や山口県、三重県で局地的に 1 時間に 80 ミリを超える猛烈な雨が降った。
平成 27 (2015) 年 9 月 7 日～11 日	台風第 18 号等による大雨 ※平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨 (9 月 9 日～9 月 11 日)	9 月 7 日 03 時に発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北上し、9 月 9 日 10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、日本海に進み、同日 21 時に温帯低気圧に変わった。 台風第 18 号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。 平成 27 年 9 月 9 日から 9 月 11 日にかけて発生した大雨について、気象庁は「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」と名称を定めた。
平成 28 (2016) 年 6 月 19 日～30 日	梅雨前線による大雨	6 月 19 日から 25 日にかけて、本州付近に梅雨前線が停滞し、その前線を次々と低気圧が通過した。その後前線は南下し、一時活動が弱まったが、27 日以降再び本州付近に北上し活動が活発となった。これらの影響で、西日本を中心に大雨となった。
平成 28 (2016) 年 8 月 16 日～31 日	台風第 7 号、第 11 号、第 9 号、第 10 号及び前線による大雨・暴風	8 月に相次いで発生した台風第 7 号、第 11 号、第 9 号は、それぞれ 8 月 17 日、21 日、23 日に北海道に上陸した。台風第 10 号は、8 月 30 日に暴風域を伴ったまま岩手県に上陸し、東北地方を通過して日本海に抜けた。これらの台風等の影響で、東日本から北日本を中心に大雨や暴風となり、特に北海道と岩手県では、記録的な大雨となった。
平成 29 (2017) 年 6 月 30 日～7 月 10 日	梅雨前線（九州北部豪雨）及び台風第 3 号による大雨と暴風	梅雨前線が、6 月 30 日から 7 月 4 日にかけて北陸地方や東北地方に停滞し、その後ゆっくり南下して、7 月 5 日から 10 日にかけては朝鮮半島付近から西日本に停滞した。 また、7 月 2 日 09 時に沖縄の南で発生した台風第 3 号は、東シナ

		海を北上し、7月4日08時頃に長崎市に上陸した後東に進み、5日09時に日本の東で温帯低気圧に変わった。 梅雨前線や台風第3号の影響により、西日本から東日本を中心に局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。特に、7月5日から6日にかけては、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本で記録的な大雨となった。
平成29(2017)年 9月15日～19日	台風第18号及び前線による大雨・暴風等	9月9日にマリアナ諸島で発生した台風第18号は、日本の南を北西に進み、13日に非常に強い勢力で宮古島付近を北上した。台風は、15日には東シナ海で向きを東寄りに変え、17日11時半頃に鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、台風は暴風域を伴ったまま日本列島に沿って北上し、高知県や兵庫県、北海道に再上陸して、18日21時にサハリンで温帯低気圧となった。台風や活発な前線の影響で、南西諸島や西日本、北海道を中心に大雨や暴風となった。また、台風の影響で、南西諸島や西日本を中心に猛烈なしけとなり、大潮の時期と重なったため西日本を中心に高潮となった。 これらの影響で、大分県をはじめ西日本を中心に河川の氾濫や浸水害、土砂災害等が発生した。また、各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航等の交通障害が発生した（災害・被害に関する情報は、平成29年9月19日8時の内閣府とりまとめによる）。
平成30(2018)年 5月20日～7月10日	前線(平成30年7月豪雨)及び台風第7号による大雨等	6月28日以降、華中から日本海を通して北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。 6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけた。 風については、台風第7号の通過に伴い、沖縄から西日本で7月1日から5日にかけて最大風速20メートルを超える非常に強い風を観測した。また、沖縄・奄美から九州地方にかけて海は大しけとなった。 これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生した。
平成30(2018)年 8月20日～9月5日	台風第21号による暴風・高潮等	8月28日に南鳥島近海で発生した台風第21号は、日本の南を北西に進み、9月3日には向きを北寄りに変え、4日12時頃に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸した。その後、4日14時頃には

		兵庫県神戸市に再び上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断し、日本海を北上、5日9時には間宮海峡で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、顕著な高潮となったところがあった。 風については、高知県室戸市室戸岬では最大風速 48.2 メートル、最大瞬間風速 55.3 メートル、大阪府田尻町関空島（関西空港）では最大風速 46.5 メートル、最大瞬間風速 58.1 メートルとなるなど四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、観測史上第 1 位となったところがあった。また、四国や近畿地方では海は猛烈なしけとなった。 高潮については、最高潮位が大阪府大阪市では 329 センチメートル、兵庫県神戸市では 233 センチメートルなど、過去の最高潮位を超える値を観測したところがあった。 雨については、9月3日から9月5日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で 300 ミリを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。 これら暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生した。
平成 30 (2018) 年 9 月 28 日～10 月 1 日	台風第 24 号による暴風・高潮等	9 月 21 日にマリアナ諸島近海で発生した台風第 24 号は、沖縄の南を北西に進み、9 月 28 日から 30 日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら、30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、10 月 1 日 12 時までに日本の東で温帯低気圧に変わった。 台風第 24 号の接近・通過に伴い、広い範囲で暴風、大雨、高波、高潮となり、特に南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に、これまでの観測記録を更新する猛烈な風または非常に強い風を観測した所があったほか、紀伊半島などで過去の最高潮位を超える高潮を観測した所があった。 風については、鹿児島県奄美市笠利では最大風速 40.0 メートル、最大瞬間風速 52.5 メートル、東京都八王子市八王子では最大風速 26.3 メートル、最大瞬間風速 45.6 メートルとなるなど南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に猛烈な風または非常に強い風を観測し、観測史上第 1 位となったところがあった。また、南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側では海は 9 メートルを超える猛烈なしけとなった。 高潮については、和歌山県串本町では最高潮位 254 センチメートル、三重県尾鷲市では最高潮位 145 センチメートルなど、過去の最高潮位を超える値を観測したところがあった。 雨については、9 月 28 日から 10 月 1 日までの総降水量が九州地方及び四国地方や東海地方で 400 ミリを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。 これら暴風及び高波、高潮、大雨の影響で、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフライン等への被害が発生した。

令和元（2019）年 10月12日～13日	台風第19号による暴風・大雨等	10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。 台風は、大型で強い勢力を保ったまま、12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 台風第19号の影響による記録的な大雨により、12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、13日0時40分に岩手県の合計1都12県に対して大雨特別警報が発表された。 台風第19号は、13日に温帯低気圧に変わったが、その後も前線や低気圧の影響により、18日夜から19日夕方にかけて関東地方から東海地方にかけての太平洋側では局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降った。 気象庁は、台風第19号について、その名称を「令和元年東日本台風」と定めた。
令和2（2020）年 7月3日～31日	令和2年7月豪雨	7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生した。気象庁は、顕著な災害をもたらしたこの一連の大雨について、災害の経験や教訓を後世に伝承することなどを目的として「令和2年7月豪雨」と名称を定めた。 7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通過して東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日は記録的な大雨となった。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となった。 気象庁は、熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒をよびかけた。 7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方、及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。また、旬ごとの値として、7月上旬に全国のアメダス地点で観測した降水量の総和及び1時間降水量50mm以上の発生回数が、共に1982年以降で最多となった。 この大雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生した。また、西日本から東日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、埼玉県三郷市で竜巻が発生したほか、各地で突風による被害が発生した。
令和3（2021）年 7月1日～10日	梅雨前線による大雨	梅雨前線が、6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞した。梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。 7月3日にかけて、梅雨前線は本州南岸に停滞した。7月1日には伊豆諸島で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月2日から3日にかけては、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨により静岡県熱海市で土石流が発生したほか、

		河川の増水や低地の浸水が発生した。 7月4日以降、梅雨前線は次第に北上し西日本から東日本の日本海側でも雨となった。特に7月7日は、中国地方の日本海側で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月8日は、広島県を中心に日降水量が200ミリを超える大雨となった。7月9日夜から10日にかけては、九州南部を中心に雷を伴い猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り、9日からの総雨量が鹿児島県さつま町で500ミリを超える記録的な大雨となった。このため、気象庁は10日5時30分に鹿児島県、5時55分に宮崎県、6時10分に熊本県に大雨特別警報を発表した。青森県、三重県、島根県や鳥取県で1時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。
--	--	--